障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成３０年３月１４日(水)

社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

目　　次

１　地域生活支援事業等の円滑な実施等について ……１

２　意思疎通支援について ……10

３　障害者の社会参加の促進について ……19

〇資料

１－１　地域生活支援事業費等補助金　平成 30 年度予算（案）の概要……31

１－２　地域生活支援事業等実施要綱新旧対照表(案)　……32

１－３　地域生活支援事業費等補助金　執行スケジュール（案）……63

１－４　地域生活支援事業等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱新旧対照表（案）　……64

１－５　地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況……145

１－６　移動支援の実施状況【都道府県別】　……146

１－７　地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】　……147

１－８　理解促進研修・啓発事業の取組事例　……148

１－９　自発的活動支援事業の取組事例　……149

１－10　心のバリアフリー推進事業の取組事例　……150

１－11　平成 29 年度版障害者白書（抜粋）　……151

１－12　厚生労働省ホームページ（抜粋）　……154

１－13　学校における交流及び共同学習の推進について……155

２－１　意思疎通支援の実施体制整備状況【都道府県別】……169

２－２　要約筆記者指導員養成研修　年度別受講・修了者数の推移……173

２－３　失語症者向け意思疎通支援事業イメージについて……174

２－４　聴覚障害者情報提供施設設置状況……175
２－５　視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要　……176
２－６　ＩＴサポートセンターの事業取組状況　……177
２－７　避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について（例）　……178
２－８　平成 30 年度内閣府防災部門予算案 ……179
２－９　盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について ……183
２－10　手話通訳技能認定試験　都道府県別合格者数　……184
２－11　Ｎｅｔ１１９緊急通報システムの全国導入　……185

３－１　障害者の芸術文化活動支援の概要　……187
３－２　国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）の案内、実施事業　……190
３－３　身体障害者補助犬関係資料　……192
３－４　認定補聴器専門店と認定補聴器技能者……193
３－５　障害者自立支援機器等開発促進事業の概要等　……194

1　地域生活支援事業等の円滑な実施等について

（１）平成 30 年度予算（案）

地域生活支援事業等は、各自治体が実施主体として、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業である。また今年度より、地域生活支援事業に含まれる事業やその他補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、５割等の補助率を確保し質の高い事業実施を図ることとしている。

来年度予算（案）においては、以下のとおり事業の見直しを行い、「地域生活支援事業費等補助金」として、総額で 493 億円の予算額を計上している。

各自治体においては、地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の趣旨を踏まえ、引き続き、効果的・効率的に事業が展開されるようお願いする。

（資料１－１）平成 30 年度予算（案）の概要

①　地域生活支援事業

地域生活支援事業については、市町村及び都道府県における事業の着実な実施に必要な予算（451 億円）を計上している。具体的には、必須事業への更なる支援を図る観点から、一部の事業を地域生活支援促進事業へ移行したほか、必要な事業の追加・拡充を行うこととしている。

なお、見直しの内容は以下のとおりである。

ア　追加・拡充

・　意思疎通支援者養成研修（都道府県必須事業）の対象に「失語症者向け意思疎通支援者養成研修」を追加し、全国での失語症者向け意思疎通支援者の養成を図る。
・　障害保健福祉圏域ごとの関係者による協議の場を通じ、精神科病院等関係機関との重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。
・　措置入院患者の退院後支援として、患者がレクリエーション活動等支援事業を通じ、円滑な社会復帰を促す機会を実施する事業を拡充。

イ　地域生活支援促進事業への移行

・身体障害者補助犬育成促進事業

②　地域生活支援促進事業

地域生活支援促進事業については、市町村及び都道府県における事業の着実な実施に必要な予算（42億円）を計上している。具体的には、地域生活支援事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、新たに「地域生活支援促進事業」へ位置付けるほか、必要な事業の拡充を行うこととしている。

その事業の内容は以下のとおりである。

ア　地域生活支援事業からの移行

・身体障害者補助犬育成促進事業

2020年オリパラ大会に向けて、良質な補助犬の十分な量及び質の確保が必要であるため、マッチングを含む各補助犬の育成に要する経費を拡充。

イ　新規事業

・発達障害児者及び家族等支援事業

発達障害児者の家族同士の支援を推進する観点から、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を拡充。

・発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

発達障害の専門的医療機関を中心としたネットワークを構築し、発達障害の診療・支援が可能な医療機関の確保を図る。

・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

障害保健福祉圏域ごとの関係者による協議の場を通じ、精神科病院等関係機関との重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

・重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

重度訪問介護の利用者が大学等に修学するに当たって必要な身体介護等を、大学等における支援体制が構築されるまでの間において提供する。

ウ　事業の拡充

・工賃向上計画支援等事業

農福連携による障害者就労支援に関し、働き方改革実行計画において、平成30年度までに全都道府県で実施とされていることを踏まえ拡充。

・障害者芸術文化祭・開催事業

開催期間の長期化と開催県内の広域的な実施に鑑み、開催経費の補助を拡充。

・障害者就業・生活支援センター事業

障害者雇用対策基本方針に基づき、全障害保健福祉圏域への設置に向け、補助を拡充。

具体的な事業内容については、参考資料として掲載している「地域生活支援事業等実施要綱新旧対照表（案）」を参照されたい。

（資料１－２）地域生活支援事業等実施要綱新旧対照表（案）

③　地域生活支援事業と地域生活支援促進事業の関係

「地域生活支援事業」は、各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は各自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」としている。

一方で、「地域生活支援促進事業」は、国として促進すべき事業について特別枠に位置づけ、５割等の補助率を確保し質の高い事業実施を図ることとしており、事業ごとに交付する補助金によりそれぞれの事業を実施するものである。

従って、地域生活支援事業に交付された補助金と地域生活支援促進事業に交付された補助金の配分を変更することはできないので、補助金の執行に当たっては留意されたい。

④　平成 30 年度の実施方針と補助金の配分方法

（ア）　地域生活支援事業については、今年度に引き続き、自治体による必須事業の着実な実施を支援することを重点課題とする。これを踏まえ、補助金の配分は必須事業の実績等を最大限配慮することとする。

（イ）　地域生活支援促進事業については、各事業に係る補助基準額を補助金交付要綱に定めて実施することとしている（一部の事業及び特別促進事業については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする）。

（ウ）　地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業に係る地域生活支援事業費等補助金の執行スケジュールは、別添（資料１－３）を予定している。

なお、地域生活支援事業の特別支援事業、地域生活支援促進事業の一部事業及び特別促進事業については、各自治体より国庫補助協議をして頂くこととしているが、具体的な取扱いや進め方については、予算成立後に速やかにお示しする。

（資料１－３）地域生活支援事業等補助金　執行スケジュール（案）

（２）地域生活支援事業等実施要綱及び補助金交付要綱の一部改正内容

上記「（１）平成 30 年度予算案」の内容を踏まえ、地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業に係る実施要綱及び補助金交付要綱の一部改正を予定しており、予算が成立し次第、改正通知を速やかに発出することとしている。

（資料１－２（再掲））地域生活支援事業等実施要綱新旧対照表（案）

（資料１－４）地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱新旧対照表（案）

（３）必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組み

地域生活支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）において、市町村が実施するものとして必須事業を定めている。この必須事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要な事業が位置づけられているが、平成 28 年度末時点において実施体制が整備されておらず、未だ実施していない市町村が見受けられる。

必須事業の実施体制が整備されていない市町村においては、利用対象者からサービスを受けたい旨の申し出があった際、確実にサービス提供につなげられるよう、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いしたい。併せて、各都道府県においては、管内市町村に対する支援をお願いしたい。

（４）地域生活支援事業の適正な実施

①　事業者に対する指導等の実施

地域生活支援事業は、公費により実施される事業であり、適正な実施が求められているが、これまで、移動支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター機能強化事業等において、事業者の不正受給事案等が生じていた旨の報告を受けている。

また、市町村の任意事業である日中一時支援事業において、預かりを行った乳幼児が死亡するといった事故の報告も受けているところである。

各自治体においては、引き続き、事業者に対する指導・点検をお願いするとともに、任意事業における事業者の登録や指定等を行うに当たっても、事業が安全に実施できる体制にあるかなど、慎重に判断されたい。

②　地域生活支援事業等の補助対象外事業

地域生活支援事業等の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱において次のように明記している。

> 【地域生活支援事業実施要綱（抜粋）】
> ６　留意事項
> （４）次に掲げる事業については、補助対象とならない。
> 　ア　地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業
> 　イ　国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
> 　ウ　都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

しかしながら、一部の市町村においては、

○　障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」に位置付けている
○　他制度で支給すべき機器等を「日常生活用具給付等事業」の対象としている

等、補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去において見受けられた。

各自治体においては、引き続き、補助金の交付申請等に当たり、国庫補助対象外の事業が含まれていないことを十分に確認するようお願いする。

③　障害特性に配慮したサービス提供の推進

関係団体から、障害福祉サービス事業者と利用者との契約において契約内容を点字、音声等で提供する等、障害特性に配慮した取組みを推進して欲しい旨の意見が

寄せられている。

各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

（５）地域生活支援事業における利用者負担

平成 22 年４月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについて、これまでの課長会議等において検討をお願いしてきたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いを踏まえ、地域生活支援事業に係る利用者負担について、利用者の負担能力に応じた利用者負担について検討をお願いしたい。

特に、意思疎通支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担の状況等を十分に踏まえ、引き続き、サービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

（資料１－５）地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況

（平成 28 年度）

（６）移動支援事業

①　効果的・効率的なサービス提供

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で、適切な利用時間を設定するなど、真に必要とする者にサービスが適切に提供されるようお願いする。

また、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組みについても配慮願いたい。

更に、複数の障害者等について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、実施していない市町村においては活用を図られたい。

（資料１－６）移動支援事業の実施状況【都道府県別】

②　視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業

視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業は、視覚障害者の移動の支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本盲人会連合の事業として実施されている。この研修の修了者は、視覚障害者の移動支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図る指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等の講師としての活用について検討されたい。

（７）地域活動支援センターの安定的な運営の確保

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられている。

地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の小規模作業所の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

（参考）地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税（普通交付税）の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

（資料１－７）地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

（８）心のバリアフリーを広めるための取組について

①　「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」

平成 29 年 2 月 20 日に第一回ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議が開催され、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（以下「行動計画」という。）が決定された。

行動計画に示された心のバリアフリーを広げるための地域における取組や障害のある人による取組については、地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業、また地域生活支援促進事業の「心のバリアフリー」推進事業の活用が期待されていることから、各自治体において積極的な取組をお願いしたい。

なお、理解促進研修・啓発事業、自発的活動等支援事業及び「心のバリアフリー」推進事業について、平成 29 年度の取組事例をまとめているので、事業実施にあたり、参考とされたい。

（資料１－８）理解促進研修・啓発事業の取組事例
（資料１－９）自発的活動等支援事業の取組事例
（資料１－10）「心のバリアフリー」推進事業の取組事例

②　障害者等の理解促進に対する取組について

「理解促進研修・啓発事業」や「「心のバリアフリー」推進事業」の実施に当たっては、障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等（障害者に関するマークについて（平成 29 年度版障害者白書（抜粋））参照）、障害者等に対する理解を深めるための普及・啓発を目的とし

た広報活動の実施についても引き続きお願いする。

障害者等の理解促進に対する取組については、例えば以下のとおり、東京都におけるヘルプマークや鳥取県におけるあいサポート運動などの取組が実施されているので、今後検討される場合には参考とされたい。

また、障害者に関するマークの紹介に当たっては、マーク等の配布のみにとどまらず、支援等が必要な者に適切な支援が届くよう、当該マークの持つ意味を広く地域住民に周知することも併せて取り組まれたい。

（資料１－11）障害者に関するマークについて（平成 29 年度版障害者白書（抜粋））

ア　ヘルプマークについて

ヘルプマークは、東京都において、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークである。

都民に対して、電車などでポスターを掲示する等により、ヘルプマークを必要とする方に対して当該マークの所持を促すとともに、ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動を呼びかけている。

また、平成 29 年７月には日本工業規格（ＪＩＳ）に位置付けられ、厚生労働省においても、これを契機に、ホームページへ掲載し、広く周知を図っている。

（資料１－12）厚生労働省ホームページ抜粋

イ　あいサポート運動について

鳥取県では、地域の誰もが障害のある方と共に生きるサポーターになっていただく取組として「あいサポート運動」を推進している。この運動は、様々な障害の特性などを理解するための研修に参加した方を「あいサポーター」として認定し、日常的に「あいサポートバッジ」を着用して、障害のある方が困っているときにちょっとした手助けを行うものである。この運動によって、障害のある方に気軽に手助けしやすい環境づくりを進めるとともに、「障害を知り、共に生きる」をスローガンとして、障害のある方が暮らしやすい地域社会の実現に向けて取り組んでいる。

③　「心のバリアフリー」学習推進会議取りまとめ報告書について

行動計画に基づき、文部科学省と協力し、平成 29 年７月より「心のバリアフリー学習推進会議」を開催し、学校における障害のある人との交流の活性化のための方策等について、検討を進め、「学校における交流及び共同学習の推進について」（以下「報告」という。）が取りまとめられた。

報告においては、学校における障害のある人との交流を推進する方策として、学校における取組と地域生活支援事業等の理解促進研修・啓発事業、自発的活動等支

援事業及び「心のバリアフリー」推進事業が連携することや、教育委員会が福祉部局等と連携し、障害のある人との交流ができる団体や施設の連絡先を整理して学校に共有すること、また、障害のある子供の卒業後も見据えた支援の観点から、教育委員会、福祉部局、学校、社会福祉法人や社会福祉協議会、障害者スポーツや文化芸術等の関係団体等において、ネットワークを形成することが重要であることが提言された。

学校における障害のある人との交流や地域の教育と福祉の連携のためのネットワーク形成の促進に向けた取組について、積極的に協力されたい。なお、文部科学省より、各教育委員会等に対し、報告を踏まえた取組の充実について、依頼されていることを申し添える。

（資料１－13）「学校における交流及び共同学習の推進について」

（参考）ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（抄）

Ⅱ．「心のバリアフリー」

２．具体的な取組

１）学校教育における取組

従来より「心のバリアフリー」に向けて取り組んできた学校も多く、それらの好事例を踏まえた上で、全国において、幼児期から青年期の発達段階に応じて、かつ、切れ目なく「心のバリアフリー」の教育を展開する。

その際には、共生社会に向けて、多様性を理解し、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を踏まえ、差別や排除の行動を行わず、お互いの良さを認め合い協働していく力を養うべく、指導の方法を検討すべきである。特に、障害のある人との触れ合い等の体験活動を通じて、子供達が頭で理解するだけでなく、感性としても「心のバリアフリー」を身に付けることが重要である。

また、「心のバリアフリー」の教育の展開に当たっては、重複障害を含め様々な種別の障害のある人自身も役割を担うことが期待される。

また、子供への教育を通じて大人の意識を変化させていくことも重要である。同時に、大人自身が変わっていく姿を見せることで子供たちに教えていくことも大事である。

（具体的施策）

③障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開

・各学校において、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、平成 29 年度を目途に、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」を設置し、全国において、自治体単位で福祉部局、教育委員会、障害のある人やその支援等にかかわる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成を促進する方策を検討し、平成 29 年度中に平成 30 年度以降実施する具体的な取組について結論を得る。［文部科学省、厚生労働省］

３）地域における取組

共生社会を真の意味で実現していくためには、生活のあらゆる場面で、障害のある人もない人もお互いに「心のバリアフリー」を体現していなくてはならない。そのためには、障害のある人が生活する地域において、そこに住む人々とのつながりを通じた、切れ目のないかつ持続可能な取組が展開される必要がある。また、その際には、障害には重複障害を含め、様々な種類や程度があることについても、理解が促進されるよう取り組むことが必要である。また、地域における取組の実施に当たっては、障害のある人自身や障害者団体が主体的にかかわることが期待される。

(具体的施策)

①地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組

平成 28 年度以降、地方自治体、社会福祉協議会、障害者社会参加推進センター、障害のある人への支援等にかかわる社会福祉法人、NPO、地域に所在する学校、企業、町内会等とが連携し、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させるための取組を行えるよう、取組事例を地方自治体に対して周知・啓発する。［厚生労働省等］

5）障害のある人による取組

共生社会に向けた「心のバリアフリー」の取組を加速させるためには、障害のある人自身やその家族が、「障害の社会モデル」を踏まえて自らの障害を理解し、社会的障壁を取り除く方法を相手に分かりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることが重要であり、そのために障害のある人自身やその家族を支援することも必要である。

(具体的施策)

・障害者団体や障害のある人を支援する社会福祉法人等の障害者支援関係団体を中心として、障害のある人自身が上記のコミュニケーションスキルを身に付けるための取組を進める地方自治体を支援する。また、ピアサポート（障害のある人自身やその家族が悩みを共有することや情報交換のできる交流）などの取組を進める地方自治体を支援する。更に、平成 29 年度以降、この取組を広めていくために必要な周知啓発を障害者団体に対して行う。［厚生労働省、内閣官房］

２　意思疎通支援について

（１）意思疎通支援の強化等

ア　意思疎通支援事業

地域生活支援事業の必須事業である意思疎通支援事業の実施体制については、資料２－１のとおりである。都道府県等におかれては、「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」（平成 25 年３月 27 日障企自発 0327 第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）を参考に、引き続き適切な実施及び実施率の向上に努めていただきたい。

また、意思疎通支援を強化するため、意思疎通支援を行う者の派遣や養成において充実を図った場合等には、地域生活支援事業の特別支援事業により支援することとしているほか、社会福祉法人全国手話研修センターによる手話通訳者・手話通訳士の資質向上のための現任研修について、平成 30 年度も引き続き実施することとしているので、各都道府県等には積極的に受講者を派遣するなどの配慮をお願いしたい。

また、平成 29 年度から、手話通訳者の設置がない市町村窓口等において、遠隔手話通訳サービスを導入した場合にも、地域生活支援事業の対象とすることとしているが、本対応は聴覚障害者に対する意思疎通支援体制の強化の一手段として、手話通訳者の設置が困難な自治体に限り対象とするものと考えており、現在設置されている手話通訳者の代替として遠隔手話通訳サービスを導入することを想定しているものではないことにご留意いただきたい。

（資料２－１）意思疎通支援の実施体制整備状況【都道府県別】

イ　意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項

事業実施にあたっては、次に掲げる事項についてご留意願いたい。

○　視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努められたいこと

○　派遣対象について、利用者の意向に配慮されたいこと

○　視覚に障害のある方々の意思疎通を図る方法については、点訳や音声訳、読み書きを支援するための代読や代筆などの方法があるので、それぞれのニーズを的確に把握し、必要な支援体制が早期に整備できるよう都道府県における実施も検討されたいこと

○　平成 27 年 12 月の社会保障審議会障害者部会の報告書の指摘も踏まえ、対象者に失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、重度の身体障害、難病を新たに明記し、対象者を明確化したので、引き続き、事業実施について留意されたいこと

○　平成 28 年６月 28 日付障害保健福祉部企画課長通知により、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が入院する際に、意思疎通支援事業が利用可能であることを周知したので、ご留意願いたいこと。なお、本通知の内容については、平成 30 年４月以降、重度訪問介護の訪問先が医療機関に拡大されても、取扱いは変わらないため、併せて

ご留意願いたいこと

○　専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣については、大都市等の特例により、指定都市及び中核市においても必須事業となっていること

　具体的には、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣について必須事業として行うこと

○　また、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催へ向けた国際手話通訳者の養成についても「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」において実施することが可能となっているので、ご留意願いたいこと

○　「音声コード普及のための研修」については、障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業の必須事業である「理解促進研修・啓発事業」を活用する等音声コードの普及を促進していただきたいこと

ウ　要約筆記者の養成及び派遣

　要約筆記者派遣事業については、平成 23 年度に新たに要約筆記者養成カリキュラムを策定し、多様なニーズに対応できる「要約筆記者」を養成・派遣することとし、平成 25 年度からは、要約筆記者派遣事業には原則として登録試験を合格した「要約筆記者」を派遣することとしているところである。

　平成 30 年度も引き続き、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに要約筆記者指導者の養成研修事業を委託することとしているので、特に参加の少ない都道府県等におかれては、積極的に受講者を派遣していただくとともに、その研修修了者を活用して、各都道府県等において確実に養成研修事業を実施していただきたい。

　また、「厚生労働省カリキュラム準拠　要約筆記者養成テキスト」の改訂版が発行予定であるため、養成研修実施に当たってご留意いただきたい。

　発行予定日：平成 30 年３月 31 日

　主な改訂点：パソコン要約筆記における実技学習内容の変更、社会福祉に関する最近の動向の記載修正

　なお、パソコン要約筆記については、補完テキストの発行（平成 30 年４月以降予定）も予定しているため、併せてご留意いただきたい。

（資料２－２）要約筆記者指導員養成研修事業の参加状況

エ　失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣

　失語症者に対する意思疎通支援については、平成 28 年度に、失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム及び養成研修テキストを作成し、各都道府県障害福祉主管課及び各都道府県言語聴覚士会へ周知したところである。

　平成 29 年度は、（一社）日本言語聴覚士協会の協力のもと、養成研修の講師となる人材を養成する「失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修」を実施し、全 47 名（各都道府県から１名ずつ）が修了された。なお、今後は、本研修は（一社）日本言語聴覚士協会への委託により実施予定であり、平成 30 年度は各都道府県２名ずつの

募集を予定しているため、各都道府県においては参加者の推薦について、ご対応をお願いしたい。

平成 30 年度は、地域生活支援事業の「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（都道府県必須事業）」に「失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業」が追加されることとなっている。各都道府県においては、支援の全国展開に向け、指導者養成研修修了者を中心として、支援者養成研修事業の実施に取り組むなどの対応をお願いしたい。

また、養成された支援者の派遣については、「意思疎通支援事業（市町村必須事業）」における実施を原則とするが、地域の実情を勘案し、都道府県が市町村に代わって実施することも可能であるため、今後の支援者派遣の実施体制構築に向け、各都道府県及び市町村で連携しつつ進めていただきたい。

（資料２－３）失語症者向け意思疎通支援事業イメージについて

（２）情報・コミュニケーション支援

ア　視聴覚障害者への情報提供体制

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、障害者基本法第 22 条（情報の利用におけるバリアフリー化等）において、より一層の充実が求められている。

従前から地域における視聴覚障害者への情報提供を行う施設として、視聴覚障害者情報提供施設（身体障害者福祉法第３４条）の整備を各地で進めていただいているところである。同施設では、点字刊行物や録音図書の製作・貸出、聴覚障害者が利用する字幕（手話）入り録画物の製作・貸出、点訳や手話通訳等を行う者の養成や派遣、視聴覚障害者に関する相談等が行われ、障害者の情報・コミュニケーション支援の拠点としての機能を果たしている。

また、東日本大震災直後から被災地への手話通訳者等の派遣や、全国の視覚障害や聴覚障害の団体で構成する現地支援本部の活動を支援するなど、発災時にも大きな役割を果たしており、今後も災害時における被災障害者の安否確認や、避難所における情報支援などの役割を担うなど、その積極的な活用が期待されている。

このようなことから、聴覚障害者情報提供施設は、平成 24 年度までの「重点施策実施５ヶ年計画」において、全県設置を目指すとともに、平成 25 年度から平成 29 年度までの「第３次障害者基本計画」においても、計画終了年度までに全都道府県に設置することを成果目標として掲げているところである。

しかしながら、平成 29 年 12 月末現在、全国で 53 施設（指定都市を含む）の設置にとどまっていることから、引き続き、未設置の自治体におかれては、設置についての検討をお願いする。

（資料２－４）聴覚障害者情報提供施設設置状況

イ　視聴覚障害者情報提供施設に係る運営費

点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用については、身体障害者保護費国庫負担金交付要綱に示す基準額により算定することとしている。

また、国際障害者交流センター（「ビッグ・アイ」）が実施する「災害時視聴覚障害者支援リーダー養成研修事業」の研修修了者を活用して、地域において実践的救援訓練を実施した場合、その費用については「施設機能強化推進費」の「総合防災対策強化事業」の対象としているので活用いただきたい。（平成 25 年５月 20 日付事務連絡　「「災害時視聴覚障害者リーダー養成研修事業」の研修終了者を活用した地域における実践的救援訓練について」）

また、身体障害者保護費国庫負担金については、平成 22 年度の決算検査報告において、対象外経費への不適切な支出についての指摘を受けているため、各自治体においては、引き続き、適正な事務処理に努めていただきたい。

ウ　視覚障害者情報総合システム「サピエ」の運用

視覚障害者情報総合システム「サピエ」の運用開始（平成 22 年４月から）により、身近に点字・録音図書情報等の提供が行えるようになったが、さらに、平成 28 年度より、サピエを活用し地域生活情報の提供等を行う「視覚障害者用地域情報提供事業」を地域生活支援事業に追加したところであるので、当該事業の実施について、引き続き検討をお願いする。

また、全国の「聴覚障害者情報提供施設」に、デジタル方式の字幕入り映像製作機器を整備し、地域の聴覚障害者への映像情報等の提供を推進したところであり、視聴覚障害者への情報保障の充実を図る観点から、引き続き視聴覚障害者情報提供施設に整備した機能の有効活用をお願いしたい。

（資料２－５）視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

エ　点字図書、大活字図書等の給付

視覚障害者が情報を得るために必要な「点字図書」や「大活字図書」、「DAISY 図書」などについては、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業において利用者の状況等に応じて柔軟に支給できることとなっているので、引き続き、各市町村においては、地域の障害者の実情やニーズ等を十分に踏まえた上で、必要な用具の給付等が適切に行われるよう配慮願いたい。

オ　手話通訳者等の人材養成

都道府県や市町村において開催される手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成及び手話通訳士・手話通訳者の技術向上を図る現任研修については、社会福祉法人全国手話研修センターに委託し、全国的規模で実施しているところである。平成 30 年度も引き続き同様の実施を予定しているので、積極的に受講者を派遣されるようお願いしたい。

また、平成 25 年度から手話奉仕員養成研修事業を市町村地域生活支援事業の必須事業としたところであり、手話通訳者・手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修事業を社会福祉法人全国手話研修センターに委託して実施しているので、積極的に受講者を派遣していただくようお願いしたい。

カ　障害者の情報通信技術の利用機会拡大

情報通信における情報アクセシビリティの向上については、障害者基本計画において、ＩＴの活用により積極的に推進することとされている。

各都道府県においても、障害者のＩＴの利用・活用の機会拡大を図り、障害者の社会参加を一層推進するため、地域生活支援事業等を活用し、地域におけるＩＴ支援の総合サービス拠点となる障害者ＩＴサポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティアの養成・派遣等を積極的に実施していただくようお願いしたい。

（資料２－６）ＩＴサポートセンターの事業取組状況

キ　電話リレーサービス提供事業の実施について

聴覚障害者が一人で電話を掛けられるよう支援する「電話リレーサービス」について、平成 29 年度から、日本財団の協力のもと、４ヶ所の聴覚障害者情報提供施設に手話通訳や文字通訳に対応するオペレーターを配置し、電話リレーサービスの提供体制を確保する事業を実施している。

平成 30 年度は、提供体制の強化を図り、実施施設数やオペレーターを増加させることとしており、より多くの利用者の受入が可能となる。

利用登録は日本財団のホームページから可能であるため、各自治体においても、聴覚障害者の電話リレーサービス利用が進むよう、事業内容や登録方法等の周知をお願いしたい。

（参考）日本財団ホームページ　http://trs-nippon.jp/

（３）災害時における視聴覚障害者支援

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策が実施されることが重要である。

こうした避難行動要支援者の避難対策について、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年８月内閣府（防災担当））」をもとに、災害関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いしたい。

例えば、三重県（三重県聴覚障害者支援センター）においては、県内の９市町と「災害時における避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援に関する協定」を締結し、発災時に聴覚障害者情報提供施設が聴覚障害者に対して避難情報等の伝達や安否

確認等の活動を行うこととする取組が行われている。（（参考）三重県聴覚障害者支援センターホームページ　https://www.deaf-mie-center.com/）

特に、視聴覚障害者については、災害発生時には、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、①避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用通信やインターネットなど）の活用による通信の確保への配慮を、②避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な支援、災害時に活用可能なラジオや聴覚障害者用情報受信装置などを活用した情報提供など障害特性に応じた配慮をお願いしたい。

（資料２－７）避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について（例）

さらに、被災した障害者に対する支援を行った関係団体によると、被災した視聴覚障害者の中には、補装具や日常生活用具をはじめとする障害福祉施策に関する情報を持たない者も多くいたと報告されていることから、日頃より福祉制度に関する情報提供や周知を行うよう配慮をお願いしたい。

また、避難所（福祉避難所を含む。）及び避難経路の周知等については、地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」の活用が可能であるとともに、避難訓練等の災害対策活動を実施する場合には同事業の「自発的活動支援事業」の活用も可能としており、管内市町村にも積極的な活用の周知をお願いするとともに、内閣府（防災担当）の災害予防関係事業についても活用が可能であることから併せて周知をお願いしたい。

（資料２－８）平成 30 年度内閣府防災部門予算案
（http://www.bousai.go.jp/taisaku/yosan/index.html）

なお、福祉避難所の設置・活用の促進のため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（日本赤十字社 HP：http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/document/）が公表されているので参照されたい。

（４）盲ろう者向け福祉施策

「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、平成 25 年４月から都道府県地域生活支援事業の必須事業としているところであるが、都道府県のみならず、指定都市及び中核市においても実施していただくようお願いしたい。

なお、指定都市及び中核市において盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業が実施されるまでの間も、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣が受けられるよう都道府県と連携するようご留意いただきたい。

（資料２－９）盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について

また、平成 30 年４月から盲ろう者に対する同行援護を盲ろう者向け通訳・介助員が提供した場合の加算が新設され、盲ろう者の同行援護利用が促進される予定であるが、外出支援を中心とした同行援護の利用がなじまない場合や、地域資源の事情等により、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の実施が必要な場合があると考えられるので、引き続き本事業の推進が図られるようお願いしたい。

併せて、盲ろう者自身へ制度についての情報が届いていないために、盲ろう者向け通訳・介助員や同行援護等の利用をしていない方もいるという現状から、各都道府県等におかれては、当事者やその家族、サービス事業者等に対し、制度内容の周知に努めていただきたい。

養成研修事業については、平成 25 年度から都道府県地域生活支援事業の必須事業としているところであり、全都道府県において実施していただくとともに、指定都市及び中核市においても実施していただくようお願いしたい。同養成研修事業の講師については、「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」（社会福祉法人全国盲ろう者協会において実施）や、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会」（国立障害者リハビリテーションセンターにおいて平成 27 年度まで実施）の修了者が望ましいので、活用をお願いしたい。また、全国での研修実施体制確保のため、「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」へ積極的に受講者を派遣されたい。

なお、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」の実施に当たっては、「盲ろう者向け通訳･介助員の養成カリキュラム等について（平成 25 年３月 25 日障企自発 0325 第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）」をお示ししており、このカリキュラムを参考に同事業の実施に努めていただきたい。

（５）行政機関における視聴覚障害者等への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野において対応いただいているところであるが、平成 28 年４月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」の動向を踏まえ、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

とりわけ視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があることに配慮し、窓口には来訪者が必要な支援を受けられるよう、代筆・代読や筆談・手話等による支援が受けられることをわかりやすく掲示する等の対応が望ましい。

厚生労働省においては、平成 28 年度に、庁舎内の点字ブロックの拡充や、来訪者受付への情報支援機器（聞こえをサポートするスピーカー及び遠隔手話通訳サービス等が利用可能なタブレット）の設置を行ったところであるが、各自治体におかれても、

情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、引き続き円滑な対応に努められるようお願いしたい。

特に、手話については、障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）が平成 23 年８月５日に公布・施行され、第３条において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」とされ、手話が言語として位置付けられたことから、手話通訳者の設置などについて一層の配慮をお願いしたい。

また、地域住民全般に対し広く周知する必要がある内容については、相談窓口等の受付や対応が可能となるよう、東日本大震災の例も教訓として、以下の点について徹底した取組みをお願いしたい。

① 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知

② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話番号以外にＦＡＸ番号又はメールアドレスの周知

［参考１］内閣府ＨＰ

○「身につけよう心の身だしなみ」

http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/midasi.html

○「共生社会をみんなで作るために」（絵で見る心の身だしなみ）

http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html

○「公共サービス窓口における配慮マニュアル－障害のある方に対する心の身だしなみ－」

http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html

［参考２］国土交通省ＨＰ

○「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000005.html

（６）手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」については、第 29 回試験（平成 29 年度）の合格発表が平成 30 年１月 31 日（水）に行われたところである。

（資料２－10）手話通訳技能認定試験　都道府県別合格者数

第 30 回試験（平成 30 年度）についても、以下のとおり全国３会場において、学科試験と実技試験を２日間の日程で実施される予定となっているので、各都道府県等においては、関係機関、関係団体への周知をお願いしたい。

第30回手話通訳技能認定試験
学科試験　平成30年10月６日（土）〔会場：東京、大阪、熊本〕
実技試験　平成30年10月７日（日）〔会場：東京、大阪、熊本〕

（７）「Net119緊急通報システム」の周知等について

平成29年３月、聴覚・言語機能障害者が、スマートフォン等を用いて、いつでも全国どこからでも音声によらない緊急通報を行うことができるシステム（Net119緊急通報システム）に関する報告書がとりまとめられ、現在、当該システムの導入が全国の消防本部で進められている（平成29年６月１日現在、732本部中134本部が導入済）。

当該システムは、スマートフォン等から簡易なボタン操作で緊急通報ができ、詳細をチャットでとやりとりできる仕組みであるが、利用するためには、地域の消防本部への事前登録が必要となる。

当該システムは、地域で暮らす聴覚・言語機能障害者の安心・安全に大きく貢献するものであることから、上記報告書がまとめられた際にも、当室から各都道府県・指定都市・中核市の障害保健福祉主管課あてに当該システムに関する事務連絡（平成29年４月13日付）を発出し、消防防災主管部等と連携の上、聴覚・言語機能障害者や関係団体への周知をお願いしたところである。

各都道府県等においては、

① 地域の消防本部が当該システムを導入しているかを確認し、その情報を管内市町村と共有

② 地域の消防本部が当該システムを導入している場合は、広報誌等を活用し地域の障害者に対して周知

③ その他、消防防災部局と連携し、当該システムの周知や登録促進に向けた継続した取組み

を行う等により、当該システムの周知と登録者の拡大を図っていただくようお願いしたい。

（資料２－11）Ｎｅｔ１１９緊急通報システムの全国導入

3　障害者の社会参加の促進について

障害者の社会参加の促進は、共生社会の実現のために極めて重要であることから、厚生労働省としても、様々な支援を行っているところであり、このうち、芸術文化活動、身体障害者補助犬、補装具費支給制度及び日常生活用具給付等事業、障害者自立支援機器に関しては、次のとおり促進することとしている。

（１） 芸術文化活動の振興

ア　全国障害者芸術・文化祭

全国障害者芸術・文化祭については、平成 27 年度から国民文化祭の開催都道府県を開催地として実施することを原則としている。また、平成 29 年度に引き続き平成 30 年度についても、国民文化祭との一体開催が予定されている。このため、開催地となった都道府県においては、国民体育大会と全国障害者スポーツ大会と同様に、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の相互の連携を図ることにより、国民の障害への理解をより一層促進するよう努められたい。

なお、平成 30 年度以降の障害者芸術・文化祭の開催地については、次のとおり予定しているので、管内市町村、関係団体等へ周知いただくとともに、文化施策担当部局とも緊密に連携の上、本大会への積極的なご協力をお願いしたい。

第 18 回（平成 30 年度）大分県（平成 30 年 10 月 6 日～11 月 25 日予定）
第 19 回（平成 31 年度）新潟県（予定）
第 20 回（平成 32 年度）宮崎県（予定）
第 21 回（平成 33 年度）和歌山県（予定）

また、平成 29 年度から、全国障害者芸術・文化祭が、各地域のサテライト開催と連携・連動した大会となるよう、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図ることとしている。

各都道府県におかれては、開催県との連携に努められたい。

＜障害者芸術・文化祭のサテライト開催＞

全国障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業については、これまで地域生活支援事業のメニューであったものを、平成 29 年度から地域生活支援促進事業に位置付け、全国障害者芸術・文化祭の全国的な機運醸成を更に図ることとしたので、各都道府県におかれては、本事業の活用について積極的にご検討いただきたい。

イ　障害者芸術文化活動普及支援事業の実施

平成 29 年度からスタートした「障害者芸術文化活動普及支援事業」では、平成 26 年度から 28 年度まで実施した「障害者の芸術活動支援モデル事業」で培った支

援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図り、地域における障害者の自立と社会参加を促進することとしている。

平成 30 年度からは、本事業のうち「各都道府県レベルにおける活動支援」について、実施主体をこれまでの民間団体から都道府県へ変更することとしている。都道府県が中心となって地域の障害者団体や芸術文化団体・施設と連携を図り、より効果的かつ実効的な支援体制を構築し、障害者の芸術文化活動への支援を進めていただきたい。なお、本事業の実施にあたっては、障害担当部局と文化担当部局で情報共有し、進めて頂きたい。

また、多くの都道府県で事業が実施されるよう必要となる予算を平成 30 年度予算案に計上したところである。各都道府県においては、積極的に本事業を活用いただき、障害者の芸術文化活動にかかる支援体制の整備を図っていただきたい。なお、国庫補助の補助率は１／２とする予定である。

（資料３－１）　障害者の芸術文化活動支援の概要

ウ　2020 年東京オリパラに向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、関係者相互の情報共有やネットワークの構築を図るとともに、障害者の芸術文化の振興に資する取組について、広く関係者による意見交換を行うため、厚生労働省と文化庁の共催で「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」を開催しております。懇談会の概要については、厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしていただくとともに、関係団体等に周知いただきたい。（これまでに、平成 27 年６月 30 日、12 月９日、平成 28 年 11 月９日、平成 30 年３月７日に開催）

エ　芸術文化活動及びレクリエーション活動等の推進

芸術文化活動やレクリエーション活動等を通じて、障害者同士の交流や余暇の充実等を図る観点から、障害者の作品展やレクリエーション教室の開催、障害者が運動に親しむ機会の提供等に関する支援については、地域生活支援事業の「レクリエーション活動等支援」及び「芸術文化活動振興」の対象としているので、都道府県及び市町村においては、積極的に活用されたい。

（２）「国際障害者交流センター」の活用

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、全館にバリアフリー設備を整え、あらゆる者にとって利用しやすい 21 世紀のノーマライゼーションのモデル施設である。

ビッグ・アイは、最大300席の車椅子席を設定でき、障害のある者も障害のない者も利用可能な多目的ホールや、研修室、車椅子利用でも余裕の広さがある宿泊室を備えており、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催している。

各都道府県においては、積極的な施設利用及び主催事業の関係機関への周知・案内について、引き続きご協力をお願いしたい。

（資料３－２）国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）の案内、実施事業一覧
（詳細については、センターＨＰ「http://www.big-i.jp/」を参照。）

併せて、災害時に障害者への支援を行うボランティアリーダーを養成する「災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成研修事業」、東日本大震災での課題を踏まえ、災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた避難方法や支援方法等を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材を養成する「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修事業」を実施しており、引き続き３０年度も実施を予定しているので、関係機関への周知をお願いしたい。

（３）身体障害者補助犬について

ア　身体障害者補助犬育成促進事業の活用

使用者とともに身体障害者補助犬が、地域社会で円滑に受け入れられるためには、使用者と受入側の相互の理解を深めることが重要である。これまでも補助犬の育成や理解促進等を行う「身体障害者補助犬育成促進事業」を地域生活支援事業の都道府県事業として実施してきたところである。

平成30予算案においては、本事業を国として促進すべきものとして、地域生活支援促進事業に位置付け、１／２の補助率を確保し、質の高い事業実施を図ることとしている。

本事業においては、

① 身体障害者補助犬の育成に要する費用
② 地域における理解促進や普及・啓発
③ 利用希望者のニーズ把握、訓練事業者の供給体制の把握
④ 他県との連携体制の構築

が対象となっている。①については、盲導犬だけでなく、介助犬、聴導犬も対象となっており、また、②～④については、平成28年度から追加された項目であるが、国民の理解促進のために欠かせない事業であると考えている。

各都道府県におかれては、本事業を積極的にご活用いただき、身体障害者補助犬法の趣旨を踏まえつつ、地域の理解促進、ニーズ・供給体制の把握及び良質な補助犬の確保に、より一層取り組んでいただきたい。

（資料３－３）身体障害者補助犬関係資料

イ　訓練事業者との情報共有について

介助犬、聴導犬の認定は身体障害者補助犬法に規定する指定法人により行われており、認定の状況等に関しては指定法人より厚生労働省に報告・届出を行うこととなっている。

しかしながら、指定法人と訓練事業者との情報共有が行われておらず、適切に報告・届出が行われなかった事例がみられた。指定法人が身体障害者補助犬の状況を的確に把握するためには、訓練事業者との情報共有が欠かせないものであるので、都道府県等におかれては、訓練事業者が補助犬使用者の状況を定期的に確認した上で適切な支援をするとともに、認定を行った指定法人との情報を共有できるよう、指導・助言をお願いする。

また、身体障害者補助犬の訓練事業は第二種社会福祉事業であり、事業の開始にあたっては事業を実施する都道府県において届出を行うこととされている。厚生労働省では、各都道府県等にご協力いただき、訓練事業者等の情報をホームページに掲載し、情報提供を行っている。都道府県等におかれては、訓練事業者に関する情報の変更（新設、名称変更、移転等）の届出があった場合は、速やかに当室へお知らせいただくよう、お願いする。

ウ　制度の理解促進、普及啓発

身体障害者補助犬の使用者が地域で安心して生活するためには、地域において補助犬及びその使用者に対する正しい理解の促進が重要である。さらに、2020 年東京オリンピックパラリンピック競技大会において、海外の身体障害者補助犬使用者の来日も想定され、受け入れを円滑に進めるため、さらなる普及啓発が必要である。

厚生労働省では、これまでも「身体障害者補助犬法」の趣旨に沿って、リーフレット・ステッカー等の作成・配布や普及啓発イベントの開催等により、各自治体のご協力も得ながら、身体障害者補助犬やその使用者に対する国民の理解の促進に取り組んできたところである。また、昨年５月に、海外の補助犬使用者に対し、日本の身体障害者補助犬の制度等を周知するポータルサイトを開設する等して、国内外への普及啓発に努めている。

> 海外向けポータルサイト"Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities" Portal Site
> http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilitie

しかしながら、一部の医療機関や、飲食店等において、未だに身体障害者補助犬の同伴が拒否される例が散見されるところであり、より一層の理解促進や普及啓発が必要である。

都道府県におかれては、障害者差別解消法の趣旨を踏まえつつ、制度の周知徹底をお願いするとともに、前述の「身体障害者補助犬育成促進事業」を積極的に活用いただく等により、理解促進、普及啓発に努めていただくよう、お願いする。

なお、広報啓発活動において、厚生労働省作成のリーフレット等の追加が必要な

場合には送付するので、以下の連絡先までご連絡いただきたい。

（連絡先）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室　社会参加支援係
TEL：03-5253-1111（内線3073）

［参考］厚生労働省ＨＰ
http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html

（４）補装具費支給制度

ア　補装具費支給制度における借受けの導入について（平成30年度施行）

これまで、身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の「購入」に要する費用について補装具費が支給されてきたが、平成30年度からは、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「借受け」が適切な場合に限り、「借受け」に要する費用についても、新たに補装具費の支給の対象とすることとしており、年度末に関係省令、告示、通知等を発出予定である。

具体的には、平成30年１月16日付事務連絡「補装具費支給制度における借受けの導入に係る留意事項について」において、制度の基本的な考え方等をお示ししたところであるが、詳細な内容については、補装具費支給事務取扱指針を改正して周知する予定であるので、管内市区町村に周知するとともに、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関及び保健所に情報提供願いたい。

また、借受けの円滑な運用には、身体障害者更生相談所による技術的助言が重要であるため、身体障害者更生相談所が市町村と十分連携できるよう、ご配慮をお願いする。

また、平成29年度障害者総合福祉推進事業「補装具費支給制度における借受け導入に向けた研修等のあり方に関する調査研究」において、実施団体である公益財団法人テクノエイド協会が「補装具費支給事務ガイドブック」を改訂予定であるため、ご活用いただきたい。

イ　補装具費の支給に係る基準額等の改正について

補装具費支給制度における基準額等は、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」で示しているところであるが、平成30年4月1日より改正することとしている。各都道府県におかれては、制度が円滑に運用されるよう、管内市区町村に周知するとともに、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関及び保健所にも情報提供をお願いする。

ウ　補装具の適切な支給に向けた取組の推進

補装具費支給制度の運用にあたっては、申請者の利便性の向上を図りつつ、公平かつ適正に支給されるよう、各自治体において様々な取組を行っていただいているところである。申請者の状況を適切に判定し、支給決定された補装具が確実に申請者に引き渡されるよう、引き続き補装具費の適正な運用に向けた取組をお願いする。

当室へは、これまでにも、下記のような取組の好事例について報告を受けているところであり、各自治体におかれては、これらを参考としつつ、各地域の状況に応じた工夫を行っていただくとともに、補装具費の適切な支給に向けた全国の取組を推進するためにも、各自治体における取組の好事例について、積極的に情報提供いただきたい。

【取組例】

＜都道府県域が広大な自治体の場合の対応＞

①　身体障害者更生相談所（支所を含む）の複数設置

②　巡回相談(判定)の実施

＜適切な補装具取扱い業者を選定するための対応＞

①　事業者の専門性の確認（「認定補聴器専門店」等の民間認定を含む）

②　取扱い種目に対応した専門知識を有する者の配置状況の確認（「認定補聴器技能者」等の民間資格を含む」

（資料３－４）認定補聴器専門店と認定補聴器技能者

＜適切な補装具の引き渡し・使用状況の確認等を行うための対応＞

①　処方に係わった医療機関との連携の強化による補装具使用状況の確認

②　補装具の引渡し後、直接又は写真の提出等により、支給決定内容との突合・確認を行う

エ　難病患者等に対する補装具費の取扱い

平成 25 年４月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても補装具費の支給対象となっている。

各市町村におかれては、障害者総合支援法に基づく補装具が必要と認められる難病患者等に対し、補装具費の支給を行う必要があるが、難病患者等から支給の相談及び申請が行われた場合には、身体の状況や生活環境を考慮するなど、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

オ　介護保険との適用関係

補装具費と介護保険制度との適用関係については、車椅子など補装具と同様の品

目は介護保険サービスによる保険給付を優先して受けることが基本となるが、標準的な既製品ではなく、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については補装具費を支給して差し支えないこととしている（平成 19 年 3 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」参照）。このため、各市町村におかれては、障害者等の年齢によって一律に介護保険給付を優先適用させることなく、障害者等の個別の状況を考慮した上で適切に判断するようお願いする。

カ　耐用年数の取扱い

耐用年数は、あくまで通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、補装具費の支給を受けた障害者等の身体状況や使用状況によって実耐用年数が異なるものと考えられる。このため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の障害者等の実情に沿った対応が行われるよう十分な配意をお願いする。

（５）日常生活用具給付等事業

ア　日常生活用具給付等事業の適正な実施等

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組により、平成 28 年度実績では、ほぼ 100％の市町村で実施している。

本事業は事業費が年々増加傾向にあることから、今後も安定した事業運営を行うためには、各市町村において、事業実施の効率化が図られる必要がある。

このため、各市町村においては、過去に国が定めた基準額や実施方法等にとらわれることなく、ニーズを把握した上で実勢価格の調査を行う等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額等となるよう見直しに努められたい。

特に、ストーマ用装具については、購入価格につき、複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するほか、紙おむつ等については、適宜、使用の必要性やその使用実績、納品状況、実勢価格の調査を行うこと等により適切な給付となるよう努められたい。

なお、財源の状況等により一律に給付が行われないなど、必要な方への給付が制限されることがないよう、ご留意いただきたい。

イ　日常生活用具給付等事業の耐用年数の取扱い

日常生活用具の耐用年数については、各自治体の判断により決めていただいているところであるが、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合等には、耐用年数にかかわらず、柔軟に日常生活用具の給付等を行っていただきたい。

ウ　難病患者等における日常生活用具給付等事業の取扱い

平成 25 年４月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても日常生活用具給付等事業の対象となっている。

各市町村におかれては、障害者総合支援法に基づき、必要と認められる難病患者等に日常生活用具の給付等を行う必要があるが、給付等の相談並びに申請が行われた場合には、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

（６）障害者自立支援機器等

ア　障害者自立支援機器の開発・普及促進

障害者の自立や社会参加を促進するためには、障害者のニーズを踏まえた自立支援機器の実用的製品化支援や技術支援が重要である。このため、実用的製品化に要する費用の一部を助成することにより、新たな企業の参入を促し、各企業が適切な価格で障害者が利用しやすい機器を製品化し、普及を図ることを促進しているところである。

開発費については、これまで、モニター評価に要する経費などの実用的製品化に要する費用の一部について、総事業費の１／２を助成していたが、平成 29 年度予算からは、開発を行う中小企業に対する補助率を２／３にかさ上げし、新たな企業の参入を促すとともに、より一層の開発を促進している。

また、平成 30 年度予算案では、実用的製品の普及がまだ進んでいないことに鑑み、既に効果的に実用的製品を活用している好事例を普及する事業を加えることにより、実用的製品の普及を促し、障害者の自立や社会参加の促進を図ることとしている。

なお、本事業は、公募により実施団体を決定していることから、予算案成立後、速やかに実施団体の決定を行い、その後、開発企業の募集を行う予定である。

イ　シーズ・ニーズマッチング交流会の開催

平成26年度から、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映させた機器開発をスタートさせる機会を設ける「シーズ・ニーズマッチング交流会」を開催し、実用的製品開発に寄与するとともに、障害者自立支援機器の分野への企業の新規参入を促進しているところである。平成29年度は、福岡、大阪、東京の３ヶ所で開催し、ニーズ側の障害当事者・団体及びシーズ側の開発企業等、双方から有意義であった旨のご意見をいただいたところである。また、各自治体の職員等にとっても、障害者のニーズの把握や実際に支援機器に触れる場として大変有意義なものと考えている。

平成30年度は、開催場所や開催日数の見直しを行い、より参加しやすいよう工夫することとしているので、各都道府県におかれては、管内市区町村、関係団体及び福祉機器開発関連企業等に対して周知を図っていただくとともに、産業振興担当等関係部局の担当職員とともに積極的な参加をお願いしたい。

ウ　福祉用具ニーズ情報収集・提供システム

公益財団法人テクノエイド協会において、障害当事者や介護者等から、福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムを構築し、平成22年２月から運用しているところである。

平成28年３月からは、スマートフォンからの投稿も可能となるよう改良されたところであるので、各都道府県等におかれては、このシステムをより一層ご活用いただくとともに、管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その利用の促進をお願いしたい。

（参考 URL：http://www.techno-aids.or.jp/）

エ　地域における障害者自立支援機器の普及促進

近年の開発技術の進歩などにより、障害者向けの支援機器の開発が進んでいるが、地域における障害者のみならず、病院や市町村からは、どういった支援機器があるか分からない、活用できるか分からないといった声がある。

一方、開発を行う企業としても、障害者がどのような困りごとがあるか、どのような支援機器があると生活や社会参加に役立つか、ニーズを把握する機会が乏しいといったご意見が見受けられるところである。

このため、平成28年度に、地域生活支援事業（指定都市を含む都道府県事業）のメニューに「地域における障害者自立支援機器の普及促進事業」を追加し、地域において障害者の自立支援や社会参加に資する支援機器を広く普及する拠点となる「障害者支援機器活用センター」において、個別相談等を通じてニーズの把握を行いながら、地域の社会資源を活用したネットワークづくりや機能強化を支援することにより、支援機器を活用した障害者の社会参加や自立の促進を図ることとしたところである。

当該事業は、地域において新たな社会資源を創造し育てていく事業であり、厚生労働省としても、現場の状況を把握していきながら、具体的なイメージや事例について、引き続き、情報提供していきたいと考えている。

各都道府県、指定都市におかれては、積極的に当該事業の活用をご検討いただき、より障害者のニーズに即した支援機器の開発が促進されるとともに、支援機器の必要な方に適切な支援機器がより確実に届くよう、地域における障害者の支援環境の充実を図っていただきたい。

（資料３－５）障害者自立支援機器等開発促進事業の概要等

資　　料

地域生活支援事業費等補助金　平成30年度予算案の概要

平成29年度予算		平成30年度予算	
地域生活支援事業費等補助金	**488 億円**	**地域生活支援事業費等補助金**	**493億円**
○地域生活支援事業	454 億円（50／100以内）	○地域生活支援事業	451 億円（50／100以内）
○地域生活支援促進事業	34 億円（１／２,定額）	○地域生活支援促進事業	42 億円（１／２,定額）

見直し内容

地域生活支援事業

（１）新規事業
①失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

（２）事業の拡充
①精神障害者地域生活支援広域調整等事業
②レクリエーション活動等支援

（３）地域生活支援促進事業への移行
①身体障害者補助犬育成促進事業

地域生活支援促進事業

（１）地域生活支援事業からの移行
①身体障害者補助犬育成促進事業

（２）新規事業
①発達障害児者及び家族等支援事業
②発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業
③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業
④重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

（３）事業の拡充
①工賃向上計画支援等事業
②障害者芸術文化祭・開催事業
③障害者就業・生活支援センター事業

（資料１－１）

「地域生活支援事業等の実施について」 新旧対照表（案）

（下線が該当部分）

改正案	現行
障発第0801002号	障発第0801002号
平成18年 8月 1日	平成18年 8月 1日
改正 平成19年 6月18日	改正 平成19年 6月18日
改正 平成20年 3月28日	改正 平成20年 3月28日
改正 平成21年 3月31日	改正 平成21年 3月31日
改正 平成22年 3月25日	改正 平成22年 3月25日
改正 平成23年 3月30日	改正 平成23年 3月30日
改正 平成24年 4月 5日	改正 平成24年 4月 5日
改正 平成25年 5月15日	改正 平成25年 5月15日
改正 平成26年 3月31日	改正 平成26年 3月31日
改正 平成26年 6月10日	改正 平成26年 6月10日
改正 平成27年 4月10日	改正 平成27年 4月10日
改正 平成28年 3月30日	改正 平成28年 3月30日
改正 平成28年11月14日	改正 平成28年11月14日
改正 平成29年 3月27日	改正 平成29年 3月27日
改正 平成29年 9月 7日	改正 平成29年 9月 7日
改正 平成30年 3月 ●日	

（資料１－２）

都道府県知事 各　指定都市市長　　殿 中核市市長 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 （公印省略） 地域生活支援事業等の実施について 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条及び第78条に基づき、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業について、今般、別紙1のとおり「地域生活支援事業実施要綱」を定め、平成18年10月1日から適用することとしたので通知する。 また、新たに、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援促進事業について、別紙2のとおり「地域生活支援促進事業実施要綱」を定め、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。 ついては、本事業を実施するとともに、管内市町村に対して周知徹底を図るなど本事業の円滑な実施について協力を賜りたい。	都道府県知事 各　指定都市市長　　殿 中核市市長 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 （公印省略） 地域生活支援事業等の実施について 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条及び第78条に基づき、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業について、今般、別紙1のとおり「地域生活支援事業実施要綱」を定め、平成18年10月1日から適用することとしたので通知する。 また、新たに、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援促進事業について、別紙2のとおり「地域生活支援促進事業実施要綱」を定め、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。 ついては、本事業を実施するとともに、管内市町村に対して周知徹底を図るなど本事業の円滑な実施について協力を賜りたい。

改正案	現行
別紙１ 地域生活支援事業実施要綱 １ （同右） ２ 実施主体 （１）市町村地域生活支援事業 （同右） （２）都道府県地域生活支援事業 都道府県を実施主体とする。 ただし、発達障害者支援センター運営事業及び発達障害者支援地域協議会による体制整備事業は指定都市を含み、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は指定都市及び中核市を含み、精神障害者地域生活支援広域調整等事業の地域生活支援広域調整会議等事業及び地域移行・地域生活支援事業は指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市を含む。 なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。 また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。	別紙１ 地域生活支援事業実施要綱 １ （略） ２ 実施主体 （１）市町村地域生活支援事業 （略） （２）都道府県地域生活支援事業 都道府県を実施主体とする。 ただし、発達障害者支援センター運営事業及び発達障害者支援地域協議会による体制整備事業は指定都市を含み、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は指定都市及び中核市を含む。 なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。 また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

3～6 （同右）	3～6 （略）
（別記1）・（別記2） （同右）	（別記1）・（別記2） （略）
（別記3） 相談支援事業 1・2 （同右）	（別記3） 相談支援事業 1・2 （略）
【別添1】 障害者相談支援事業 1～4（同右）	【別添1】 障害者相談支援事業 1～4（略）
5 権利の擁護のために必要な援助の例 障害者等に対する介護者等からの虐待を発見した場合は、迅速に保護のための措置を行うよう努めること。また、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、関係機関と連携の上、成年後見制度を利用することができるよう必要な支援を行うこと。 なお、2親等以内の親族の存在が明らかであっても、当該親族による支援が見込まれない場合は、市町村長が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことができるので、成年後見制度を利用できないことがないよう、その活用に努めること。 また、精神科病院を訪問し、入院患者の退院に向けた意思決定支援や退	5 権利の擁護のために必要な援助の例 障害者等に対する介護者等からの虐待を発見した場合は、迅速に保護のための措置を行うよう努めること。また、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、関係機関と連携の上、成年後見制度を利用することができるよう必要な支援を行うこと。 なお、2親等以内の親族の存在が明らかであっても、当該親族による支援が見込まれない場合は、市町村長が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことができるので、成年後見制度を利用できないことがないよう、その活用に努めること。

院請求などの権利行使の援助を行うよう努めること。	
【別添２】	【別添２】
基幹相談支援センター	基幹相談支援センター
１～４（同右）	１～４（略）
５　人員体制 　基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。	５　人員体制 　基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。
６・７（同右）	６・７（略）
（別記４）～（別記 10）（同右）	（別記４）～（別記 10）（略）

（別記 11）	（別記 11）
任意事業	任意事業
（同右）	（略）
【日常生活支援】 （1）～（8）（同右）	【日常生活支援】 （1）～（8）（略）
【社会参加支援】 （1） レクリエーション活動等支援 レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等が運動に触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う。	【社会参加支援】 （1） レクリエーション活動等支援 レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う。
【就業・就労支援】 （1）～（2）（同右）	【就業・就労支援】 （1）～（2）（略）
（別記 12）（同右）	（別記 12）（略）

（別記 13）	（別記 13）
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
1 （同右）	1 （略）
2 事業内容 （1）・（2）（同右）	2 事業内容 （1）・（2）（略）
（3） 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者を養成研修する。	（新規）
3 留意事項 （1）・（2）（同右）	3 留意事項 （1）・（2）（略）
（3） 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業は次の点に留意すること。 ア 平成30年●月●●日障企自発●●第●号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム等について（仮）」を基本に実施すること。 イ 研修講師としては、失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修（一般社団法人日本言語聴覚士協会主催）を修了した者を活用するよう努めること。	（新規）
（別記 14）～（別記 17）（同右）	（別記 14）～（別記 17）（略）

（別記 18）	（別記 18）
任意事業	任意事業
（同右）	（略）
【日常生活支援】 （1）～（7）（同右）	【日常生活支援】 （1）～（7）（略）
【社会参加支援】 （1）～（7）（同右）	【社会参加支援】 （1）～（7）（略）
（8） 削除	（8） 身体障害者補助犬育成促進 ア 目的 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成（訓練を含む）に要する費用を助成する。また、良質な補助犬の充実を図るとともに、地域における補助犬に対する理解促進を図る。なお、実施主体は、障害者団体・訓練事業者など関係者の意見・要望を聞き、需要の積極的把握に努めるとともに育成計画を策定するよう努めること。 イ 事業内容 （ア） 理解促進、普及・啓発 市町村、民間の理解促進を図るための研修会の開催、ユーザーへの研修、広報など、地域の理解促進を図るための取組。 ※ 関係団体やユーザーとの連携を図ること。 （イ）育成計画の作成 ａ ニーズ並びに供給体制の把握

	各都道府県における各補助犬の利用を希望する者や訓練事業者の育成状況（育成可能頭数・見込み等）等の把握 b　他県との連携体制の構築 育成計画の作成に当たり、上記の実態把握を活用し、貸与希望者、育成状況をマッチングするための隣接県等との連携協議会（育成事業者も参画）の設置等 ※　あわせて、地域課題やノウハウの共有を図る。 （ウ）補助犬の育成 マッチングを含む各補助犬の育成に要する経費の補助。
（8）　奉仕員養成研修　（同右）	（9）　奉仕員養成研修　（略）
（9）　レクリエーション活動等支援 レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等が運動に触れる機会を提供するため、指導者の養成、広域で行う各種レクリエーション教室や大会・運動会を開催するなど、市町村と連携し、地域間の取組の均てんを図りながら、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う。	（10）　レクリエーション活動等支援 レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等がスポーツに触れる機会を提供するため、指導者の養成、広域で行う各種レクリエーション教室や大会・運動会を開催するなど、市町村と連携し、地域間の取組の均てんを図りながら、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う。
（10）　芸術文化活動振興　（同右）	（11）　芸術文化活動振興　（略）
（11）　サービス提供者情報提供等　（同右）	（12）　サービス提供者情報提供等　（略）
（12）　地域における障害者自立支援機器の普及促進　（同右）	（13）　地域における障害者自立支援機器の普及促進　（略）

（13） 視覚障害者用地域情報提供 （同右）	（14） 視覚障害者用地域情報提供 （略）
（14） 企業CSR連携促進 （同右）	（15） 企業CSR連携促進 （略）
【就業・就労支援】 （1）～（4）（同右）	【就業・就労支援】 （1）～（4）（略）
【重度障害者に係る市町村特別支援】 1・2 （同右）	【重度障害者に係る市町村特別支援】 1・2 （略）
（別記 19）（同右）	（別記 19）（略）

別　紙　２ 地域生活支援促進事業実施要綱 １　（同右） ２　実施主体 （１）市町村地域生活支援促進事業 （同右） （２）都道府県地域生活支援事業 都道府県を実施主体とする。 ただし、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業、発達障害者支援体制整備事業、医療的ケア児等コーディネーター等養成研修等事業及び発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業は指定都市を含み、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業は指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市を含み、アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業、薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業及びギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業は指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市並びに都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市が適当と認めた団体を含む。 なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。	別　紙　２ 地域生活支援促進事業実施要綱 １　（略） ２　実施主体 （１）市町村地域生活支援促進事業 （略） （２）都道府県地域生活支援促進事業 都道府県を実施主体とする。 ただし、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業、発達障害者支援体制整備事業及び医療的ケア児等コーディネーター等養成研修等事業は指定都市を含み、アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業、薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業及びギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業は指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市並びに都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市が適当と認めた団体を含む。 なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。 また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。	
3　事業内容	3　事業内容
（1）　市町村地域生活支援促進事業	（1）市町村地域生活支援促進事業
以下に掲げる事業を行うことができる。	以下に掲げる事業を行うことができる。
ア～ウ　（同右）	ア～ウ　（略）
エ　発達障害児者及び家族等支援事業　（別記4）	（新規）
オ　重度訪問介護利用者の大学修学支援事業　（別記5）	（新規）
（2）　都道府県地域生活支援促進事業	（2）　都道府県地域生活支援促進事業
以下に掲げる事業及び社会福祉法人等が行う事業（力の障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業及びセ、ソ、タに限る）に対し補助する事業を行うことができる。	以下に掲げる事業及び社会福祉法人等が行う事業（力の障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業及びセ、ソ、タに限る）に対し補助する事業を行うことができる。
ア　発達障害児者地域生活支援モデル事業　（別記6）	ア　発達障害児者地域生活支援モデル事業　（別記4）
イ　かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業　（別記7）	イ　かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業　（別記5）
ウ　発達障害者支援体制整備事業　（別記8）	ウ　発達障害者支援体制整備事業　（別記6）
エ　障害者虐待防止対策支援事業　（別記9）	エ　障害者虐待防止対策支援事業　（別記7）
オ　障害者就業・生活支援センター事業　（別記 10）	オ　障害者就業・生活支援センター事業　（別記8）
カ　工賃向上計画支援等事業　（別記 11）	カ　工賃向上計画支援事業　（別記9）
キ　就労移行等連携調整事業　（別記 12）	キ　就労移行等連携調整事業　（別記 10）
ク　障害者芸術・文化祭開催事業　（別記 13）	ク　障害者芸術・文化祭開催事業　（別記 11）
ケ　障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業　（別記 14）	ケ　障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業　（別記 12）
コ　医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業　（別記 15）	コ　医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業　（別記 13）
サ　強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）　（別記 16,16−2）	サ　強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）　（別記 14,14−2）
シ　障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業　（別記 17）	シ　障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業　（別記 15）
ス　成年後見制度普及啓発事業　（別記 18）	ス　成年後見制度普及啓発事業　（別記 16）
セ　アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業　（別記 19）	セ　アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業　（別記 17）
ソ　薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業　（別記 20）	ソ　薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業　（別記 18）
タ　ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業　（別記 21）	タ　ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業　（別記 19）

チ「心のバリアフリー」推進事業（別記22） ツ　身体障害者補助犬育成促進事業（別記23） テ　発達障害児者及び家族等支援事業（別記24） ト　発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業（別記25） ナ　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（別記26）	チ「心のバリアフリー」推進事業（別記20）
（3）特別促進事業 （1）及び（2）に定める事業以外の事業であって、あらかじめ厚生労働省へ協議した上で、地域の特性等に応じて都道府県又は市町村が実施する事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。（別記27）	（3）特別促進事業 （1）及び（2）に定める事業以外の事業であって、あらかじめ厚生労働省へ協議した上で、地域の特性等に応じて都道府県又は市町村が実施する事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。（別記21）
4～6（同右）	4～6（略）
（別記1）～（別記3）（同右）	（別記1）～（別記3）（略）
（別記4） 発達障害児者及び家族等支援事業 1　目的 ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。 2　事業内容 平成30年●月●日障発●●●●第●号厚生労働省発社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害児者及び家族等支援事業の実施について」に基づ	（新設）

き実施する。 （別記5） 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 1　目的 　重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、もって、障害者の社会参加を促進することを目的とする。 2　実施主体 　市町村とする。 3　事業内容 （1）　支援内容 　（2）に定める対象者が（3）に定める大学等において修学するに当たり、大学等が当該対象者の修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等（以下「支援」という。）を提供する。 （2）　対象者 　本事業の対象者は、以下の①、②及び③の要件をすべて満たす障害者（以下「対象者」という。）とする。 ①　原則、重度訪問介護を利用する者（※） ②　入学後に停学その他の処分を受けていない者 ③　入学後に病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度の修得単位数が皆無若しくは極めて少ないなど、学修の意欲に欠ける者	（新設）

※　本事業は、本事業の利用時間と在宅におけるホームヘルプの利用時間を合わせたとき、比較的長時間にわたる総合的かつ断続的な支援となることが想定されることから、重度訪問介護利用者を対象者としている。ただし、重度訪問介護の対象者であっても、支援の時間が長時間にならない場合は、重度訪問介護を利用していない場合であっても対象として差し支えない。 なお、重度訪問介護の対象者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 523 号）別表第２の１の注１のとおり。 （３）　大学等の要件 本事業の対象となる大学等は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学等（大学（大学院及び短期大学を含む。）及び高等専門学校）とする。 また、本事業は、大学等が対象者に対する修学に係る支援体制を構築できるまでの間において支援を提供するものであることから、修学先の大学等については以下の①及び②の要件を満たすこととする。 ①　障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会（※１）及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口（※２）が設置されていること。（※３） ※１　例えば、障害学生委員会、バリアフリー委員会、支援担当者会議など名称は問わない。また、学生支援委員会など他の専門委員会で障害学生支援について取扱う場合も含む。 ※２　例えば、障害学生支援室、障害学生支援センター、バリアフリー支援室など名称は問わない。また、障害学生支援に関する専門部署ではないが、学生課や保健室等において障害学生支援業務を担当している場合も含む。	

※3　平成 30 年度中に限り、大学等がこれらを設置する予定があることをもって、要件を満たすものとする。 ② 大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。(※) ※ 本事業を初めて利用する対象者の場合、大学等が計画を立てる予定があることをもって足りるものとする。 (4) 運営基準 支援の提供に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)第二章を参考に市町村が定める運営基準に基づき実施することとする。 5 留意事項 (1) 大学等への確認 市町村は、対象者から初めて事業の利用に係る申請があった場合又は前年度に本事業を利用していた対象者から継続的な利用に係る申請(以下「継続申請」という。)があった場合、修学先の大学等が3の(3)の要件を満たすかどうかを大学等に確認することとする。 なお、継続申請の場合、3の(3)の②について、過去1年間における支援体制の構築の進捗状況等を書面で確認を求めることとする。 (2) 本事業の対象外となる支援 本事業は、大学等における修学に係る支援を対象とするものであることから、大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動への支援については事業の対象外とする。 なお、修学に関わらない活動への支援は、重度訪問介護の対象となり得ることに留意すること	

（別記6） 発達障害児者地域生活支援モデル事業 （同右） （別記7） かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 （同右） （別記8） 発達障害者支援体制整備事業 1 （同右） 2 事業内容等 （1） 実施について 以下に定める各支援事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。 （2） 地域支援体制サポート （同右） （削除）	（別記4） 発達障害児者地域生活支援モデル事業 （略） （別記5） かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 （略） （別記6） 発達障害者支援体制整備事業 1 （略） 2 事業内容等 （1） 実施について 以下の（2）及び（3）に定める各支援事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。 （2） 地域支援体制サポート （略） （3） 家族支援体制整備 ア 目的 発達障害児者の子育てへの相談・助言、発達障害児者の不適応や問題行動に対しての家族支援体制の構築を図る。 イ 事業の内容 （ア） ペアレントメンター（注1）の養成に必要な研修等を実施し、家族の支援及び家族同士で支援できる体制の構築を図るとともに、ペアレントメ

	ンター・コーディネーター（注２）を配置し、家族への適切な支援に結びつける。 （イ） 発達障害児者の適応力向上のためのペアレントトレーニング（注３）を実施する。 （ウ） 発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）（注４）を実施する。 （エ） その他、家族支援体制の構築に必要な取組を実施する。 （注１）発達障害児者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う者。 （注２）ペアレントメンターの活動状況を把握し、情報提供などのサポートや相談希望者（親など）とペアレントメンターを適切に結びつける判断を行う者。 （注３）親が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。 （注４）子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを、日常生活場面とは別の場所で練習すること。
（別記9） 障害者虐待防止対策支援事業 （同右）	（別記7） 障害者虐待防止対策支援事業 （略）
（別記 10） 障害者就業・生活支援センター事業 １・２ （同右）	（別記8） 障害者就業・生活支援センター事業 １・２ （略）

3　実施主体 　　都道府県 （別記 11） 工賃向上計画支援等事業 1　目的 　障害者が地域で自立した生活を送るためには、一般就労に向けた支援や就労継続支援B型事業所等での工賃水準等が向上するよう支援していくことが重要である。 　このため、都道府県ごとに工賃水準の向上を図るための具体的な方策等を定めた「工賃向上計画」を策定し、事業所等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活することを支援するものである。 2　事業内容 　平成24年4月11日障発0411第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「工賃向上計画支援等事業の実施について」に基づき実施する。 3　実施主体 　　都道府県	（新規） （別記9） 工賃向上計画支援事業 1　目的 　本事業において、都道府県ごとに工賃水準の向上を図るための具体的な方策等を定めた「工賃向上計画」を策定し、事業所で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活することを支援するものである。 2　事業内容 　平成24年4月11日障発0411第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「工賃向上計画支援事業の実施について」に基づき実施する。 （新規）
（別記 12） 就労移行等連携調整事業 1・2 （同右） 3　実施主体 　　都道府県	（別記 10） 就労移行等連携調整事業 1・2 （略） （新規）

（別記 13） 障害者芸術・文化祭開催事業 （同右） （別記 14） 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 （同右） （別記 15） 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業 （同右） （別記 16,16-2） 強度行動障害支援者養成研修事業 （同右） （別記 17） 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 （同右） （別記 18） 成年後見制度普及啓発事業 （同右） （別記 19） アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 （同右） （別記 20） 薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業 （同右） （別記 21） ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業 （同右） （別記 22） 「心のバリアフリー」推進事業 （同右）	（別記 11） 障害者芸術・文化祭開催事業 （略） （別記 12） 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 （略） （別記 13） 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業 （略） （別記 14,14-2） 強度行動障害支援者養成研修事業 （略） （別記 15） 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 （略） （別記 16） 成年後見制度普及啓発事業 （略） （別記 17） アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 （略） （別記 18） 薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業 （略） （別記 19） ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業 （略） （別記 20） 「心のバリアフリー」推進事業 （略）

（別記 23） 身体障害者補助犬育成促進事業 1　目的 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成（訓練を含む）に要する費用を補助する。 加えて、地域における普及促進や必要とする利用希望者などの把握を踏まえた育成計画の作成、需要と供給の調整を行う体制を構築するための経費を補助し、補助犬ユーザーの社会参加がより一層促進されることを目的とする。 2　事業内容 （ア）理解促進、普及・啓発 市町村や地域住民、不特定かつ多数の人が利用する民間施設等の理解促進を図るための研修会等の開催、ユーザーへの研修、広報など、地域の理解促進を図るための取組。 ※ 関係団体やユーザーとの連携を図ること。 （イ）育成計画の作成 ａ ニーズ並びに供給体制の把握 各都道府県における各補助犬の利用を希望する者や訓練事業者の育成状況（育成可能頭数・見込み等）等の把握 ※ 障害者団体・訓練事業者など関係者の意見・要望を聞くこと ｂ 他県との連携体制の構築 育成計画の作成に当たり、上記の実態把握を活用し、貸与希望者、育成状況をマッチングするための隣接県等との連携協議会（育成事業者も	（新規）

参画）の設置等 ※ あわせて、地域課題やノウハウの共有を図る。 （ウ）補助犬の育成 マッチングを含む各補助犬の育成に要する経費の補助。 3 実施主体 都道府県	
（別記 24） 発達障害児者及び家族等支援事業 1 目的 ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。 2 事業内容 平成 30 年●月●日障発●●●●第●号厚生労働省発社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害児者及び家族等支援事業の実施について」に基づき実施する。	（新設）
（別記 25） 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業 1 目的	（新設）

地域における円滑な発達障害の診療体制を構築するため、専門的な医機関を中心とした医療のネットワークを構築し、中心となった医療機関は、医療関係者に向けた研修や診療支援及び受診を希望する当事者等に対する情報提供等を実施することで、発達障害に対応できる専門的な医療機関の確保を図る。 2　事業内容 平成30年●月●日障発●●●●第●号厚生労働省発社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」に基づき実施する。 （別記26） 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 1　目的 精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要がある。また、長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要がある。 このため、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」（以下	（新設）

「包括ケアシステム」という。）の構築を進める。具体的には、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村における障害保健福祉の担当部局、保健所、都道府県における精神科医療及び障害保健福祉の担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

２　実施主体

都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市（以下この実施要綱において「都道府県等」という。）

３　事業内容等

（１）　保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

都道府県等は、事業を実施する圏域（障害保健福祉圏域を原則とする。）において、「保健・医療・福祉関係者による協議の場」（以下「協議の場」という。）を設置すること。既存の協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３第１項に規定する「（自立支援）協議会」をいう。）の専門部会又はそれと同等の既存の組織を協議の場として位置づけることは差し支えない。

（ア）協議の場の参加者について

保健・医療・福祉関係者については、都道府県等の実情に応じ選定できるが、参加者としては次の者の参加が望ましい。

ａ　都道府県等における精神科医療を所管する部局の職員

ｂ　都道府県等における障害保健福祉を所管する部局の職員 ｃ　市町村における障害保健福祉を所管する部局の職員 ｄ　保健関係者：保健所、精神保健福祉センター等の職員及び市町村における精神保健担当保健師等 ｅ　医療関係者：精神科病院、その他の医療機関、訪問看護ステーション等の医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士等 ｆ　福祉関係者：基幹相談支援センター、福祉事務所、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所等の従事者等 ｇ　その他の関係者：関係機関、関係団体、精神障害当事者及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者等 （イ）協議の場における協議内容について 協議内容は、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する内容であること。 （協議内容の例） ａ　精神障害者の住まいの確保支援に係る事項（共同生活援助事業所の整備を含む。） ｂ　ピアサポートの活用に係る事項（ピアサポーターの養成を含む。） ｃ　アウトリーチ支援に係る事項 ｄ　入院中の精神障害者の地域移行に係る事項（地域移行支援の活用促進を含む。） ｅ　包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事項	

f 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事項 g 措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事項 h その他（包括ケアシステムの構築に資する事項） （ウ）協議の場の開催について 協議の場の開催頻度は、四半期に1回程度とすることが望ましいが、合理的な理由があればこの限りでない。事業内容の評価や包括ケアシステムの構築状況の評価ができるように、協議の場を運営すること。 （2）精神障害者の住まいの確保支援に係る事業 都道府県等は、居住支援協議会の積極的な活用及び連携等により、精神障害者の住まいの確保支援の体制整備に努めること。具体的な例として、精神障害者が入居しやすい民間賃貸住宅情報の提供システムの構築や空き部屋のマッチングシステムの構築、公営住宅の入居促進、公的保証人制度の構築等がある。この際、障害福祉計画等に示す1年以上の長期入院患者の入院需要及び地域への移行に伴う基盤整備量を考慮するとともに、民間賃貸住宅への入居中の生活安定のための支援体制の構築も合わせて検討することが望ましい。 （3）ピアサポートの活用に係る事業 都道府県等は、精神科病院等に入院中の患者の地域移行や精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点や精神障害者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点からピアサポーターを養成する等、ピアサポートの活用を推進するための体制整備に努めること。	

（4）アウトリーチ支援に係る事業 都道府県等は、精神障害者の地域生活を支援するため、多職種による訪問支援（以下「アウトリーチ支援」という。）を行い、支援対象者及びその家族等（以下「対象者」という。）の状態等に応じて、必要な支援が適切に提供される体制の整備に努めること。また、個別の支援を通じて、保健・医療・福祉の連携による重層的な支援体制の構築を図ること。 実施主体において、アウトリーチ支援の実施が有効であると判断した対象者に対して実施するものとする。 （対象者の例） ・精神疾患が疑われる未治療者 ・精神科医療の中断者 ・ひきこもりの精神障害者 ・精神科病院への入退院を繰り返す者 ・精神疾患による長期（概ね1年以上）入院後の退院者 ・アウトリーチ支援が有効であると実施主体が判断した者 アウトリーチ支援を行うにあたっては、多職種による訪問支援が行える体制を整備すること。その際、精神科医師と十分に連携が図れる体制をとること。 新規導入者の選定、概ね6ヶ月時点における支援内容の評価、終了者の検討については、都道府県等（保健所、精神保健福祉センター等）及び支援者等が参画したケース・カンファレンスを開催すること。 また、新規者、概ね6ヶ月時点での状況、終了者については、事業の実施主体である都道府県等へ報告すること。	

（5）入院中の精神障害者の地域移行に係る事業 都道府県等は、精神科病院等に入院中の患者を対象に、退院に向けた包括的な相談・支援の実施等、入院中の精神障害者の地域移行に係る取組に努めること。 （6）包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業 都道府県等は、包括ケアシステムの構築状況の実態把握に努めること。具体的な方法例として、アンケート調査や関係団体等へのヒアリング、精神障害者や家族等のニーズ把握、精神保健福祉資料等の既存データの活用、分析、評価、活用等がある。 （7）精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業 都道府県等は、精神科病院、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所等の職員に対し、精神障害者の地域移行に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進するため、地域の関係者と協働し、研修の実施に努めること。なお、研修においては、以下の点に留意すること。 ア　精神科病院等の医療従事者及び相談支援事業所等の職員が精神障害者の地域移行に関し相互理解を深められるものであること。 イ　包括ケアシステムの構築に資する内容であること。 （8）措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業 都道府県等は、措置入院者等の退院後の医療等の継続支援が実施できるように、制度の周知や人材育成などの必要な取組の実施に努めること。 （9）精神障害者の家族支援に係る事業	

都道府県等は、精神障害者の家族が、包括ケアシステムに対する理解を深めるとともに、家族が安心して、精神障害者本人に対する支援ができるよう、家族支援に努めること。なお、実施においては、以下の点に留意すること。 ア　相談等を通じて家族のニーズを把握すること。その上で、精神障害者の家族が抱える課題を整理して、それぞれのニーズに合った支援を行うよう努めること。 イ　協議の場等を活用し、精神障害者の家族が抱える課題等を共有化するよう努めること。 ウ　包括ケアシステムの構築に向けた課題等について、保健・医療・福祉関係者と家族が互いに理解できるような機会（合同研修会等）を設けるよう努めること。 エ　家族会等の組織育成支援にあたっては、家族会を後方支援できるようなネットワークづくりに努めること。 （10）その他 都道府県等は、（1）～（9）に掲げる事業のほか、包括ケアシステムの構築に資する事業を実施することができる。 4　留意事項 （1）　支援対象者等のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、個人情報に関する管理責任者を定めるとともに、支援従事者は正当な理由なくその業務を通じ知り得た個人情報を漏らしてはならないこと。	

（2）　都道府県等は、事業の一部を補助により実施する場合、事業の趣旨を踏まえた補助に係る要綱を定める等、事業が適切に行われるよう必要かつ適切に関与しなければならない。 （3）　都道府県等は、事業の一部を委託する場合、受託者に対し、委託する業務の内容、個人情報の適切な取扱いに関する内容等を契約に盛り込み受託者の義務とするほか、業務が適切に行われていることを定期的に確認することなど必要かつ適切な監督をしなければならない。 （4）　医療保険、介護保険、自立支援給付等の既存制度で請求可能な支援と重複する支援内容については、本事業の補助対象とはならないので留意すること。 （5）　都道府県等は、地域の実情に合わせ3（2）～（10）の事業メニューを実施することができるが、その際は、3（1）に定めた協議の場を必ず設けるものとする。 （6）　都道府県等は、本事業の実施状況について、事業の一部を委託している場合も含め、関係実施機関から事業実施の報告を求めるとともに、事業実施状況の調査・指導等を行うものとする。 （7）　都道府県等は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に向けて国が実施する会議や調査等に協力すること。 （別記 27） 特別促進事業 （同右）	（別記 21） 特別促進事業 （略）

別紙３ 廃止通知一覧 １～19（同右） 20. 平成29年4月18日障発0418第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の実施について」	別紙３ 廃止通知一覧 １～19（略） （新規）

（資料1－3）

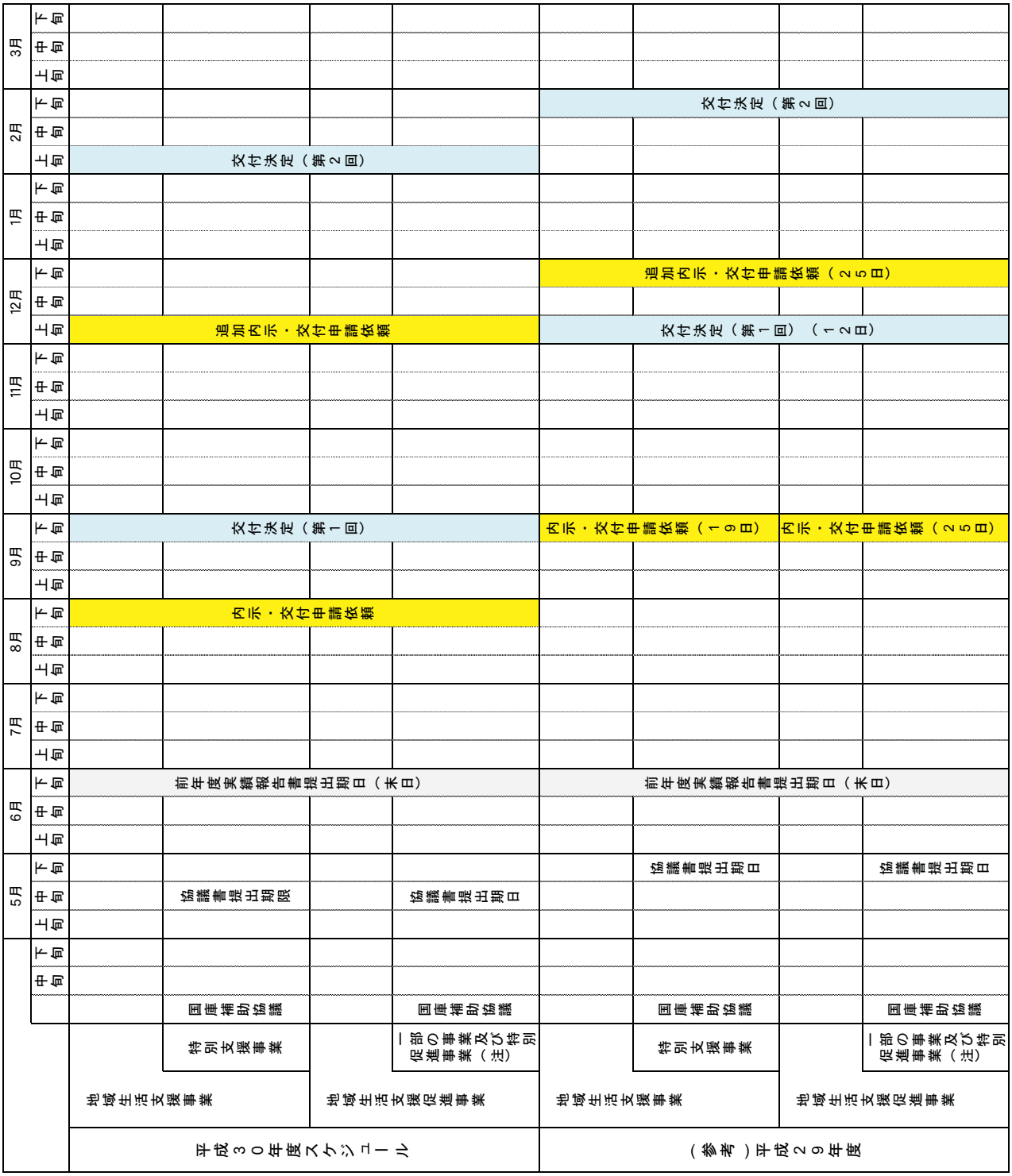

（注）地域生活支援促進事業のうち国庫補助協議を要する一部の事業及び特別促進事業の内示の時期については、事業担当係により異なる場合がある。
※現時点でのスケジュールであり、今後変更の可能性がある。

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱　新旧対照表　（案）

（下線部が改正部分）

改正案	現行
厚生労働省発障0825第１号 平成２１年８月２５日	厚生労働省発障0825第１号 平成２１年８月２５日
第１次改正　平成２２年５月１９日 厚生労働省発障0519第１号	第１次改正　平成２２年５月１９日 厚生労働省発障0519第１号
第２次改正　平成２３年１月５日 厚生労働省発障0105第１号	第２次改正　平成２３年１月５日 厚生労働省発障0105第１号
第３次改正　平成２３年６月１６日 厚生労働省発障0616第２号	第３次改正　平成２３年６月１６日 厚生労働省発障0616第２号
第４次改正　平成２４年２月３日 厚生労働省発障0203第７号	第４次改正　平成２４年２月３日 厚生労働省発障0203第７号
第５次改正　平成２４年８月８日 厚生労働省発障0808第11号	第５次改正　平成２４年８月８日 厚生労働省発障0808第11号
第６次改正　平成２５年８月９日 厚生労働省発障0809第１号	第６次改正　平成２５年８月９日 厚生労働省発障0809第１号
第７次改正　平成２６年２月１３日 厚生労働省発障0213第２号	第７次改正　平成２６年２月１３日 厚生労働省発障0213第２号
第８次改正　平成２６年３月３１日 厚生労働省発障0331第７号	第８次改正　平成２６年３月３１日 厚生労働省発障0331第７号
第９次改正　平成２６年１２月２日 厚生労働省発障1202第４号	第９次改正　平成２６年１２月２日 厚生労働省発障1202第４号
第10次改正　平成２７年６月１６日 厚生労働省発障0616第５号	第10次改正　平成２７年６月１６日 厚生労働省発障0616第５号
第11次改正　平成２８年５月２７日 厚生労働省発障0527 第３号	第11次改正　平成２８年５月２７日 厚生労働省発障0527 第３号
第12次改正　平成２９年８月３１日	第12次改正　平成２９年８月３１日

厚生労働省発障0831第２号
第13次改正　平成２９年１２月２６日
厚生労働省発障1226第３号
第14次改正　平成３０年　月　日
厚生労働省発障　第　号

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
各　一部事務組合の管理者　殿
広域連合の長
民間事業者等の長

厚生労働事務次官

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成２１年８月２５日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

厚生労働省発障0831第２号
第13次改正　平成２９年１２月２６日
厚生労働省発障1226第３号

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
各　一部事務組合の管理者　殿
広域連合の長
民間事業者等の長

厚生労働事務次官

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成２１年８月２５日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

別紙 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱 （通　則） １　（同右） （交付の目的） ２　（同右） （交付の対象） ３　（同右） （１）　（同右） （２）障害者総合支援事業費補助金 ①　障害者自立支援機器等開発促進事業 平成２２年４月１６日障発０４１６第６号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援機器等開発促進事業実施要綱」に基づき、支援機器開発促進事業実施団体（以下「実施団体」という。）が行う事業並びに開発企業（以下「開発機関」という。）が行う事業に対して実施団体が支援する事業 ②　（同右） ③　障害者自立支援給付支払等システム事業 平成３０年●月●日障発●●●●第●号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援給付支払等シス	別紙 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱 （通　則） １　（略） （交付の目的） ２　（略） （交付の対象） ３　（略） （１）　（略） （２）障害者総合支援事業費補助金 ①　障害者自立支援機器等開発促進事業 平成２２年４月１６日障発０４１６第６号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援機器等開発促進事業実施要綱」に基づき、支援機器開発促進事業実施団体（以下「実施団体」という。）が行う事業並びに開発企業（以下「開発機関」という。）が行う事業に対して実施団体が補助する事業 ②　（略） ③　障害者自立支援給付支払等システム事業 平成２９年７月４日障発０７０４第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援給付支払等シス

テム事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市町村等が行う事業 ④　障害福祉サービス等支援体制整備事業 平成３０年●月●日障発●●第●号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉サービス等支援支援体制整備事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業 （交付額の算定方法） ４　（同右） （１）　（同右） （２）３の（２）の事業 別表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。	テム事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市町村等が行う事業 ④　福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業 平成２９年３月２７日障発０３２７第１３号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市町村等が行う事業 （交付額の算定方法） ４　（略） （１）　（略） （２）３の（２）の①の事業 ①　実施団体が行う事業 別表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。 ②　開発機関が行う事業に対して実施団体が補助する事業 ア　別表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ　アにより選定された額と、実施団体が補助した額とを比較して少ない方の額に第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

削除	（３）３の（２）の②から④の事業 別表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
（交付の条件） ６　（同右）	（交付の条件） ６　（略）
（申請手続） ７　（同右）	（申請手続） ７　（略）
（変更申請手続） ８　（同右）	（変更申請手続） ８　（略）
（交付決定までの標準的期間） ９　（同右）	（交付決定までの標準的期間） ９　（略）
（交付決定の通知） １０　（同右）	（交付決定の通知） １０　（略）
（実績報告） １１　（同右）	（実績報告） １１　（略）

（補助金の額の確定の通知） １２　（同右） （補助金の返還） １３　（同右） （その他） １４　（同右）	（補助金の額の確定の通知） １２　（略） （補助金の返還） １３　（略） （その他） １４　（略）

別表

１区分	２種目	３　基　準　額	４　対　象　経　費	５補助率
地域生活支援事業費等補助金	（同右）	（同右）	（同右）	（同右）
	地域生活支援促進事業	（同右）	（同右）	（同右）
		２．かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 研修１回あたり年額623千円	（同右）	（同右）
		３．発達障害者支援体制整備事業 １か所あたり年額6,520千円 ただし、発達障害者地域支援マネジャーを配置した場合は、厚生労働大	（同右）	（同右）

別表

１区分	２種目	３　基　準　額	４　対　象　経　費	５補助率
地域生活支援事業費等補助金	（略）	（略）	（略）	（略）
	地域生活支援促進事業	（略）	（略）	（略）
		２．かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 １コースあたり年額623千円 （実施要綱に定めるコース）	（略）	（略）
		３．発達障害者支援体制整備事業 １か所あたり年額8,576千円 ただし、発達障害者地域支援マネジャーを複数配置した場合は、厚生労	（略）	（略）

			臣が必要と認めた額					働大臣が必要と認めた額		
			4．障害者虐待防止対策支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者虐待防止対策支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	1/2				4．障害者虐待防止対策支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者虐待防止対策支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等（［ ］内は、公益法人等事業における対象経費名である。）	1/2
			（同右）	（同右）	（同右）			（略）	（略）	（略）
			6．（1）工賃向上計画支等援事業 （基本事業） 厚生労働大臣が必要と認めた額	工賃向上計画支援等事業（基本事業）の実施に必要な賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料（改造費））、会議費、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、委託料並びに使用料及び賃借料、負担金	（1） 基本事業 1/2				6．（1）工賃向上計画支援事業 （基本事業） 厚生労働大臣が必要と認めた額	工賃向上計画支援事業（基本事業）の実施に必要な賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料（改造費））、会議費、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、委託料並びに使用料及び賃借料	（1） 基本事業 1/2

			６．（２）工賃向上計画支援等事業 （特別事業） 厚生労働大臣が必要と認めた額	工賃向上計画支援等事業（特別事業）の実施に必要な賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料（改造費））、会議費、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、委託料並びに使用料及び賃借料、負担金	（２） 特別事業 １０／１０			６．（２）工賃向上計画支援事業 （特別事業） 厚生労働大臣が必要と認めた額	工賃向上計画支援事業（特別事業）の実施に必要な賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料（改造費））、会議費、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、委託料並びに使用料及び賃借料	（２） 特別事業 １０／１０
			６．（３）工賃向上計画支援等事業 （特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業） １か所あたり年額30,000千円	工賃向上計画支援等事業（特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業）の実施に必要な賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料（改造費））、会議費、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、備品購入費、委託料並びに使用料及び賃借料、補助金	（３） 特別事業 １／２			６．（３）工賃向上計画支援事業 （特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業） １か所あたり年額30,000千円	工賃向上計画支援事業（特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業）の実施に必要な賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料（改造費））、会議費、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、備品購入費、委託料並びに使用料及び賃借料、補助金	（３） 特別事業 １／２
			（同右）	（同右）	（同右）			（略）	（略）	（略）
			８．障害者芸術・文化祭開催事業 １か所あたり年	障害者芸術・文化祭開催事業の実施に必要と厚生労働大臣が認めた経費	１０／１０			８．障害者芸術・文化祭開催事業 １か所あたり年	障害者芸術・文化祭開催事業の実施に必要と厚生労働大臣が認めた経費	１０／１０

			額70,500千円						額45,000千円		
			9．障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 １か所あたり年額10,000千円	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等 （［ ］内は、公益法人等事業における対象経費名である。）	1/2				9．障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 １か所あたり年額10,000千円	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等 （［ ］内は、公益法人等事業における対象経費名である。）	1/2
			（同右）	（同右）	（同右）				（略）	（略）	（略）
			13．成年後見制度普及啓発事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	成年後見制度普及啓発事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	1/2				13．成年後見制度普及啓発事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	成年後見制度普及啓発事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等	1/2

										（［　］内は、公益法人等事業における対象経費名である。）	
			（同右）	（同右）	（同右）				（略）	（略）	（略）
			19.　身体障害者補助犬育成促進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	身体障害者補助犬育成促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等	1 2					（新規）	（新規）	（新規）
			20.　発達障害児者及び家族等支援事業 （都道府県及び指定都市） 厚生労働大臣が必要と認めた額 （市町村（指定都市を除き、中核市、特別区を含む） 1カ所あたり年額 2,827千円	発達障害児者及び家族等支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等	1 2					（新規）	（新規）	（新規）

			21. 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業 １カ所あたり年額10,309千円	発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等	１ ２			（新規）	（新規）	（新規）
			22. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の実施に必要な報酬、賃金、社会保険料等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費及び光熱水料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金（上記の経費に限る。）	１ ２			（新規）	（新規）	（新規）
			23. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 1,280千円に利用者数を乗じた額	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料	１ ２			（新規）	（新規）	（新規）

				費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、交付金、助成金（［　］内は、公益法人等事業における対象経費名である。）					
障害者総合支援事業補助金	障害者自立支援機器等開発促進事業	（同右）	（同右）	（同右）	障害者総合支援事業補助金	障害者自立支援機器等開発促進事業	（略）	（略）	（略）
		２．障害者自立支援機器等開発促進事業（間接補助） 厚生労働大臣が必要と認めた額	開発機関が行う障害者自立支援機器等開発促進事業（以下「開発事業」という。）の実施に必要な賃金、謝金、備品購入費、消耗品費、雑役務費、借料及び損料、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、光熱水費並びに委託費	2/3 ただし、大企業等は 1/2 （※）			２．障害者自立支援機器等開発促進事業（間接補助） 厚生労働大臣が必要と認めた額	開発機関が行う障害者自立支援機器等開発促進事業に対して実施団体が補助する事業（以下「開発事業」という。）の実施に必要な賃金、謝金、備品購入費、消耗品費、雑役務費、借料及び損料、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、光熱水費並びに委託費	2/3 ただし、大企業等は 1/2 （※）
		（同右）	（同右）	（同右）			（略）	（略）	（略）

			４．障害者自立支援機器導入好事例普及事業厚生労働大臣が必要と認めた額	実施団体が行う障害者自立支援機器導入好事例普及事業の実施に必要な賃金、謝金、備品購入費、消耗品費、雑役務費、借料及び損料、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、光熱水費並びに委託費	１０ １０			（新規）	（新規）	（新規）
	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	（同右）	（同右）	（同右）		重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	（略）	（略）	（略）
	障害者自立支援給付支払等システム事業	（同右）	（同右）	（同右）		障害者自立支援給付支払等システム事業	（略）	（略）	（略）
	障害福祉サービス等支援体制整備事業	１．障害福祉サービス等支援体制整備事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進に係る事業所への助言・指導に必要な報酬、給料、賃金、職員諸手当等、共済費、報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費	１０ １０		福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業の実施に必要な報酬、給料、賃金、職員諸手当等、共済費、報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金	１０ １０

		２．障害福祉サービス等支援体制整備事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害福祉サービス等情報公表制度の施行に係る審査体制の確保に必要な報酬、給料、賃金、職員諸手当等、共済費、報償費、委託料	１ ２

（※）　（同右）

（注）　（同右）

		（新規）	（新規）	（新規）

（※）　（略）

（注）　（略）

別紙様式１　（同右）

別紙様式２　（同右）

別紙様式３　（同右）

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

1－(1)　都道府県・実施団体総表（直接補助分）　（都道府県・実施団体名：　　　　　）

区分	種目		対象経費支出予定額 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助基本額 E	（補助率）	国庫補助所要額 (E×補助率) F	既交付決定額 G	差し引き追加交付（一部取消）申請額 (F-G) H	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100				
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2				
		かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業						1/2				
		発達障害者支援体制整備事業						1/2				
		障害者虐待防止対策支援事業						1/2				
		障害者就業・生活支援センター事業						1/2				
		工賃向上計画支援等事業（基本事業）						1/2				
		工賃向上計画支援等事業【特別事業（障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業を除く）】						10/10				
		就労移行等連携調整事業						1/2				
		障害者芸術・文化祭開催事業						10/10				
		障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業						1/2				
		医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業						1/2				
		強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業						1/2				
		強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業						1/2				
		障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業						1/2				
		成年後見制度普及啓発事業						1/2				
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		「心のバリアフリー」推進事業						1/2				
		特別促進事業						1/2				
		身体障害者補助犬育成促進事業						1/2				
		発達障害児者及び家族等支援事業						1/2				
		発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業						1/2				
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業						1/2				
		小計 ②										
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援機器等開発促進事業							10/10				
	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業							1/2				
	障害者自立支援給付支払等システム事業							1/2				
	障害福祉サービス等支援体制整備事業	障害福祉サービス等支援体制整備事業（補助率10／10対象分）						10/10				
		障害福祉サービス等支援体制整備事業（補助率１／２対象分）						1/2				
		小計										
	小計 ③											
合計（①＋②＋③）												

（注1）都道府県については、本表に直営又は委託にて実施する事業の所要額を記入すること。また、障害者自立支援機器等開発促進事業を実施する実施団体については、本表に所要額を記入すること。
（注2）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
（注3）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注4）F欄は、千円未満切り捨てとすること。
（注5）G欄及びH欄は、交付要綱の8による変更申請のほかは斜線を引くこと。
（注6）実施団体は、標題を「障害者総合支援事業費補助金所要額調」と記載し、障害者自立支援機器等開発促進事業以外の欄には斜線を引くこと。

別紙様式１　（略）

別紙様式２　（略）

別紙様式３　（略）

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

1－(1)　都道府県・実施団体総表（直接補助分）　（都道府県・実施団体名：　　　　　）

区分	種目		対象経費支出予定額 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助基本額 E	（補助率）	国庫補助所要額 (E×補助率) F	既交付決定額 G	差し引き追加交付（一部取消）申請額 (F-G) H	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100				
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2				
		かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業						1/2				
		発達障害者支援体制整備事業						1/2				
		障害者虐待防止対策支援事業						1/2				
		障害者就業・生活支援センター事業						1/2				
		工賃向上計画支援事業（基本事業）						1/2				
		工賃向上計画支援事業【特別事業（障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業を除く）】						10/10				
		就労移行等連携調整事業						1/2				
		障害者芸術・文化祭開催事業						10/10				
		障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業						1/2				
		医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業						1/2				
		強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業						1/2				
		強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業						1/2				
		障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業						1/2				
		成年後見制度普及啓発事業						1/2				
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		「心のバリアフリー」推進事業						1/2				
		特別促進事業						1/2				
		小計 ②										
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援機器等開発促進事業							10/10				
	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業							1/2				
	障害者自立支援給付支払等システム事業							1/2				
	福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業							10/10				
	小計 ③											
	合計（①＋②＋③）											

（注1）都道府県については、本表に直営又は委託にて実施する事業の所要額を記入すること。また、障害者自立支援機器等開発促進事業を実施する実施団体については、本表に所要額を記入すること。
（注2）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
（注3）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注4）F欄は、千円未満切り捨てとすること。
（注5）G欄及びH欄は、交付要綱の8による変更申請のほかは斜線を引くこと。
（注6）実施団体は、標題を「障害者総合支援事業費補助金所要額調」と記載し、障害者自立支援機器等開発促進事業以外の欄には斜線を引くこと。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

1－(2) 都道府県・実施団体総表 (間接補助分)

(都道府県・実施団体名 :)

区分	種目		対象経費支出予定額 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	都道府県補助基本額 E	都道府県補助予定額 F	国庫補助基本額 G	(補助率)	国庫補助所要額 (G×補助率) H	既交付決定額 I	差し引き追加交付(一部取消)申請額 (H－I) J	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①									50/100				
	地域生活支援促進事業	工賃向上計画支援等事業【特別事業 (障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業)】								1/2				
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業								1/2				
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業								1/2				
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業								1/2				
		特別促進事業								1/2				
		小計 ②												
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援機器等開発促進事業	障害者自立支援機器等開発促進事業(補助率2／3対象分)								2/3				
		障害者自立支援機器等開発促進事業(補助率1／2対象分)								1/2				
		小計 ③												
合計 (①+②+③)														

(注1) 都道府県については、本表に社会福祉法人等が行う事業に補助する額を記入すること。また、実施団体については、開発機関が行う障害者自立支援機器等開発促進事業に差する額を記入すること。
(注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
(注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注4) G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注5) H欄は、千円未満切り捨てとすること。
(注6) I欄及びJ欄は、交付要綱のBによる変更申請のほかは斜線を引くこと。
(注7) 実施団体は、標題を「障害者総合支援事業費補助金所要額調」と記載し、障害者自立支援機器等開発促進事業以外の欄には斜線を引くこと。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

1－(2) 都道府県・実施団体総表 (間接補助分)

(都道府県・実施団体名 :)

区分	種目		対象経費支出予定額 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	都道府県補助基本額 E	都道府県補助予定額 F	国庫補助基本額 G	(補助率)	国庫補助所要額 (G×補助率) H	既交付決定額 I	差し引き追加交付(一部取消)申請額 (H－I) J	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①									50/100				
	地域生活支援促進事業	工賃向上計画支援事業【特別事業 (障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業)】								1/2				
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業								1/2				
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業								1/2				
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業								1/2				
		特別促進事業								1/2				
		小計 ②												
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援機器等開発促進事業	障害者自立支援機器等開発促進事業(補助率2／3対象分)								2/3				
		障害者自立支援機器等開発促進事業(補助率1／2対象分)								1/2				
		小計 ③												
合計 (①+②+③)														

(注1) 都道府県については、本表に社会福祉法人等が行う事業に補助する額を記入すること。また、実施団体については、開発機関が行う障害者自立支援機器等開発促進事業に補助する額を記入すること。
(注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
(注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注4) G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注5) H欄は、千円未満切り捨てとすること。
(注6) I欄及びJ欄は、交付要綱のBによる変更申請のほかは斜線を引くこと。
(注7) 実施団体は、標題を「障害者総合支援事業費補助金所要額調」と記載し、障害者自立支援機器等開発促進事業以外の欄には斜線を引くこと。

別紙１

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

２－（１）市町村分総括表　　（都道府県名　：　　）

区分	種目		対象経費支出予定額 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A-B）C	基準額 D	国庫補助基本額 E	（補助率）	国庫補助所要額（E×補助率）F	既交付決定額 G	差し引き追加交付（一部取消）申請額（F-G）H	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業　①							50/100				
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2				
		障害者虐待防止対策支援事業						1/2				
		成年後見制度普及啓発事業						1/2				
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		特別促進事業						1/2				
		発達障害児者及び家族等支援事業						1/2				
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業						1/2				
		重度訪問介護利用者の大学修学支援事業						1/2				
		小計　②										
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業　③							1/2				
合計（①＋②＋③）												

（注１）都道府県については、本表に、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）から提出された別紙様式４の別紙１に記入された所要額をとりまとめて記入すること。
（注２）Ｆ欄は、千円未満切り捨てとすること。
（注３）Ｇ欄及びＨ欄は、交付要綱の８による変更申請のほかは斜線を引くこと。

別紙１

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

２－（１）市町村分総括表　　（都道府県名　：　　）

区分	種目		対象経費支出予定額 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A-B）C	基準額 D	国庫補助基本額 E	（補助率）	国庫補助所要額（E×補助率）F	既交付決定額 G	差し引き追加交付（一部取消）申請額（F-G）H	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業　①							50/100				
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2				
		障害者虐待防止対策支援事業						1/2				
		成年後見制度普及啓発事業						1/2				
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		特別促進事業						1/2				
		小計　②										
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業							1/2				
	福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業							10/10				
	小計　③											
合計（①＋②＋③）												

（注１）都道府県については、本表に、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）から提出された別紙様式４の別紙１に記入された所要額をとりまとめて記入すること。
（注２）Ｆ欄は、千円未満切り捨てとすること。
（注３）Ｇ欄及びＨ欄は、交付要綱の８による変更申請のほかは斜線を引くこと。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

2－（2） 指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合総表（直接補助）

（指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合名 ： ）

区分	種目		対象経費支出予定額 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A-B） C	基準額 D	国庫補助基本額 E	（補助率）	国庫補助所要額（E×補助率） F	既交付決定額 G	差し引き追加交付（一部取消）申請額（F-G） H	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100				
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2				
		かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業（※1）						1/2				
		発達障害者支援体制整備事業（※1）						1/2				
		障害者虐待防止対策支援事業						1/2				
		医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業（※1）						1/2				
		成年後見制度普及啓発事業						1/2				
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業（※2）						1/2				
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（※2）						1/2				
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（※2）						1/2				
		特別促進事業						1/2				
		発達障害児者及び家族等支援事業						1/2				
		発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業						1/2				
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業						1/2				
		重度訪問介護利用者の大学修学支援事業						1/2				
		小計 ②										
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業							1/2				
	障害福祉サービス等支援体制整備事業	障害福祉サービス等支援体制整備事業（補助率10／10対象分）						10/10				
		障害福祉サービス等支援体制整備事業（補助率1／2対象分）						1/2				
		小計										
	小計 ③											
合計（①＋②＋③）												

（注1）指定都市及び中核市については、本表に実施する事業の所要額を記入すること。
（注2）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
（注3）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注4）F欄は、千円未満切り捨てとすること。
（注5）G欄及びH欄は、交付要綱の8による変更申請のほかは斜線を引くこと。
（注6）（※1）は、事業を実施する指定都市のみ記入すること。
（注7）（※2）は、事業を実施する指定都市・中核市のみ記入すること。

２－（３）指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合総表（間接補助）

（同右）

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

2－（2） 指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合総表（直接補助）

（指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合名 ： ）

区分	種目		対象経費支出予定額 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A-B） C	基準額 D	国庫補助基本額 E	（補助率）	国庫補助所要額（E×補助率） F	既交付決定額 G	差し引き追加交付（一部取消）申請額（F-G） H	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100				
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2				
		かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業（※1）						1/2				
		発達障害者支援体制整備事業（※1）						1/2				
		障害者虐待防止対策支援事業						1/2				
		医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業（※1）						1/2				
		成年後見制度普及啓発事業						1/2				
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業（※2）						1/2				
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（※2）						1/2				
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（※2）						1/2				
		特別促進事業						1/2				
		小計 ②										
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業							1/2				
	福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業							10/10				
	小計 ③											
合計（①＋②＋③）												

（注1）指定都市及び中核市については、本表に実施する事業の所要額を記入すること。
（注2）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
（注3）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注4）F欄は、千円未満切り捨てとすること。
（注5）G欄及びH欄は、交付要綱の8による変更申請のほかは斜線を引くこと。
（注6）（※1）は、事業を実施する指定都市のみ記入すること。
（注7）（※2）は、事業を実施する指定都市・中核市のみ記入すること。

２－（３）指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合総表（間接補助）

（略）

別紙２　事業計画書

○地域生活支援事業　（同右）

地域生活支援事業　所要額内訳

（都道府県名　：　　）

事業名			所要額（円）	算出内訳	備考
必須事業	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業			
		高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業			
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業			
		盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業			
		失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業			
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣 事業				
	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整 事業				
	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業			
		精神障害者地域生活支援広域調整等事業			
		発達障害者支援地域協議会による体制整備事業			
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	障害支援区分認定調査員等研修事業			
		相談支援従事者研修事業			
		サービス管理責任者研修事業			
		居宅介護従業者等養成研修事業			
		身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業			
		音声機能障害者発声訓練指導者養成事業			
		精神障害関係従事者養成研修事業			
		精神障害者支援の障害特性と支 援技 法を 学ぶ 研修 事業			
		その他サービス・相談支援者、指導者育成事業			
	日常生活支援	福祉ホームの運営			
		オストメイト社会適応訓練			
		音声機能障害者発声訓練			
		児童発達支援センター等の機能強化等			
		矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進			
		医療型短期入所事業所開設支援			
		障害者の地域生活の推進に向けた 体制強化支援 事業			
	社会参加支援	手話通訳者設置			
		字幕入り映像ライブラリーの 設置			
		点字・声の広報等発行			
		点字による災害情報ネットワーク			
		障害者ITサポートセンターの運営			
		パソコンボランティア養成・派遣			
		都道府県障害者社会参加推進センター運営			
		身体障害者補助犬育成促進			
		奉仕員養成研修			
		レクリエーション活動等支援			
		芸術文化活動振興			
		サービス提供者情報提供等			
		地域における障害者自立支援機器の普及促進			
		視覚障害者用地域情報提供			
		企業CSR連携促進			
	就業・就労支援	盲人ホームの運営			
		重度障害者在宅就労促進			
		一般就労移行等促進			
		障害者就業・生活支援センター体制強化等			
	重度障害者に係る市町村特別支援				
必須事業（市町村代行）	福祉従進研修・啓発事業				
	自発的活動支援事業				
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業			
		住宅入居等支援事業			
	成年後見制度利用支援事業				
	成年後見制度法人後見支援事業				
	意思疎通支援事業				
	日常生活用具給付等事業				
	手話奉仕員養成研修事業				
	移動支援事業				
	地域活動支援センター機 能強 化事 業				
特別支援事業					
合計					

（注１）　都道府県については、本表に、実施する事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

（注２）　合計が、別紙１「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調」の対象経費支出予定額欄と一致すること。

別紙２　事業計画書

○地域生活支援事業　（略）

地域生活支援事業　所要額内訳

（都道府県名　：　　）

事業名			所要額（円）	算出内訳	備考
必須事業	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営 事業			
		高次脳 機能障 害及びその関連障害に対す る支援 普及事 業			
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業			
		盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業			
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣 事業				
	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業				
	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業			
		精神障害者地域生活支援広域調整等事業			
		発達障害者支援地域協議会による体制整備事業			
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	障害支援区分認定調査員等研修事業			
		相談支援従事者研修事業			
		サービス管理責任者研修事業			
		居宅介護従業者等養成研修事業			
		身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業			
		音声機能障害者発声訓練指導者養成事業			
		精神障害関係従事者養成研修事業			
		精神障害者支援の障害特性と支 援技法を学ぶ研修事業			
		その他サービス・相談支援者、指導者育成事業			
	日常生活支援	福祉ホームの運営			
		オストメイト社会適応訓練			
		音声機能障害者発声訓練			
		児童発達支援センター等の機能強化等			
		矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進			
		医療型短期入所事業所開設支援			
		障害者の地域生活の推進に向けた 体制強化支援事業			
	社会参加支援	手話通訳者設置			
		字幕入り映像ライブラリーの 設置			
		点字・声の広報等発行			
		点字による災害情報ネットワーク			
		障害者ITサポートセンターの運営			
		パソコンボランティア養成・派遣			
		都道府県障害者社会参加推進センター運営			
		身体障害者補助犬育成促進			
		奉仕員養成研修			
		レクリエーション活動等支援			
		芸術文化活動振興			
		サービス提供者情報提供等			
		地域における障害者自立支援機器の普及促進			
		視覚障害者用地域情報提供			
		企業CSR連携促進			
	就業・就労支援	盲人ホームの運営			
		重度障害者在宅就労促進			
		一般就労移行等促進			
		障害者就業・生活支援センター体制強化等			
	重度障害者に係る市町村特別支援				
必須事業（市町村代行）	福祉従進研修・啓発事業				
	自発的活動支援事業				
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業			
		住宅入居等支援事業			
	成年後見制度利用支援事業				
	成年後見制度法人後見支援事業				
	意思疎通支援事業				
	日常生活用具給付等事業				
	手話奉仕員養成研修事業				
	移動支援事業				
	地域活動支援センター機能強化事業				
特別支援事業					
合計					

（注１）　都道府県については、本表に、実施する事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

（注２）　合計が、別紙１「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調」の対象経費支出予定額欄と一致すること。

地域生活支援事業　所要額内訳

（市町村・広域連合・一部事務組合名：　　）　（同右）

地域生活支援促進事業　所要額内訳

（都道府県・市町村名　：　　）

	事　業　名	所要額（円）	算出内訳	備考
①	発達障害児者地域生活支援モデル事業			
②	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業			
③	発達障害者支援体制整備事業			
④	障害者虐待防止対策支援事業			
⑤	障害者就業・生活支援センター事業			
⑥	工賃向上計画支援等事業			
⑦	就労移行等連携調整事業			
⑧	障害者芸術・文化祭開催事業			
⑨	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業			
⑩	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業			
⑪	強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）			
⑫	障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業			
⑬	成年後見制度普及啓発事業			
⑭	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業			
⑮	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
⑯	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
⑰	「心のバリアフリー」推進事業			
⑱	特別促進事業			
⑲	身体障害者補助犬育成促進事業			
⑳	発達障害児者及び家族等支援事業			
㉑	発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業			
㉒	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業			
㉓	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業			
	合計			

（注1）　都道府県については、本表に、実施する事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

（注2）　合計が、別紙1「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調」の対象経費支出予定額欄と一致すること。

（注3）　事業②③⑩㉑は、事業を実施する指定都市及び都道府県のみ記入すること。

（注4）　事業⑭～⑯、㉒は、事業を実施する指定都市・中核市・特別区・その他保健所設置市及び都道府県のみ記入すること。

（注5）　事業①④⑬⑱㉓は、事業を実施する市町村及び都道府県のみ記入すること。

（注6）　事業㉓は、事業を実施する市町村のみ記入すること。

地域生活支援事業　所要額内訳

（市町村・広域連合・一部事務組合名：　　）　（略）

地域生活支援促進事業　所要額内訳

（都道府県・市町村名　：　　）

	事　業　名	所要額（円）	算出内訳	備考
①	発達障害児者地域生活支援モデル事業			
②	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業			
③	発達障害者支援体制整備事業			
④	障害者虐待防止対策支援事業			
⑤	障害者就業・生活支援センター事業			
⑥	工賃向上計画支援事業			
⑦	就労移行等連携調整事業			
⑧	障害者芸術・文化祭開催事業			
⑨	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業			
⑩	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業			
⑪	強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）			
⑫	障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業			
⑬	成年後見制度普及啓発事業			
⑭	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業			
⑮	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
⑯	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
⑰	「心のバリアフリー」推進事業			
⑱	特別促進事業			
	合計			

（注1）　都道府県については、本表に、実施する事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

（注2）　合計が、別紙1「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調」の対象経費支出予定額欄と一致すること。

（注3）　事業②③⑩は、事業を実施する指定都市及び都道府県のみ記入すること。

（注4）　事業⑭～⑯は、事業を実施する指定都市・中核市・特別区・その他保健所設置市及び都道府県のみ記入すること。

（注5）　事業①④⑬⑱は、事業を実施する市町村及び都道府県のみ記入すること。

○発達障害児者地域生活支援モデル事業　（同右）

○かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業　（同右）

○発達障害者支援体制整備事業　（同右）

● 障害者虐待防止対策支援事業

事業実施計画書

都道府県・市町村名

1）事　業　名	平成○年度　障害者虐待防止対策支援事業
2）支出予定額	円
3）事業実施予定期間	平成　年　月　日　から　平成　年　月　日
4）事業の具体的内容	

○　発達障害児者地域生活支援モデル事業　（略）

○　かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業　（略）

○　発達障害者支援体制整備事業　（略）

○　障害者虐待防止対策支援事業

事業実施計画書

都道府県・市町村名

1）事　業　名	平成○年度　障害者虐待防止対策支援事業
2）国庫補助金所要額	円
3）事業実施予定期間	平成　年　月　日　から　平成　年　月　日
4）事業計画	
①　事業の目的	
②　事業内容及び手法	
③　狙いとする事業の成果	
④　成果の公表計画	

所要額内訳書

事業内容	支出予定額（円）	内　　訳
虐待時の体制整備事業		
障害者虐待防止・権利擁護事業		
専門性強化事業		
連携協力体制整備事業		
普及啓発事業		
その他		
合　　計		

※1　本表に、実施予定事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。
※2　実施予定事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、合計額を記入すること。
※3　「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。

所要額内訳書

事業内容	支出予定額（円）	内　　訳
虐待時の体制整備事業		
障害者虐待防止・権利擁護事業		
専門性強化事業		
連携協力体制整備事業		
普及啓発事業		
その他		
合　　計		

※1　本表に、実施予定事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。
※2　実施予定事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、合計額を記入すること。
※3　「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。

○障害者就業・生活支援センター事業　（同右）

○　工賃向上計画支援等事業

都道府県名

１．事業実施計画書

基本事業

①事業名	（具体的な事業名を記入すること。）
②委託予定法人名 （委託する場合）	
③事業実施予定期間	平成　年　月　日　から　平成　年　月　日　まで
④事業内容 （目標工賃の設定・公表方法、達成状況の公表方法、目標達成のための具体的な方策・計画など）	

特別事業

①事業名	（具体的な事業名を記入すること。）
②委託予定法人名 （委託する場合）	
③事業実施予定期間	平成　年　月　日　から　平成　年　月　日　まで
④事業内容 （目標工賃の設定・公表方法、達成状況の公表方法、目標達成のための具体的な方策・計画など）	

（注）　④は、今後、工賃向上計画に基づき実施する事業の事業項目、事業の実施方法等を記入すること。
当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。
また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。

○障害者就業・生活支援センター事業　（略）

○　工賃向上計画支援事業

都道府県名

１．事業実施計画書

基本事業

①事業名	（具体的な事業名を記入すること。）
②委託予定法人名 （委託する場合）	
③事業実施予定期間	平成　年　月　日　から　平成　年　月　日　まで
④事業内容 （目標工賃の設定・公表方法、達成状況の公表方法、目標達成のための具体的な方策・計画など）	

特別事業

①事業名	（具体的な事業名を記入すること。）
②委託予定法人名 （委託する場合）	
③事業実施予定期間	平成　年　月　日　から　平成　年　月　日　まで
④事業内容 （目標工賃の設定・公表方法、達成状況の公表方法、目標達成のための具体的な方策・計画など）	

（注）　④は、今後、工賃向上計画に基づき実施する事業の事業項目、事業の実施方法等を記入すること。
当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。
また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。

２．所要額内訳書

都道府県名

①基本事業

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○ ○　○　○ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

②特別事業

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 印刷製本費 委　託　料 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

○就労移行等連携調整事業　（同右）

２．所要額内訳書

都道府県名

①基本事業

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○ ○　○　○ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

②特別事業

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 印刷製本費 委　託　料 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

○就労移行等連携調整事業　（略）

○障害者芸術・文化祭開催事業　（同右） ○障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業　（同右） ○医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業　（同右） ○強度行動障害支援者養成研修事業　（同右） ○障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業　（同右） ○　成年後見制度普及啓発事業 事業実施計画書 都道府県・市町村名 1）事　業　名：平成○年度　成年後見制度普及啓発事業 2）支出予定額：円 3）事業実施予定期間：平成　年　月　日　から　平成　年　月　日 4）事業の具体的内容	○障害者芸術・文化祭開催事業　（略） ○障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業　（略） ○医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業　（略） ○強度行動障害支援者養成研修事業　（略） ○障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業　（略） ○　成年後見制度普及啓発事業 事業実施計画書 都道府県・市町村名 1）事　業　名：平成○年度　成年後見制度普及啓発事業 2）国庫補助金所要額：円 3）事業実施予定期間：平成　年　月　日　から　平成　年　月　日 4）事業計画 ① 事業の目的 ② 事業内容及び手法 ③ 狙いとする事業の成果 ④ 成果の公表計画

所要額内訳書 事業内容 / 支出予定額（円） / 内訳 合　計 ※１ 本表に、実施予定事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。 ※２ 実施予定事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、合計額を記入すること。 ※３ 「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。 〇アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業　（同右） 〇薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業　（同右） 〇ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業　（同右） 〇「心のバリアフリー」推進事業　（同右） 〇特別促進事業　（同右）	所要額内訳書 事業内容 / 支出予定額（円） / 内訳 合　計 ※１ 本表に、実施予定事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。 ※２ 実施予定事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、合計額を記入すること。 ※３ 「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。 〇アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業　（略） 〇薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業　（略） 〇ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業　（略） 〇「心のバリアフリー」推進事業　（略） 〇特別促進事業　（略）

○身体障害者補助犬育成促進事業

都道府県名

１　国庫補助所要額

（千円）

支出予定額 A	寄付金 その他収入 B	差引所要額 C	補助率 D（1/2）	国庫補助 所要額 E（C × D）

２　事業内容等

（１）理解促進、普及・啓発

事業名	内　容
○○補助犬普及啓発イベント	・開催日時 ・開催場所 ・内容

（２）育成計画の作成

事業名	内容
管内補助犬希望者調査事業 マッチング連携協議会設置	

（３）補助犬の育成

事業名	内容
補助犬育成事業	

３　積算内訳

区分	支出予定額	積算内訳
（例） 報償費 印刷製本費 委託料 ○○	円	

（新規）

○ 発達障害児者及び家族等支援事業

（都道府県・市区町村名）

	事業区分	事業内容			
事業計画	発達障害児者及び家族等支援事業	○ペアレントメンター養成等事業			
		事業委託の有無	有 ・ 無		
		委託先団体名			
		実施内容			
		ペアレントメンターコーディネーターの配置	有 ・ 無		
		ペアレントメンターコーディネーターの人数			
		委託先団体名			
		○家族のスキル向上支援事業			
		ペアレントプログラム	実施	有 ・ 無	
			実施者の研修実施	有 ・ 無	
			事業委託の有無	有 ・ 無	
			委託先団体名		
		ペアレントトレーニング	実施	有 ・ 無	
			実施者の研修実施	有 ・ 無	
			事業委託の有無	有 ・ 無	
			委託先団体名		
		○ピアサポート推進事業			
		事業委託の有無	有 ・ 無		
		委託先団体名			
		実施内容			
		ファシリテーター	有 ・ 無		
		○その他の本人・家族支援事業			
		事業委託の有無	有 ・ 無		
		委託先団体名			
		実施内容			

国庫補助申請額内訳書	要国庫補助額（別紙1の6）欄の額）	対象経費の支出予定額（単位：円）	経費区分（注）	積算内訳
	千円	円	（例） 賃金 旅費 消耗品費 ○○○ ・ ・ ・	（単価、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）

（注）「経費区分」欄には、交付要綱4の別表第4欄に定められた対象経費により記入。

（新規）

○ 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

（都道府県・指定都市名）

	事業区分	事業内容			
事業計画	発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業	○事業実施について			
		事業委託の有無	有 ・ 無		
		委託先団体名			
		実施内容			
		○拠点医療機関			
		医療機関名			
		診療科			
		○発達障害医療コーディネーターの配置			
		職種			
		○待機期間の縮小			
		現在の平均待機期間			
		事業導入後の待機期間			
国庫補助申請額内訳書		要国庫補助額（別紙1の（6）欄の額）	対象経費の支出予定額（単位：円）	経費区分（注）	積算内訳
		千円	円	（例） 賃金 旅費 消耗品費 ○○○ ・ ・	（単価、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）

（注）「経費区分」欄には、交付要綱4の別表第4欄に定められた対象経費により記入。

（新規）

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

都道府県・指定都市・保健所設置市・特別区名

1. 事業実施計画書

（1）国庫補助所要額

円

※国庫補助所要額については、支出予定額内訳書の合計金額を記入すること。

（2）事業実施予定期間

平成　年　月　日 から 平成　年　月　日まで

（3）実施事業

※実施予定の事業メニューに○を記入し、実施圏域名を記載すること。

事業メニュー	○	実施圏域名
①保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置		
②精神障害者の住まいの確保支援に係る事業		
③ピアサポートの活用に係る事業		
④アウトリーチ支援に係る事業		
⑤入院中の精神障害者の退院促進に係る事業		
⑥包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業		
⑦精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業		
⑧措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業		
⑨精神障害者の家族支援に係る事業		
⑩その他		

（4）事業内容等

※適宜欄を追加のうえ、実施予定の事業メニュー毎に記載すること。

事業名	内容

2. 支出予定額内訳書

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 報　酬 賃　金 ○　○　○ ○　○　○ ・ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計	円		

（新規）

○ 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

事　業　計　画　書

市 町 村 名

1. 障害支援区分別対象人数、支援日数等

区分	人数	前年度からの継続利用人数	支援述べ日数	支援述べ時間
区分6（重度障害者等包括支援対象者）	人	人	日	時間
区分6（上記以外）	人	人	日	時間
区分5	人	人	日	時間
区分4	人	人	日	時間
合　計	人	人	日	時間

2. 修学先大学別対象人数、支援日数等

大学名	人数	前年度からの継続利用人数	支援述べ日数	支援述べ時間
	人	人	日	時間
	人	人	日	時間
	人	人	日	時間
	人	人	日	時間
合　計	人	人	日	時間

3. 支援事業所数　　箇所

4. 事業の実施方法

（支援事業所への委託等の方法）
（大学との調整方法）

（新規）

○　障害者自立支援機器等開発促進事業

事業実施計画書

団体名又は法人名

1）事　業　名	平成○年度　障害者自立支援機器等開発促進事業
2）国庫補助所要額	**千**円
【内訳】 （1）事業費　：　円 （2）開発機関が要する事業費　：　円	
3）事業実施予定期間	**内**示日　から　平成　年　月　日
4）事業計画	
（1）障害者自立支援機器等開発促進事業 ① 事業の目的 ② 事業内容及び手法 ③ 狙いとする事業の成果 ④ 成果の公表計画	

○　障害者自立支援機器等開発促進事業

事業実施計画書

団体名又は法人名

1）事　業　名	平成○年度　障害者自立支援機器等開発促進事業
2）国庫補助所要額	**千**円
【内訳】 （1）事業費　：　円 （2）開発機関に対する補助費　：　円	
3）事業実施予定期間	**内**示日　から　平成　年　月　日
4）事業計画	
（1）障害者自立支援機器等開発促進事業 ① 事業の目的 ② 事業内容及び手法 ③ 狙いとする事業の成果 ④ 成果の公表計画	

（２）シーズ・ニーズマッチング強化事業

① 事業の目的

② 事業内容及び手法

③ 狙いとする事業の成果

④ 成果の公表計画

（３）障害者自立支援機器導入好事例普及事業

① 事業の目的

② 事業内容及び手法

③ 狙いとする事業の成果

④ 成果の公表計画

（２）シーズ・ニーズマッチング強化事業

① 事業の目的

② 事業内容及び手法

③ 狙いとする事業の成果

④ 成果の公表計画

５）過去の類似事業実績

① 事業概要

② 結果・成果

５）過去の類似事業実績

① 事業概要

② 結果・成果

＊作成上の留意事項（提出の際は、以下の留意事項は削除すること）

１）本応募書類は、採否を決定するための評価に使用するものであり、応募内容については、障害当事者のニーズや開発側のシーズの現状、開発から実用的製品化までの助言体制、支援機器の普及の計画などを、できる限り具体的かつ簡潔に記載すること。

２）「２）国庫補助所要額」については、障害者自立支援機器等開発促進事業、シーズ・ニーズマッチング強化事業及び障害者自立支援機器導入好事例普及事業の実施にあたり、実施団体が必要とする費用については定額（補助率 10／10）、開発機関が要する費用については補助率 2／3（または 1／2）の費用を内訳で示した上で、総和を記載すること。ただし、千円未満の額の場合は切り捨てとする。

３）「３）事業実施予定期間」については、年度末日を最長として報告書作成等を含む予定期間について記載すること。

４）「４）事業計画」について
(1) 障害者の自立支援や社会参加に資する支援機器の普及や開発促進に関する現状の課題などを踏まえて記載し、必要に応じて図表を用いても構わない。

(2) より多くの当事者・支援者の参画、開発機関の応募促進、倫理面への配慮、障害当事者および医療福祉専門家等による助言体制など、支援機器の開発・普及につながる内容を具体的に記載すること。また、検討委員会の構成員が担う役割等についても説明を記載すること。

(3)「④成果の公表計画」について、各開発機関の成果やシーズ・ニーズマッチング強化事業に得られた情報等について、本事業実施後も広く国民に向けてわかりやすく公表することを念頭に記載すること。

５）「５）過去の類似事業実績」については、障害者自立支援機器等開発促進事業の実施にあたり、過去に類似した事業（例えば、障害者の福祉用具に関する実態調査など）があれば、事業概要とその成果を明確に記載すること。なお、実績が複数ある場合は、各事業についてわかりやすく列挙して記載すること。

＊作成上の留意事項（提出の際は、以下の留意事項は削除すること）

１）本応募書類は、採否を決定するための評価に使用するものであり、応募内容については、障害当事者のニーズや開発側のシーズの現状、開発から実用的製品化までの助言体制、支援機器の普及の計画などを、できる限り具体的かつ簡潔に記載すること。

２）「２）国庫補助所要額」については、障害者自立支援機器等開発促進事業および シーズ・ニーズマッチング強化事業の実施にあたり、実施団体が必要とする費用については定額（補助率 10／10）、開発機関へ対する補助費用については補助率 2／3（または 1／2）の費用を内訳で示した上で、総和を記載すること。ただし、千円未満の額の場合は切り捨てとする。

３）「３）事業実施予定期間」については、年度末日を最長として報告書作成等を含む予定期間について記載すること。

４）「４）事業計画」について
(1) 障害者の自立支援や社会参加に資する支援機器の普及や開発促進に関する現状の課題などを踏まえて記載し、必要に応じて図表を用いても構わない。

(2) より多くの当事者・支援者の参画、開発機関の応募促進、倫理面への配慮、障害当事者および医療福祉専門家等による助言体制など、支援機器の開発・普及につながる内容を具体的に記載すること。また、検討委員会の構成員が担う役割等についても説明を記載すること。

(3)「④成果の公表計画」について、各開発機関の成果やシーズ・ニーズマッチング強化事業に得られた情報等について、本事業実施後も広く国民に向けてわかりやすく公表することを念頭に記載すること。

５）「５）過去の類似事業実績」については、障害者自立支援機器等開発促進事業の実施にあたり、過去に類似した事業（例えば、障害者の福祉用具に関する実態調査など）があれば、事業概要とその成果を明確に記載すること。なお、実績が複数ある場合は、各事業についてわかりやすく列挙して記載すること。

所要額内訳書

1　国庫補助所要額

	総支出予定額 (A)	寄付金その他の収入等(B)	差引所要額 (C=A-B)	国庫所要額 (D=C×補助率)
事業費（1）	円	円	円	千円
開発機関が要する事業費（2）	円	円	円	千円
合計 （1）＋（2）				千円

（注）　「国庫補助所要額（D）」欄は、Cに補助率を乗じて得た金額から千円未満切り捨てた金額を記入すること。

2　事業費（１）の支出予定額の内訳

経費区分	(1)支援機器開発促進事業	(2) シーズ・ニーズマッチング強化事業	(3)障害者自立支援機器導入好事例普及事業
賃　金	円	円	円
謝　金	円	円	円
備品購入費	円	円	円
消耗品費	円	円	円
雑役務費	円	円	円
借料及び損料	円	円	円
旅　費	円	円	円
会議費	円	円	円
通信運搬費	円	円	円
印刷製本費	円	円	円
光熱水費	円	円	円
委託費	円	円	円
合　計(A)	円	円	円

（注）　「(1)支援機器開発促進事業」欄には、開発機関が要する事業費を除いた予定額を計上。

3　寄付金その他の収入等の内訳

区分	事業費（1）	開発機関が要する事業費（2）
寄付金	円	円
その他	円	円
合　計(B)	円	円

所要額内訳書

1　国庫補助所要額

	総支出予定額 (A)	寄付金その他の収入等(B)	差引所要額 (C=A-B)	国庫所要額 (D=C×補助率)
事業費（1）	円	円	円	千円
開発機関への補助費（2）	円	円	円	千円
合計 （1）＋（2）				千円

（注）　「国庫補助所要額（D）」欄は、Cに補助率を乗じて得た金額から千円未満切り捨てた金額を記入すること。

2　事業費（１）の支出予定額の内訳

経費区分	(1)支援機器開発促進事業	(2) シーズ・ニーズマッチング強化事業
賃　金	円	円
謝　金	円	円
備品購入費	円	円
消耗品費	円	円
雑役務費	円	円
借料及び損料	円	円
旅　費	円	円
会議費	円	円
通信運搬費	円	円
印刷製本費	円	円
光熱水費	円	円
委託費	円	円
合　計(A)	円	円

（注）　「(1)支援機器開発促進事業」欄には、開発機関に対する補助費を除いた予定額を計上。

3　寄付金その他の収入等の内訳

区分	事業費（1）	開発機関への補助費（2）
寄付金	円	円
その他	円	円
合　計(B)	円	円

4　事業費（１）の支出予定額の積算内訳

（１）支援機器開発促進事業分

区分	支出予定額	内　　訳
	円	
合　　計	円	

（注）　寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

（２）シーズ・ニーズマッチング強化事業分

支出項目	支出予定額	内　　訳
	円	
合　　計	円	

（注）　寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

4　事業費（１）の支出予定額の積算内訳

（１）支援機器開発促進事業分

区分	支出予定額	内　　訳
	円	
合　　計	円	

（注）　寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

（２）シーズ・ニーズマッチング強化事業分

支出項目	支出予定額	内　　訳
	円	
合　　計	円	

（注）　寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

（３）障害者自立支援機器導入好事例普及事業分

支出項目	支出予定額	内　　訳
	円	
合　　計	円	

（注）　寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

○ 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業

年度　重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業計画書

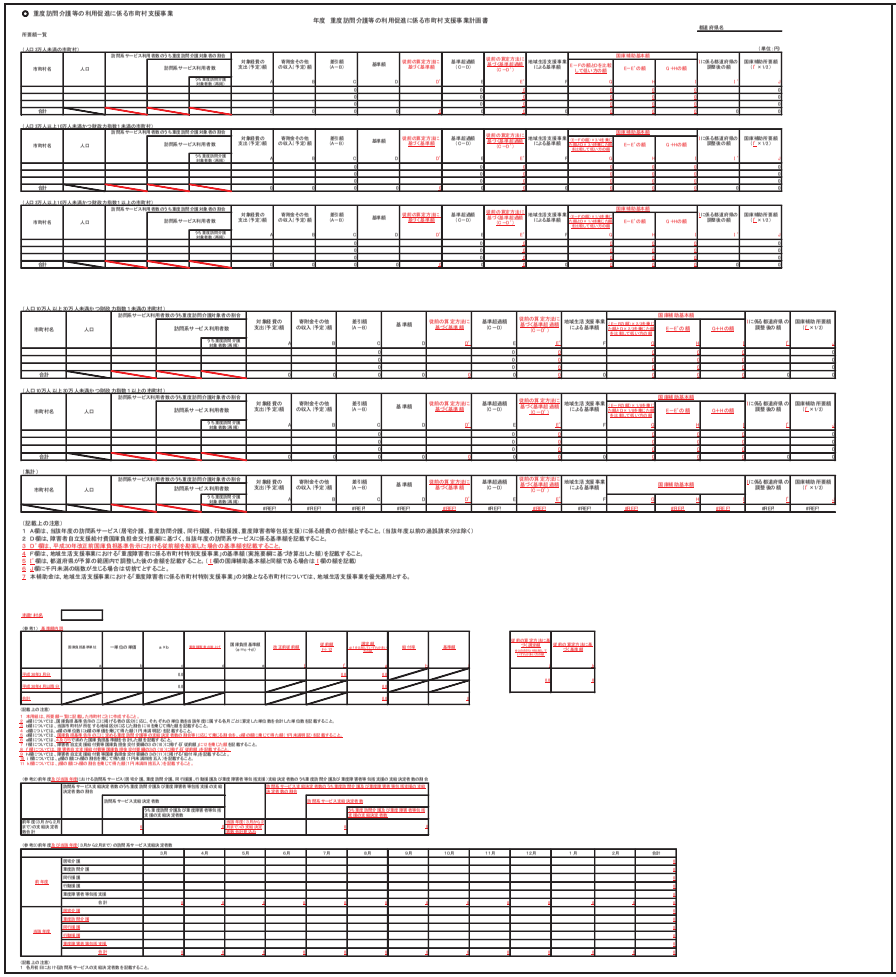

○　障害者自立支援給付支払等システム事業　（同右）

○　障害福祉サービス等支援体制整備事業

（都道府県・指定都市・中核市名）

１．事業計画

①福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進に係る事業所への助言・指導

事業内容	備考

②障害福祉サービス等情報公表制度の施行に係る審査体制の確保

事業内容	備考

２．所要額内訳

（円）

①福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進に係る事業所への助言・指導

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳
①小計		

②障害福祉サービス等情報公表制度の施行に係る審査体制の確保

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳
②小計		

合　計	

※①に係る対象経費は、報酬、給料、賃金、職員諸手当等、共済費、報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費とする。
　②に係る対象経費は、報酬、給料、賃金、職員諸手当等、共済費、報償費、委託料とする。

○　障害者自立支援給付支払等システム事業　（略）

○　福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業

（都道府県・指定都市・中核市名）

１．事業計画

①制度の周知・広報

ａ．リーフレットやポスター等の印刷・配布

事業内容	備考

ｂ．連絡会議等の開催

事業内容	備考

ｃ．処遇改善計画書等の印刷

事業内容	備考

ｄ．その他

事業内容	備考

②事業所への助言・指導

ａ．コールセンターの設置

事業内容	備考

ｂ．専門的な相談員による助言

事業内容	備考

ｃ．その他

事業内容	備考

③審査業務体制の確保

ａ．審査に必要な非常勤職員等の人員等の確保

事業内容	備考

ｂ．その他

事業内容	備考

④報酬改定に伴うシステムの改修

平成29年度報酬改定に伴うシステムの改修

事業内容	備考

２．所要額内訳

（円）

①制度の周知・広報

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳
①小計		

②事業所への助言・指導

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳
②小計		

③審査業務体制の確保

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳
③小計		

④報酬改定に伴うシステムの改修

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳
④小計		

合　　計	

○　福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業

（市町村名）

１．事業計画

④報酬改定に伴うシステムの改修		
平成29年度報酬改定に伴うシステムの改修		
	事業内容	備考

２．所要額内訳

（円）

④報酬改定に伴うシステムの改修		
経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳
合　　計		

別紙様式４　（同右）

別紙１

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

１－（１）市町村総表（直接補助）　　（市町村名　：　　）

区分	種目		対象経費支出予定額 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A−B） C	基準額 D	国庫補助基本額 E	（補助率）	国庫補助所要額（E×補助率） F	既交付決定額 G	差し引き追加交付（一部取消）申請額（F−G） H	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業　①							50/100				
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2				
		障害者虐待防止対策支援事業						1/2				
		成年後見制度普及啓発事業						1/2				
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		特別促進事業						1/2				
		発達障害児者及び家族等支援事業						1/2				
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業						1/2				
		重度訪問介護利用者の大学修学支援事業						1/2				
		小計　②										
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業　③							1/2				
合計（①＋②＋③）												

（注１）市町村（指定都市及び中核市を除く。）については、本表に実施する事業の所要額を記入すること。
（注２）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
（注３）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注４）F欄は、千円未満切り捨てとすること。
（注５）G欄及びH欄は、交付要綱の８による変更申請のほかは斜線を引くこと。

別紙１　１－（２）　（同右）

別紙２　事業計画書　（同右）

別紙様式５　（同右）

別紙１　（同右）

別紙２　（同右）

別紙様式４　（略）

別紙１

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

１－（１）市町村総表（直接補助）　　（市町村名　：　　）

区分	種目		対象経費支出予定額 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A−B） C	基準額 D	国庫補助基本額 E	（補助率）	国庫補助所要額（E×補助率） F	既交付決定額 G	差し引き追加交付（一部取消）申請額（F−G） H	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業　①							50/100				
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2				
		障害者虐待防止対策支援事業						1/2				
		成年後見制度普及啓発事業						1/2				
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		特別促進事業						1/2				
		小計　②										
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業							1/2				
	福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業							10/10				
	小計　③											
合計（①＋②＋③）												

（注１）市町村（指定都市及び中核市を除く。）については、本表に実施する事業の所要額を記入すること。
（注２）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
（注３）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注４）F欄は、千円未満切り捨てとすること。
（注５）G欄及びH欄は、交付要綱の８による変更申請のほかは斜線を引くこと。

別紙１　１－（２）　（略）

別紙２　事業計画書　（略）

別紙様式５　（略）

別紙１　（略）

別紙２　（略）

別紙様式６　（同右）

別紙１　（同右）

別紙２　（同右）

別紙様式７　（同右）

別紙

交付対象事業並びに事業に要する経費及び補助金の額

○○市町村

区分	種目		事業に要する経費	補助金の額
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①			
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業		
		障害者虐待防止対策支援事業		
		成年後見制度普及啓発事業		
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業		
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業		
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業		
		特別促進事業		
		発達障害児者及び家族等支援事業		
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業		
		重度訪問介護利用者の大学修学支援事業		
		小計　②		
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業 ③			
合計（①＋②＋③）				

別紙様式６　（略）

別紙１　（略）

別紙２　（略）

別紙様式７　（略）

別紙

交付対象事業並びに事業に要する経費及び補助金の額

○○市町村

区分	種目		事業に要する経費	補助金の額
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①			
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業		
		障害者虐待防止対策支援事業		
		成年後見制度普及啓発事業		
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業		
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業		
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業		
		特別促進事業		
		小計　②		
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業			
	福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業			
	小計　③			
合計（①＋②＋③）				

別紙様式８　（同右）

別紙

交付対象事業並びに事業に要する経費及び補助金の額

○ ○ 市町村

区分	種目		事業に要する経費	左のうち今回増加額	補助金の額	左のうち今回追加交付額
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①					
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業				
		障害者虐待防止対策支援事業				
		成年後見制度普及啓発事業				
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業				
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業				
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業				
		特別促進事業				
		発達障害児者及び家族等支援事業				
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業				
		重度訪問介護利用者の大学修学支援事業				
		小計 ②				
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業 ③					
合計（①＋②＋③）						

別紙様式８　（略）

別紙

交付対象事業並びに事業に要する経費及び補助金の額

○ ○ 市町村

区分	種目		事業に要する経費	左のうち今回増加額	補助金の額	左のうち今回追加交付額
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①					
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業				
		障害者虐待防止対策支援事業				
		成年後見制度普及啓発事業				
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業				
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業				
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業				
		特別促進事業				
		小計 ②				
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業					
	福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業					
	小計 ③					
合計（①＋②＋③）						

別紙様式９　（同右）

別紙

交付対象事業並びに事業に要する経費及び補助金の額

○ ○ 市町村

区分	種目		事業に要する経費	今回減少額	補助金の額	今回減少額
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①					
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業				
		障害者虐待防止対策支援事業				
		成年後見制度普及啓発事業				
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業				
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業				
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業				
		特別促進事業				
		発達障害児者及び家族等支援事業				
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業				
		重度訪問介護利用者の大学修学支援事業				
		小計 ②				
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業 ③					
合計（①＋②＋③）						

別紙様式９　（略）

別紙

交付対象事業並びに事業に要する経費及び補助金の額

○ ○ 市町村

区分	種目		事業に要する経費	今回減少額	補助金の額	今回減少額
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①					
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業				
		障害者虐待防止対策支援事業				
		成年後見制度普及啓発事業				
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業				
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業				
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業				
		特別促進事業				
		小計 ②				
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業					
	福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業					
	小計 ③					
合計（①＋②＋③）						

別紙様式１０　（同右）

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

1－（1）都道府県・実施団体総表（直接補助分）　　　　（都道府県・実施団体名　：　　　　）

区分	種目		対象経費実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助基本額 E	（補助率）	国庫補助所要額 (E×補助率) F	国庫補助金交付決定額 G	国庫補助金受入済額 H	差引過不足額 超過額 I (H−F)	差引過不足額 不足額 J (F−H)	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100						
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2						
		かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業						1/2						
		発達障害者支援体制整備事業						1/2						
		障害者虐待防止対策支援事業						1/2						
		障害者就業・生活支援センター事業						1/2						
		工賃向上計画支援等事業（基本事業）						1/2						
		工賃向上計画支援等事業【特別事業（障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業を除く）】						10/10						
		就労移行等連携調整事業						1/2						
		障害者芸術・文化祭開催事業						10/10						
		障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業						1/2						
		医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業						1/2						
		強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業						1/2						
		強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業						1/2						
		障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業						1/2						
		成年後見制度普及啓発事業						1/2						
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		「心のバリアフリー」推進事業						1/2						
		特別促進事業						1/2						
		身体障害者補助犬育成促進事業						1/2						
		発達障害児者及び家族等支援事業						1/2						
		発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業						1/2						
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業						1/2						
		小計 ②												
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援機器等開発促進事業							10/10						
	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業							1/2						
	障害者自立支援給付支払等システム事業							1/2						
	障害福祉サービス等支援体制整備事業	障害福祉サービス等支援体制整備事業（補助率10／10対象分）						10/10						
		障害福祉サービス等支援体制整備事業（補助率1／2対象分）						1/2						
		小計												
	小計 ③													
合計（①＋②＋③）														

（注1）都道府県については、本表に実施した事業の精算額を記入すること。また、障害者自立支援機器等開発促進事業を実施した実施団体については、本表に精算額を記入すること。
（注2）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
（注3）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注4）経費の配分変更を行った場合には、H欄に変更後の額を記入し、備考欄で、その増減額を明らかにすること。
（注5）実施団体は、標題を「障害者総合支援事業費補助金精算書」と記載し、障害者自立支援機器等開発促進事業以外の欄には斜線を引くこと。

別紙様式１０　（略）

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

1－（1）都道府県・実施団体総表（直接補助分）　　　　（都道府県・実施団体名　：　　　　）

区分	種目		対象経費実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助基本額 E	（補助率）	国庫補助所要額 (E×補助率) F	国庫補助金交付決定額 G	国庫補助金受入済額 H	差引過不足額 超過額 I (H−F)	差引過不足額 不足額 J (F−H)	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100						
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2						
		かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業						1/2						
		発達障害者支援体制整備事業						1/2						
		障害者虐待防止対策支援事業						1/2						
		障害者就業・生活支援センター事業						1/2						
		工賃向上計画支援事業（基本事業）						1/2						
		工賃向上計画支援事業【特別事業（障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業を除く）】						10/10						
		就労移行等連携調整事業						1/2						
		障害者芸術・文化祭開催事業						10/10						
		障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業						1/2						
		医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業						1/2						
		強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業						1/2						
		強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業						1/2						
		障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業						1/2						
		成年後見制度普及啓発事業						1/2						
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		「心のバリアフリー」推進事業						1/2						
		特別促進事業						1/2						
		小計 ②												
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援機器等開発促進事業							10/10						
	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業							1/2						
	障害者自立支援給付支払等システム事業							1/2						
	福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業							10/10						
	小計 ③													
合計（①＋②＋③）														

（注1）都道府県については、本表に実施した事業の精算額を記入すること。また、障害者自立支援機器等開発促進事業を実施した実施団体については、本表に精算額を記入すること。
（注2）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
（注3）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注4）経費の配分変更を行った場合には、H欄に変更後の額を記入し、備考欄で、その増減額を明らかにすること。
（注5）実施団体は、標題を「障害者総合支援事業費補助金精算書」と記載し、障害者自立支援機器等開発促進事業以外の欄には斜線を引くこと。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

1－（2） 都道府県・実施団体総表（間接補助分）　　（都道府県・実施団体名　　）

区分	種目		対象経費実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A−B) C	基準額 D	都道府県補助基本額 E	都道府県補助額 F	国庫補助基本額 G	（補助率）	国庫補助所要額 (G×補助率) H	国庫補助金交付決定額 I	国庫補助金受入済額 J	差引過不足額 超過額 (J−H) K	差引過不足額 不足額 (H−J) L	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①									50/100						
	地域生活支援促進事業	工賃向上計画支援事業 【特別事業（障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業）】								1/2						
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業								1/2						
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業								1/2						
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業								1/2						
		特別促進事業								1/2						
		小計 ②														
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援機器等開発促進事業	障害者自立支援機器等開発促進事業（補助率2／3対象分）								2/3						
		障害者自立支援機器等開発促進事業（補助率1／2対象分）								1/2						
		小計 ③														
合計 （①+②+③）																

（注1） 都道府県については、本表に社会福祉法人等が行った事業に補助した額を記入すること。また、実施団体については、開発機関が行った障害者自立支援機器等開発促進事業に補助した額を記入すること。
（注2） D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
（注3） E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注4） G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注5） 経費の配分変更を行った場合には、J欄に変更後の額を記入し、備考欄で、その増減額を明らかにすること。
（注6） 実施団体は、機器を「障害者総合支援事業費補助金精算書」と記載し、障害者自立支援機器等開発促進事業 L外の欄には斜線を引くこと。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

1－（2） 都道府県・実施団体総表（間接補助分）　　（都道府県・実施団体名　　）

区分	種目		対象経費実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A−B) C	基準額 D	都道府県補助基本額 E	都道府県補助額 F	国庫補助基本額 G	（補助率）	国庫補助所要額 (G×補助率) H	国庫補助金交付決定額 I	国庫補助金受入済額 J	差引過不足額 超過額 (J−H) K	差引過不足額 不足額 (H−J) L	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①									50/100						
	地域生活支援促進事業	工賃向上計画支援事業 【特別事業（障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業）】								1/2						
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業								1/2						
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業								1/2						
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業								1/2						
		特別促進事業								1/2						
		小計 ②														
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援機器等開発促進事業	障害者自立支援機器等開発促進事業（補助率2／3対象分）								2/3						
		障害者自立支援機器等開発促進事業（補助率1／2対象分）								1/2						
		小計 ③														
合計 （①+②+③）																

（注1） 都道府県については、本表に社会福祉法人等が行った事業に補助した額を記入すること。また、実施団体については、開発機関が行った障害者自立支援機器等開発促進事業に補助した額を記入すること。
（注2） D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
（注3） E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注4） G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注5） 経費の配分変更を行った場合には、J欄に変更後の額を記入し、備考欄で、その増減額を明らかにすること。
（注6） 実施団体は、機器を「障害者総合支援事業費補助金精算書」と記載し、障害者自立支援機器等開発促進事業 L外の欄には斜線を引くこと。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

2－(1)　市町村分総括表　　（都道府県名　：　　）

区分	種目		対象経費実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助基本額 E	(補助率)	国庫補助所要額 (E×補助率) F	国庫補助金交付決定額 G	国庫補助金受入済額 H	差引過不足額		備考
												超過額 I (H－F)	不足額 J (F－H)	
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100						
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2						
		障害者虐待防止対策支援事業						1/2						
		成年後見制度普及啓発事業						1/2						
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		特別促進事業						1/2						
		発達障害児者及び家族等支援事業						1/2						
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム の構築推進事業						1/2						
		重度訪問介護利用者の大学修学支援事業						1/2						
		小計 ②												
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業							1/2						
	小計 ③													
合計(①+②+③)														

（注１）都道府県については、本表に、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）から提出された別紙様式１の別紙１に記入された精算額をとりまとめて記入すること。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

2－(1)　市町村分総括表　　（都道府県名　：　　）

区分	種目		対象経費実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助基本額 E	(補助率)	国庫補助所要額 (E×補助率) F	国庫補助金交付決定額 G	国庫補助金受入済額 H	差引過不足額		備考
												超過額 I (H－F)	不足額 J (F－H)	
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100						
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2						
		障害者虐待防止対策支援事業						1/2						
		成年後見制度普及啓発事業						1/2						
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		特別促進事業						1/2						
		小計 ②												
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業							1/2						
	福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業							10/10						
	小計 ③													
合計(①+②+③)														

（注１）都道府県については、本表に、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）から提出された別紙様式１の別紙１に記入された精算額をとりまとめて記入すること。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

2－(2) 指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合総表(直接補助)

(指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合名 : 　　　)

区分	種目		対象経費実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助基本額 E	(補助率)	国庫補助所要額 (E×補助率) F	国庫補助金交付決定額 G	国庫補助金受入済額 H	差引過不足額 超過額 I (H－F)	差引過不足額 不足額 J (F－H)	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100						
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2						
		かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業(※1)						1/2						
		発達障害者支援体制整備事業(※1)						1/2						
		障害者虐待防止対策支援事業						1/2						
		医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業(※1)						1/2						
		成年後見制度普及啓発事業						1/2						
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業(※2)						1/2						
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業(※2)						1/2						
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業(※2)						1/2						
		特別促進事業						1/2						
		発達障害児者及び家族等支援事業						1/2						
		発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業						1/2						
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業						1/2						
		重度訪問介護利用者の大学修学支援事業						1/2						
		小計 ②												
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業							1/2						
	障害福祉サービス等支援体制整備事業	障害福祉サービス等支援体制整備事業（補助率10／10対象分）						10/10						
		障害福祉サービス等支援体制整備事業（補助率1／2対象分）						1/2						
		小計												
	小計 ③													
合計(①＋②＋③)														

(注1) 指定都市及び中核市については、本表に実施した事業の精算額を記入すること。
(注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
(注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注4) 経費の配分変更を行った場合には、H欄に変更後の額を記入し、備考欄で、その増減額を明らかにすること。
(注5) (※1)は、事業を実施する指定都市のみ記入すること。
(注6) (※2)は、事業を実施する指定都市・中核市のみ記入すること。

２－（３）指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合総表（間接補助）

（同右）

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

2－(2) 指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合総表(直接補助)

(指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合名 : 　　　)

区分	種目		対象経費実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助基本額 E	(補助率)	国庫補助所要額 (E×補助率) F	国庫補助金交付決定額 G	国庫補助金受入済額 H	差引過不足額 超過額 I (H－F)	差引過不足額 不足額 J (F－H)	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100						
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2						
		かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業(※1)						1/2						
		発達障害者支援体制整備事業(※1)						1/2						
		障害者虐待防止対策支援事業						1/2						
		医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業(※1)						1/2						
		成年後見制度普及啓発事業						1/2						
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業(※2)						1/2						
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業(※2)						1/2						
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業(※2)						1/2						
		特別促進事業						1/2						
		小計 ②												
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業							1/2						
	福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業							10/10						
	小計 ③													
合計(①＋②＋③)														

(注1) 指定都市及び中核市については、本表に実施した事業の精算額を記入すること。
(注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
(注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注4) 経費の配分変更を行った場合には、H欄に変更後の額を記入し、備考欄で、その増減額を明らかにすること。
(注5) (※1)は、事業を実施する指定都市のみ記入すること。
(注6) (※2)は、事業を実施する指定都市・中核市のみ記入すること。

２－（３）指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合総表（間接補助）

（略）

別紙2

○ 地域生活支援事業

実　施　状　況　調

精　算　額　内　訳

（都道府県名　：　　　　　　　　　）

事業名			精算額（円）	算出内訳	備考
必須事業	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業			
必須事業	専門性の高い相談支援事業	高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業			
必須事業	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業			
必須事業	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業			
必須事業	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業			
必須事業	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業				
必須事業	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業				
必須事業	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業			
必須事業	広域的な支援事業	精神障害者地域生活支援広域調整等事業			
必須事業	広域的な支援事業	発達障害者支援地域協議会による体制整備事業			
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	障害支援区分認定調査員等研修事業			
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	相談支援従事者研修事業			
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	サービス管理責任者研修事業			
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	居宅介護従業者等養成研修事業			
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業			
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	音声機能障害者発声訓練指導者養成事業			
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	精神障害関係従事者養成研修事業			
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業			
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	その他サービス・相談支援者、指導者育成事業			
任意事業	日常生活支援	福祉ホームの運営			
任意事業	日常生活支援	オストメイト社会適応訓練			
任意事業	日常生活支援	音声機能障害者発声訓練			
任意事業	日常生活支援	児童発達支援センター等の機能強化等			
任意事業	日常生活支援	矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進			
任意事業	日常生活支援	医療型短期入所事業所開設支援			
任意事業	日常生活支援	障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業			
任意事業	社会参加支援	手話通訳者設置			
任意事業	社会参加支援	字幕入り映像ライブラリーの提供			
任意事業	社会参加支援	点字・声の広報等発行			
任意事業	社会参加支援	点字による即時情報ネットワーク			
任意事業	社会参加支援	障害者ITサポートセンターの運営			
任意事業	社会参加支援	パソコンボランティア養成・派遣			
任意事業	社会参加支援	都道府県障害者社会参加推進センター運営			
任意事業	社会参加支援	奉仕員養成研修			
任意事業	社会参加支援	レクリエーション活動等支援			
任意事業	社会参加支援	芸術文化活動振興			
任意事業	社会参加支援	サービス提供者情報提供等			
任意事業	社会参加支援	地域における障害者自立支援機器の普及促進			
任意事業	社会参加支援	視覚障害者用地域情報提供			
任意事業	社会参加支援	企業CSR連携促進			
任意事業	就業・就労支援	盲人ホームの運営			
任意事業	就業・就労支援	重度障害者在宅就労促進			
任意事業	就業・就労支援	一般就労移行等促進			
任意事業	就業・就労支援	障害者就業・生活支援センター体制強化等			
任意事業	重度障害者に係る市町村特別支援				
必須事業（市町村代行）	理解促進研修・啓発事業				
必須事業（市町村代行）	自発的活動支援事業				
必須事業（市町村代行）	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業			
必須事業（市町村代行）	相談支援事業	住宅入居等支援事業			
必須事業（市町村代行）	成年後見制度利用支援事業				
必須事業（市町村代行）	成年後見制度法人後見支援事業				
必須事業（市町村代行）	意思疎通支援事業				
必須事業（市町村代行）	日常生活用具給付等事業				
必須事業（市町村代行）	手話奉仕員養成研修事業				
必須事業（市町村代行）	移動支援事業				
必須事業（市町村代行）	地域活動支援センター機能強化事業				
特別支援事業					
合計					

（注1）　都道府県については、本表に、実施した事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。
（注2）　実施した事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、算出内訳欄の最後に合計額を記入すること。
（注3）　合計が、別紙1「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書」の対象経費実支出額欄と一致すること。

別紙2

○ 地域生活支援事業

実　施　状　況　調

精　算　額　内　訳

（都道府県名　：　　　　　　　　　）

事業名			精算額（円）	算出内訳	備考
必須事業	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業			
必須事業	専門性の高い相談支援事業	高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業			
必須事業	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業			
必須事業	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業			
必須事業	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業				
必須事業	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業				
必須事業	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業			
必須事業	広域的な支援事業	精神障害者地域生活支援広域調整等事業			
必須事業	広域的な支援事業	発達障害者支援地域協議会による体制整備事業			
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	障害支援区分認定調査員等研修事業			
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	相談支援従事者研修事業			
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	サービス管理責任者研修事業			
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	居宅介護従業者等養成研修事業			
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業			
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	音声機能障害者発声訓練指導者養成事業			
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	精神障害関係従事者養成研修事業			
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業			
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	その他サービス・相談支援者、指導者育成事業			
任意事業	日常生活支援	福祉ホームの運営			
任意事業	日常生活支援	オストメイト社会適応訓練			
任意事業	日常生活支援	音声機能障害者発声訓練			
任意事業	日常生活支援	児童発達支援センター等の機能強化等			
任意事業	日常生活支援	矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進			
任意事業	日常生活支援	医療型短期入所事業所開設支援			
任意事業	日常生活支援	障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業			
任意事業	社会参加支援	手話通訳者設置			
任意事業	社会参加支援	字幕入り映像ライブラリーの提供			
任意事業	社会参加支援	点字・声の広報等発行			
任意事業	社会参加支援	点字による即時情報ネットワーク			
任意事業	社会参加支援	障害者ITサポートセンターの運営			
任意事業	社会参加支援	パソコンボランティア養成・派遣			
任意事業	社会参加支援	都道府県障害者社会参加推進センター運営			
任意事業	社会参加支援	身体障害者補助犬育成促進			
任意事業	社会参加支援	奉仕員養成研修			
任意事業	社会参加支援	レクリエーション活動等支援			
任意事業	社会参加支援	芸術文化活動振興			
任意事業	社会参加支援	サービス提供者情報提供等			
任意事業	社会参加支援	地域における障害者自立支援機器の普及促進			
任意事業	社会参加支援	視覚障害者用地域情報提供			
任意事業	社会参加支援	企業CSR連携促進			
任意事業	就業・就労支援	盲人ホームの運営			
任意事業	就業・就労支援	重度障害者在宅就労促進			
任意事業	就業・就労支援	一般就労移行等促進			
任意事業	就業・就労支援	障害者就業・生活支援センター体制強化等			
任意事業	重度障害者に係る市町村特別支援				
必須事業（市町村代行）	理解促進研修・啓発事業				
必須事業（市町村代行）	自発的活動支援事業				
必須事業（市町村代行）	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業			
必須事業（市町村代行）	相談支援事業	住宅入居等支援事業			
必須事業（市町村代行）	成年後見制度利用支援事業				
必須事業（市町村代行）	成年後見制度法人後見支援事業				
必須事業（市町村代行）	意思疎通支援事業				
必須事業（市町村代行）	日常生活用具給付等事業				
必須事業（市町村代行）	手話奉仕員養成研修事業				
必須事業（市町村代行）	移動支援事業				
必須事業（市町村代行）	地域活動支援センター機能強化事業				
特別支援事業					
合計					

（注1）　都道府県については、本表に、実施した事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。
（注2）　実施した事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、算出内訳欄の最後に合計額を記入すること。
（注3）　合計が、別紙1「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書」の対象経費実支出額欄と一致すること。

地域生活支援事業　精算額内訳

（市町村・広域連合・一部事務組合名：　　）　（同右）

○ 地域生活支援促進事業

精 算 額 内 訳

（都道府県・市町村名　：　　）

	事　業　名	精算額（円）	算出内訳	備考
①	発達障害児者地域生活支援モデル事業			
②	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業			
③	発達障害者支援体制整備事業			
④	障害者虐待防止対策支援事業			
⑤	障害者就業・生活支援センター事業			
⑥	工賃向上計画支援等事業			
⑦	就労移行等連携調整事業			
⑧	障害者芸術・文化祭開催事業			
⑨	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業			
⑩	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業			
⑪	強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）			
⑫	障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業			
⑬	成年後見制度普及啓発事業			
⑭	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業			
⑮	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
⑯	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
⑰	「心のバリアフリー」推進事業			
⑱	特別促進事業			
⑲	身体障害者補助犬育成促進事業			
⑳	発達障害児者及び家族等支援事業			
㉑	発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業			
㉒	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業			
㉓	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業			
	合計			

（注1）　都道府県については、本表に、実施する事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

（注2）　合計が、別紙1「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調」の対象経費実支出額欄と一致すること。

（注3）　事業②③⑩㉑は、事業を実施する指定都市及び都道府県のみ記入すること。

（注4）　事業⑭～⑯、㉒は、事業を実施する指定都市・中核市・特別区・その他保健所設置市及び都道府県のみ記入すること。

（注5）　事業①④⑬⑱㉓は、事業を実施する市町村及び都道府県のみ記入すること。

（注6）　事業㉓は、事業を実施する市町村のみ記入すること。

地域生活支援事業　精算額内訳

（市町村・広域連合・一部事務組合名：　　）　（略）

○ 地域生活支援促進事業

精 算 額 内 訳

（都道府県・市町村名　：　　）

	事　業　名	精算額（円）	算出内訳	備考
①	発達障害児者地域生活支援モデル事業			
②	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業			
③	発達障害者支援体制整備事業			
④	障害者虐待防止対策支援事業			
⑤	障害者就業・生活支援センター事業			
⑥	工賃向上計画支援事業			
⑦	就労移行等連携調整事業			
⑧	障害者芸術・文化祭開催事業			
⑨	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業			
⑩	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業			
⑪	強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）			
⑫	障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業			
⑬	成年後見制度普及啓発事業			
⑭	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業			
⑮	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
⑯	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
⑰	「心のバリアフリー」推進事業			
⑱	特別促進事業			
	合計			

（注1）　都道府県については、本表に、実施する事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

（注2）　合計が、別紙1「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調」の対象経費実支出額欄と一致すること。

（注3）　事業②③⑩は、事業を実施する指定都市及び都道府県のみ記入すること。

（注4）　事業⑭～⑯は、事業を実施する指定都市・中核市・特別区・その他保健所設置市及び都道府県のみ記入すること。

（注5）　事業①④⑬⑱は、事業を実施する市町村及び都道府県のみ記入すること。

○ 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業

年度　重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業実施報告書

都道府県名

実績額一覧

（単位：円）

（人口3万人未満の市町村）

市町村名	人口	訪問系サービス利用者数のうち重度訪問介護対象者の割合	訪問系サービス利用者数	うち重度訪問介護対象者数（再掲）	対象経費の支出額 A	寄附金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	基準額 D	従前の算定方法に基づく基準額 D'	基準超過額（C－D） E	従前の算定方法に基づく基準超過額（C－D'） E'	地域生活支援事業による基準額 F	国庫補助基本額 E－Fの額とDを比較して低い方の額 G	国庫補助基本額 E－E'の額 H	国庫補助基本額 G＋Hの額 I	Iに係る都道府県の調整後の額 I'	国庫補助所要額（I'×1/2） J
							0			0	0		0	0	0		0
							0			0	0		0	0	0		0
							0			0	0		0	0	0		0
合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（人口3万人以上10万人未満かつ財政力指数1未満の市町村）

市町村名	人口	訪問系サービス利用者数のうち重度訪問介護対象者の割合	訪問系サービス利用者数	うち重度訪問介護対象者数（再掲）	対象経費の支出額 A	寄附金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	基準額 D	従前の算定方法に基づく基準額 D'	基準超過額（C－D） E	従前の算定方法に基づく基準超過額（C－D'） E'	地域生活支援事業による基準額 F	国庫補助基本額 （E－Fの額）×1/4を乗じた額とD×1/4を乗じた額を比較して低い方の額 G	国庫補助基本額 E－E'の額 H	国庫補助基本額 G＋Hの額 I	Iに係る都道府県の調整後の額 I'	国庫補助所要額（I'×1/2） J
							0			0	0		0	0	0		0
							0			0	0		0	0	0		0
							0			0	0		0	0	0		0
合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（人口3万人以上10万人未満かつ財政力指数1以上の市町村）

市町村名	人口	訪問系サービス利用者数のうち重度訪問介護対象者の割合	訪問系サービス利用者数	うち重度訪問介護対象者数（再掲）	対象経費の支出額 A	寄附金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	基準額 D	従前の算定方法に基づく基準額 D'	基準超過額（C－D） E	従前の算定方法に基づく基準超過額（C－D'） E'	地域生活支援事業による基準額 F	国庫補助基本額 （E－Fの額）×1/4を乗じた額とD×1/4を乗じた額を比較して低い方の額 G	国庫補助基本額 E－E'の額 H	国庫補助基本額 G＋Hの額 I	Iに係る都道府県の調整後の額 I'	国庫補助所要額（I'×1/2） J
							0			0	0		0	0	0		0
							0			0	0		0	0	0		0
							0			0	0		0	0	0		0
合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（人口10万人以上30万人未満かつ財政力指数1未満の市町村）

市町村名	人口	訪問系サービス利用者数のうち重度訪問介護対象者の割合	訪問系サービス利用者数	うち重度訪問介護対象者数（再掲）	対象経費の支出額 A	寄附金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	基準額 D	従前の算定方法に基づく基準額 D'	基準超過額（C－D） E	従前の算定方法に基づく基準超過額（C－D'） E'	地域生活支援事業による基準額 F	国庫補助基本額 （E－Fの額）×2/3を乗じた額とD×2/3を乗じた額を比較して低い方の額 G	国庫補助基本額 E－E'の額 H	国庫補助基本額 G＋Hの額 I	Iに係る都道府県の調整後の額 I'	国庫補助所要額（I'×1/2） J
							0			0	0		0	0	0		0
							0			0	0		0	0	0		0
							0			0	0		0	0	0		0
合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（人口10万人以上30万人未満かつ財政力指数1以上の市町村）

市町村名	人口	訪問系サービス利用者数のうち重度訪問介護対象者の割合	訪問系サービス利用者数	うち重度訪問介護対象者数（再掲）	対象経費の支出額 A	寄附金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	基準額 D	従前の算定方法に基づく基準額 D'	基準超過額（C－D） E	従前の算定方法に基づく基準超過額（C－D'） E'	地域生活支援事業による基準額 F	国庫補助基本額 （E－Fの額）×1/8を乗じた額とD×1/8を乗じた額を比較して低い方の額 G	国庫補助基本額 E－E'の額 H	国庫補助基本額 G＋Hの額 I	Iに係る都道府県の調整後の額 I'	国庫補助所要額（I'×1/2） J
							0			0	0		0	0	0		0
							0			0	0		0	0	0		0
							0			0	0		0	0	0		0
合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（集計）

市町村名	人口	訪問系サービス利用者数のうち重度訪問介護対象者の割合	訪問系サービス利用者数	うち重度訪問介護対象者数（再掲）	対象経費の支出額 A	寄附金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	基準額 D	従前の算定方法に基づく基準額 D'	基準超過額（C－D） E	従前の算定方法に基づく基準超過額（C－D'） E'	地域生活支援事業による基準額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助基本額 I	Iに係る都道府県の調整後の額 I'	国庫補助所要額（I'×1/2） J
					#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!

（記載上の注意）
1 A欄は、当該年度の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）に係る経費の合計額とすること。（当該年度以前の過誤請求分は除く）
2 D欄は、障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱に基づく、当該年度の訪問系サービスに係る基準額を記載すること。
3 D'欄は、平成30年改正前国庫負担基準告示における従前額を勘案した場合の基準額を記載すること。
4 F欄は、地域生活支援事業における「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の基準額（実施要綱に基づき算出した額）を記載すること。
5 I'欄は、都道府県が予算の範囲内で調整した後の金額を記載すること。（I欄の国庫補助基本額と同額である場合はI欄の額を記載）
6 J欄に千円未満の端数が生じる場合は切捨てとすること。
7 本補助金は、地域生活支援事業における「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象となる市町村については、地域生活支援事業を優先適用とする。

市町村名 [ ]

（参考1）基準額内訳

	国庫負担基準単位 a	一単位の単価 b	a×b c	重度障害者の嵩上げ d	国庫負担基準額（e＝c＋d） e	改正前従前額 f	従前額 f÷12 f'	選定額 eとf'を比較していずれか多い方の額 g	給付率 h	基準額 i
平成30年3月分			0.0		0.0			0.0		
平成30年4月以降分			0.0		0.0			0.0		
合計										0

従前の算定方法に基づく選定額 eとfの合計とfを比較していずれか多い方の額 j	従前の算定方法に基づく基準額 k
0.0	0

（記載上の注意）
1 本用紙は、実績額一覧に記載した市町村ごとに作成すること。
2 a欄については、国庫負担基準告示の二に掲げる者の区分に応じ、それぞれの単位数を当該年度に属する各月ごとに算定した単位数を合計した単位数を記載すること。
3 b欄については、当該市町村が所在する地域区分に応じた割合に10を乗じて得た額を記載すること。
4 c欄については、a欄の単位数にb欄の単価を乗じて得た額（1円未満明記）を記載すること。
5 d欄については、国庫負担基準告示の二に定める重度訪問介護対象者の支給決定者数の割合に応じて乗じる割合を、c欄の額に乗じて得た額（1円未満明記）を記載すること。
6 e欄については、c及びdで求めた国庫負担基準額を合計した額を記載すること。
7 f欄については、障害者自立支援給付費等国庫負担金交付要綱の3の（10）に掲げる「従前額」を記載すること。
8 f'欄については、f欄の額に12分の1を乗じて得た額（1円未満明記）を記載すること。
9 h欄については、障害者自立支援給付費等国庫負担金交付要綱の3の（11）に掲げる「給付率」を記載すること。
10 i欄については、g欄の額にh欄の割合を乗じて得た額（1円未満四捨五入）を記載すること。
11 k欄については、j欄の額にh欄の割合を乗じて得た額（1円未満四捨五入）を記載すること。

（参考2）前年度及び当該年度における訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）支給決定者数のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給決定者数の割合

	訪問系サービス支給決定者数のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給決定者数の割合	訪問系サービス支給決定者数	うち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給決定者数	訪問系サービス支給決定者数のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給決定者数の割合	訪問系サービス支給決定者数	うち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給決定者数
前年度（3月から2月まで）の支給決定者数合計		0	0	当該年度（3月から2月まで）の支給決定者数合計	0	0

（参考3）前年度及び当該年度（3月から2月まで）の訪問系サービス支給決定者数

		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
前年度	居宅介護													0
	重度訪問介護													0
	同行援護													0
	行動援護													0
	重度障害者等包括支援													0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当該年度	居宅介護													0
	重度訪問介護													0
	同行援護													0
	行動援護													0
	重度障害者等包括支援													0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）
1 各月初日における訪問系サービスの支給決定者数を記載すること。

○ 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業

年度　重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業実施報告書

都道府県名

実績額一覧

（単位：円）

（人口3万人未満の市町村）

市町村名	人口	訪問系サービス利用者数のうち重度訪問介護対象者の割合	訪問系サービス利用者数	うち重度訪問介護対象者数（再掲）	対象経費の支出額 A	寄附金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	基準額 D	基準超過額（C－D） E	地域生活支援事業による基準額 F	国庫補助基本額 G	Gに係る都道府県の調整後の額 G'	国庫補助所要額（G'×1/2） H
							0		0		0		0
							0		0		0		0
							0		0		0		0
合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0

（人口3万人以上10万人未満かつ財政力指数1未満の市町村）

市町村名	人口	訪問系サービス利用者数のうち重度訪問介護対象者の割合	訪問系サービス利用者数	うち重度訪問介護対象者数（再掲）	対象経費の支出額 A	寄附金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	基準額 D	基準超過額（C－D） E	地域生活支援事業による基準額 F	国庫補助基本額（（E－Fの額）×3/4を乗じた額とD×3/4を乗じた額を比較して低い方の額） G	Gに係る都道府県の調整後の額 G'	国庫補助所要額（G'×1/2） H
							0		0		0		0
							0		0		0		0
							0		0		0		0
合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0

（人口3万人以上10万人未満かつ財政力指数1以上の市町村）

市町村名	人口	訪問系サービス利用者数のうち重度訪問介護対象者の割合	訪問系サービス利用者数	うち重度訪問介護対象者数（再掲）	対象経費の支出額 A	寄附金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	基準額 D	基準超過額（C－D） E	地域生活支援事業による基準額 F	国庫補助基本額（（E－Fの額）×1/4を乗じた額とD×1/4を乗じた額を比較して低い方の額） G	Gに係る都道府県の調整後の額 G'	国庫補助所要額（G'×1/2） H
							0		0		0		0
							0		0		0		0
							0		0		0		0
合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0

（人口10万人以上30万人未満かつ財政力指数1未満の市町村）

市町村名	人口	訪問系サービス利用者数のうち重度訪問介護対象者の割合	訪問系サービス利用者数	うち重度訪問介護対象者数（再掲）	対象経費の支出額 A	寄附金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	基準額 D	基準超過額（C－D） E	地域生活支援事業による基準額 F	国庫補助基本額（（E－Fの額）×2/3を乗じた額とD×2/3を乗じた額を比較して低い方の額） G	Gに係る都道府県の調整後の額 G'	国庫補助所要額（G'×1/2） H
							0		0		0		0
							0		0		0		0
							0		0		0		0
合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0

（人口10万人以上30万人未満かつ財政力指数1以上の市町村）

市町村名	人口	訪問系サービス利用者数のうち重度訪問介護対象者の割合	訪問系サービス利用者数	うち重度訪問介護対象者数（再掲）	対象経費の支出額 A	寄附金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	基準額 D	基準超過額（C－D） E	地域生活支援事業による基準額 F	国庫補助基本額（（E－Fの額）×1/8を乗じた額とD×1/8を乗じた額を比較して低い方の額） G	Gに係る都道府県の調整後の額 G'	国庫補助所要額（G'×1/2） H
							0		0		0		0
							0		0		0		0
							0		0		0		0
合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0

（集計）

市町村名	人口	訪問系サービス利用者数のうち重度訪問介護対象者の割合	訪問系サービス利用者数	うち重度訪問介護対象者数（再掲）	対象経費の支出額 A	寄附金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	基準額 D	基準超過額（C－D） E	地域生活支援事業による基準額 F	国庫補助基本額 G	Gに係る都道府県の調整後の額 G'	国庫補助所要額（G'×1/2） H
					#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!

（記載上の注意）
1 A欄は、当該年度の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）に係る経費の合計額とすること。（当該年度以前の過誤請求分は除く）
2 D欄は、障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱に基づく、当該年度の訪問系サービスに係る基準額を記載すること。
3 F欄は、地域生活支援事業における「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の基準額（実施要綱に基づき算出した額）を記載すること。
4 G'欄は、都道府県が予算の範囲内で調整した後の金額を記載すること。（G欄の国庫補助基本額と同額である場合はG欄の額を記載）
5 H欄に千円未満の端数が生じる場合は切捨てとすること。
6 本補助金は、地域生活支援事業における「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象となる市町村については、地域生活支援事業を優先適用とする。

（参考1）国庫負担基準額算定表

国庫負担基準単位 a	一単位の単価 b	a×b c	重度障害者の嵩上げ（d＝c×5/100） d	国庫負担基準額（e＝c＋d） e
		0.0	0.0	0.0

基準額算定表

国庫負担基準額 e	従前額 f	選定額 eとfを比較していずれか多い方の額 g	給付率 h	基準額 i
0.0		0.0		0.0

（記載上の注意）
1 a欄については、国庫負担基準告示の二に掲げる者の区分に応じ、それぞれの単位数を当該年度に属する各月ごとに算定した単位数を合計した単位数を記載すること。
2 b欄については、当該市町村が所在する地域区分に応じた割合に10を乗じて得た額を記載すること。
3 c欄については、a欄の単位数にb欄の単価を乗じて得た額（1円未満明記）を記載すること。
4 d欄については、前年度における訪問系サービス支給決定者数のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援における支給決定者数の割合が5/100以上の場合に5/100を乗じて得た額（1円未満明記）を記載すること。
5 e欄については、3及び4で求めた国庫負担基準額を合計した額を記載すること。
6 f欄については、障害者自立支援給付費等国庫負担金交付要綱の3の（10）に掲げる「従前額」を記載すること。
7 h欄については、障害者自立支援給付費等国庫負担金交付要綱の3の（11）に掲げる「給付率」を記載すること。
8 i欄については、g欄の額にh欄の割合を乗じて得た額（1円未満四捨五入）を記載すること。

（参考2）前年度における訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）支給決定者数のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給決定者数の割合

	訪問系サービス支給決定者数のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給決定者数の割合	訪問系サービス支給決定者数	うち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給決定者数
前年度（3月から2月まで）の支給決定者数合計		0	0

（参考3）前年度（3月から2月まで）の訪問系サービス支給決定者数

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
居宅介護													0
重度訪問介護													0
同行援護													0
行動援護													0
重度障害者等包括支援													0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）
1 各月初日における訪問系サービスの支給決定者数を記載すること。

○発達障害児者地域生活支援モデル事業　（同右）

○かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業　（同右）

○発達障害者支援体制整備事業　（同右）

● 障害者虐待防止対策支援事業

事業実績報告書

都道府県・市町村名

1）事　業　名	平成○年度　障害者虐待防止対策支援事業
2）支出確定額	円
3）事業実施期間	平成　年　月　日　　から　　平成　年　月　日
4）実績報告	

○　発達障害児者地域生活支援モデル事業　（略）

○　かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業　（略）

○　発達障害者支援体制整備事業　（略）

○ 障害者虐待防止対策支援事業

事業実績報告書

都道府県・市町村名

1）事　業　名	平成○年度　障害者虐待防止対策支援事業
2）国庫補助金精算所要額	円
3）事業実施期間	平成　年　月　日　　から　　平成　年　月　日
4）実績報告	
① 事業の目的の達成状況 ② 事業内容及び手法の検証 ③ 狙いとする事業の成果 ④ 成果の公表計画の進捗状況	

所要額内訳書

事業内容	支出額（円）	内　　訳
虐待時の体制整備事業		
障害者虐待防止・権利擁護事業		
専門性強化事業		
連携協力体制整備事業		
普及啓発事業		
その他		
合　　計		

※１ 本表に、実施事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。
※２ 実施事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、算出内訳欄の最後に合計額を記入すること。
※３ 「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。

所要額内訳書

事業内容	支出額（円）	内　　訳
虐待時の体制整備事業		
障害者虐待防止・権利擁護事業		
専門性強化事業		
連携協力体制整備事業		
普及啓発事業		
その他		
合　　計		

※１ 本表に、実施事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。
※２ 実施事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、算出内訳欄の最後に合計額を記入すること。
※３ 「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。

○障害者就業・生活支援センター事業　（同右）

○　工賃向上計画支援等事業

都道府県名

１．事業実施報告書

基本事業

①事業名	（具体的な事業名を記入すること。）
②委託法人名 （委託した場合）	
③事業実施期間	平成　年　月　日　から　平成　年　月　日　まで
④事業内容 （目標工賃の設定・公表方法、達成状況の公表方法、目標達成のための具体的な方策・計画など）	

特別事業

①事業名	（具体的な事業名を記入すること。）
②委託法人名 （委託した場合）	
③事業実施期間	平成　年　月　日　から　平成　年　月　日　まで
④事業内容 （目標工賃の設定・公表方法、達成状況の公表方法、目標達成のための具体的な方策・計画など）	

（注）　１．各都道府県で策定した工賃向上計画を添付すること。
２．④は、工賃向上計画に基づき実施した事業の事業項目、事業の実施方法等を具体的かつ詳細に記入すること。
当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。
また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。

○障害者就業・生活支援センター事業　（略）

○　工賃向上計画支援事業

都道府県名

１．事業実施報告書

基本事業

①事業名	（具体的な事業名を記入すること。）
②委託法人名 （委託した場合）	
③事業実施期間	平成　年　月　日　から　平成　年　月　日　まで
④事業内容 （目標工賃の設定・公表方法、達成状況の公表方法、目標達成のための具体的な方策・計画など）	

特別事業

①事業名	（具体的な事業名を記入すること。）
②委託法人名 （委託した場合）	
③事業実施期間	平成　年　月　日　から　平成　年　月　日　まで
④事業内容 （目標工賃の設定・公表方法、達成状況の公表方法、目標達成のための具体的な方策・計画など）	

（注）　１．各都道府県で策定した工賃向上計画を添付すること。
２．④は、工賃向上計画に基づき実施した事業の事業項目、事業の実施方法等を具体的かつ詳細に記入すること。
当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。
また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。

２　実支出額内訳書

都道府県名

①基本事業

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○ ○　○　○ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

②特別事業

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 印刷製本費 委　託　料 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

第４欄に定められた対象経費により記入すること。

〇就労移行等連携調整事業　（同右）

２　実支出額内訳書

都道府県名

①基本事業

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○ ○　○　○ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

②特別事業

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
（例） 印刷製本費 委　託　料 ○　○　○ ○　○　○ ○　○　○ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

第４欄に定められた対象経費により記入すること。

〇就労移行等連携調整事業　（略）

○障害者芸術・文化祭開催事業　（同右）
○障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業　（同右）
○医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業　（同右）
○強度行動障害支援者養成研修事業　（同右）
○障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業　（同右）

○ 成年後見制度普及啓発事業

事業実績報告書

都道府県・市町村名

1）事　業　名	平成○年度　成年後見制度普及啓発事業
2）支出確定額	円
3）事業実施期間	平成　年　月　日　　から　　平成　年　月　日
4）実績報告	

障害者芸術・文化祭開催事業　（略）
○障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業　（略）
○医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業　（略）
○強度行動障害支援者養成研修事業　（略）
○障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業　（略）

○ 成年後見制度普及啓発事業

事業実績報告書

都道府県・市町村名

1）事　業　名	平成○年度　成年後見制度普及啓発事業
2）国庫補助金精算所要額	円
3）事業実施期間	平成　年　月　日　　から　　平成　年　月　日
4）事業計画	
①　事業の目的の達成状況 ②　事業内容及び手法の検証 ③　狙いとする事業の成果 ④　成果の公表計画の進捗状況	

所要額内訳書

事業内容	支出額（円）	内　　訳
合　　計		

※１ 本表に、実施事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。
※２ 実施事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、合計額を記入すること。
※３ 「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。

〇アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業　（同右）
〇薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業　（同右）
〇ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業　（同右）
〇「心のバリアフリー」推進事業　（同右）
〇特別促進事業　（同右）

所要額内訳書

事業内容	支出額（円）	内　　訳
合　　計		

※１ 本表に、実施事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。
※２ 実施事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、合計額を記入すること。
※３ 「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。

〇アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業　（略）
〇薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業　（略）
〇ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業　（略）
〇「心のバリアフリー」推進事業　（略）
〇特別促進事業　（略）

○身体障害者補助犬育成促進事業

都道府県名

１　国庫補助所要額

（千円）

実支出額 A	寄付金 その他収入 B	差引所要額 C	補助率 D（1/2）	国庫補助 所要額 E（C×D）

２　事業内容等

（１）理解促進、普及・啓発

事業名	内　容
○○補助犬普及啓発イベント	・開催日時 ・開催場所 ・内容

（２）育成計画の作成

事業名	内容
管内補助犬希望者調査事業 マッチング連携協議会設置	

（３）補助犬の育成

事業名	内容
補助犬育成事業	

３　積算内訳

区分	実支出額	積算内訳
（例） 報償費 印刷製本費 委託料 ○○	円	

（新規）

○ 発達障害児者及び家族等支援事業

（都道府県・市区町村名）

	事業区分	事業内容			
事業実績	発達障害児者及び家族等支援事業	○ペアレントメンター養成等事業			
		事業委託の有無	有 ・ 無		
		委託先団体名			
		実施内容			
		ペアレントメンターコーディネーターの配置	有 ・ 無		
		ペアレントメンターコーディネーターの人数			
		委託先団体名			
		○家族のスキル向上支援事業			
		ペアレントプログラム	実施	有 ・ 無	
			実施者の研修実施	有 ・ 無	
			事業委託の有無	有 ・ 無	
			委託先団体名		
		ペアレントトレーニング	実施	有 ・ 無	
			実施者の研修実施	有 ・ 無	
			事業委託の有無	有 ・ 無	
			委託先団体名		
		○ピアサポート推進事業			
		事業委託の有無	有 ・ 無		
		委託先団体名			
		実施内容			
		ファシリテーター	有 ・ 無		
		○その他の本人・家族支援事業			
		事業委託の有無	有 ・ 無		
		委託先団体名			
		実施内容			
国庫補助実支出額内訳書		要国庫補助額（別紙1の（6）欄の額）	対象経費の支出予定額（単位：円）	経費区分（注）	積算内訳
		千円	円	（例） 賃金 旅費 消耗品費 ○○○ ・ ・ ・	（単価、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）

（注）「経費区分」欄には、交付要綱4の別表第4欄に定められた対象経費により記入。

（新規）

○　発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

（都道府県・指定都市名）

	事　業　区　分	事　　業　　内　　容			
実績報告	発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業	○事業実施について			
		事業委託の有無	有　・　無		
		委託先団体名			
		実施内容			
		○拠点医療機関			
		医療機関名			
		診療科			
		○発達障害医療コーディネーターの配置			
		職種			
		○待機期間の縮小			
		現在の平均待機期間			
		事業導入後の待機期間			
国庫補助実支出額内訳書		要国庫補助額（別紙1の（6）欄の額）	対象経費の支出予定額（単位：円）	経費区分（注）	積　算　内　訳
		千円	円	（例） 賃金 旅費 消耗品費 ○○○ ・ ・	（単価、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）

（注）「経費区分」欄には、交付要綱4の別表第4欄に定められた対象経費により記入。

（新規）

○　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

都道府県・指定都市・保健所設置市・特別区名

1．事業実施報告書

※実施した事業メニューに○を記入し、実施圏域名を記載すること。

事業メニュー	○	実施圏域名
(1)保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置		
(2)精神障害者の住まいの確保支援に係る事業		
(3)ピアサポートの活用に係る事業		
(4)アウトリーチ支援に係る事業		
(5)入院中の精神障害者の退院促進に係る事業		
(6)包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業		
(7)精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業		
(8)措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業		
(9)精神障害者の家族支援に係る事業		
(10)その他		

※適宜欄を追加のうえ、実施した事業ごとに記載すること。

事業名	内容

2．実支出額内訳書

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳	備考
(例) 報酬 賃金 ○○○ ○○○ ・ ・ ・	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計	円		

（新規）

○　重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

事　業　計　画　書

市 町 村 名

1. 障害支援区分別対象人数、支援日数等

区分	人数	前年度からの継続利用人数	支援述べ日数	支援述べ時間
区分6（重度障害者等包括支援対象者）	人	人	日	時間
区分6（上記以外）	人	人	日	時間
区分5	人	人	日	時間
区分4	人	人	日	時間
合　計	人	人	日	時間

2. 修学先大学別対象人数、支援日数等

大学名	人数	前年度からの継続利用人数	支援述べ日数	支援述べ時間
	人	人	日	時間
	人	人	日	時間
	人	人	日	時間
	人	人	日	時間
合　計	人	人	日	時間

3. 支援事業所数　　箇所

4. 事業の実施方法

（支援事業所への委託等の方法）
（大学との調整方法）

（新規）

1　都道府県事業

ア　（同右）

イ　専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
（１）手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
　ａ 手話通訳者養成研修事業

都道府県名

（養成事業）

事業実施者 （委　託　先）	ＴＥＬ		
養成事業の内容 ※ｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要			
講習のレベル ※基本、応用、実践等、講習レベルが分かれている場合は記入	（　　）課程	（　　）課程	（　　）課程
講習時間数	時間	時間	時間
利用者負担有無	有　・　無 （有りの場合の負担額　　円）	有　・　無 （有りの場合の負担額　　円）	有　・　無 （有りの場合の負担額　　円）
受　講　状　況 ○　定員数	人	人	人
○　受講人数	人	人	人
○　修了人数	人	人	人
○　登録人数	人	人	人
前年度末総登録者数	人	人	人
手話通訳者の登録要件	※○○試験に合格した者、などと記入。 ※内容の確認できる書類を添付した場合、記入は不要。		

（研修事業）

事業実施者 （委　託　先）	ＴＥＬ
研修事業の内容 ※ｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要	
講習時間数	時間
利用者負担有無	有　・　無　（有の場合の負担額　　円）
総受講人員	人

1　都道府県事業

ア　（略）

イ　専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
（１）手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
　ａ 手話通訳者養成研修事業

都道府県名

（養成事業）

事業実施者 （委　託　先）	ＴＥＬ		
養成事業の内容 ※ｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要			
講習のレベル ※基本、応用、実践等、講習レベルが分かれている場合は記入	（　　）課程	（　　）課程	（　　）課程
講習時間数	時間	時間	時間
利用者負担有無	有　・　無 （有りの場合の負担額　　円）	有　・　無 （有りの場合の負担額　　円）	有　・　無 （有りの場合の負担額　　円）
受　講　状　況 ○　定員数	人	人	人
○　受講人数	人	人	人
○　修了人数	人	人	人
○　登録人数	人	人	人
前年度末総登録者数	人	人	人
手話通訳者の登録要件	※○○試験に合格した者、などと記入。 ※内容の確認できる書類を添付した場合、記入は不要。		

（研修事業）

事業実施者 （委　託　先）	ＴＥＬ
研修事業の内容 ※ｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要	
講習時間数	時間
利用者負担有無	有　・　無　（有の場合の負担額　　円）
総受講人員	人

b 要約筆記者養成研修事業

都道府県名

（養成事業）

事業実施者 （委　託　先）	ＴＥＬ
養成事業の内容 ※ｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要	
講習時間数 ※数カ年にわたり実施する場合は、それが分かるように記載	時間
利用者負担有無	有　・　無　　（有の場合の負担額　　円）
受講状況 ○　定員数	人
○　受講人数	人
○　修了人数	人
○　登録人数	人
前年度末総登録者数	人
要約筆記者の登録要件	※○○試験に合格した者、などと記入。 ※内容の確認できる書類を添付した場合、記入は不要。

b 要約筆記者養成研修事業

都道府県名

（養成事業）

事業実施者 （委　託　先）	ＴＥＬ
養成事業の内容 ※ｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要	
講習時間数 ※数カ年にわたり実施する場合は、それが分かるように記載	時間
利用者負担有無	有　・　無　　（有の場合の負担額　　円）
受講状況 ○　定員数	人
○　受講人数	人
○　修了人数	人
○　登録人数	人
前年度末総登録者数	人
要約筆記者の登録要件	※○○試験に合格した者、などと記入。 ※内容の確認できる書類を添付した場合、記入は不要。

（研修事業）

事業実施者 （委　託　先）	ＴＥＬ
研修事業の内容 ※ｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要	
講習時間数	時間
利用者負担有無	有　・　無　　（有の場合の負担額　　円）
総受講人員	人

（２）盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿

事業実施者 （委託先）	ＴＥＬ
事業の内容 ※ｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要	
受講対象者	
講習時間数	時間
利用者負担有無	有　・　無　　（有の場合の負担額　　円）
受講状況 ○　定員数	人
○　受講人数	人
○　修了人数	人
○　登録人数	人
前年度末総登録者数	人

（研修事業）

事業実施者 （委　託　先）	ＴＥＬ
研修事業の内容 ※ｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要	
講習時間数	時間
利用者負担有無	有　・　無　　（有の場合の負担額　　円）
総受講人員	人

（２）盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿

事業実施者 （委託先）	ＴＥＬ
事業の内容 ※ｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要	
受講対象者	
講習時間数	時間
利用者負担有無	有　・　無　　（有の場合の負担額　　円）
受講状況 ○　定員数	人
○　受講人数	人
○　修了人数	人
○　登録人数	人
前年度末総登録者数	人

（３）失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

都道府県名

事業実施者 （委託先）	ＴＥＬ
事業の内容 ※ｶﾘｷｭﾗﾑ等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要	
受講対象者	
講習時間数	時間
利用者負担有無	有　・　無　（有の場合の負担額　　円）
受講状況 ○　定員数	人
○　受講人数	人
○　修了人数	人
○　登録人数	人
前年度末総登録者数	人

ウ～キ（略）

２　市町村事業

ク～ツ　（同右）

３　特別支援事業　（同右）

ウ～キ　（略）

２　市町村事業

ク～ツ　（略）

３　特別支援事業　（略）

○　障害者自立支援機器等開発促進事業

事業実績報告書

団体名又は法人名

1）事　業　名	平成○年度　障害者自立支援機器等開発促進事業
2）国庫補助金精算所要額	千円
【内訳】 （1）事業費　：　円 （2）開発機関が要する事業費：　円	
3）事業実施期間	平成　年　月　日　から　平成　年　月　日
4）実績報告	
（1）障害者自立支援機器等開発促進事業 ① 事業の目的の達成状況 ② 事業内容及び手法の検証 ③ 狙いとする事業の成果 ④ 成果の公表計画の進捗状況	

○　障害者自立支援機器等開発促進事業

事業実績報告書

団体名又は法人名

1）事　業　名	平成○年度　障害者自立支援機器等開発促進事業
2）国庫補助金精算所要額	千円
【内訳】 （1）事業費　：　円 （2）開発機関に対する補助費　：　円	
3）事業実施期間	平成　年　月　日　から　平成　年　月　日
4）実績報告	
（1）障害者自立支援機器等開発促進事業 ① 事業の目的の達成状況 ② 事業内容及び手法の検証 ③ 狙いとする事業の成果 ④ 成果の公表計画の進捗状況	

（２）シーズ・ニーズマッチング強化事業 ① 事業の目的の達成状況 ② 事業内容及び手法の検証 ③ 狙いとする事業の成果 ④ 成果の公表計画の進捗状況 （３）障害者自立支援機器導入好事例普及事業 ① 事業の目的 ② 事業内容及び手法 ③ 狙いとする事業の成果 ④ 成果の公表計画		（２）シーズ・ニーズマッチング強化事業 ① 事業の目的の達成状況 ② 事業内容及び手法の検証 ③ 狙いとする事業の成果 ④ 成果の公表計画の進捗状況

✱作成上の留意事項（提出の際は、以下の留意事項は削除すること） １）報告に当たっては、障害当事者のニーズや開発側のシーズの現状、開発から実用的製品化までの助言体制、支援機器の普及の成果などを、できる限り具体的かつ簡潔に記載すること。 ２）「２）国庫補助精算所要額」については、障害者自立支援機器等開発促進事業、シーズ・ニーズマッチング強化事業及び障害者自立支援機器導入好事例普及事業の実施にあたり、実施団体が必要とする費用については定額（補助率 10／10）、開発機関が要する費用については補助率 2／3（または 1／2）の費用を内訳で示した上で、総和を記載すること。ただし、千円未満の額の場合は切り捨てとする。 ３）「３）事業実施期間」については、年度末日を最長として報告書作成等を含む期間について記載すること。 ４）「４）実績報告」について （1）障害者の自立支援や社会参加に資する支援機器の普及や開発促進に関する現状の課題などを踏まえて記載し、必要に応じて図表を用いても構わない。 （2）より多くの当事者・支援者の参画、開発機関の応募促進、倫理面への配慮、障害当事者および医療福祉専門家等による助言体制など、支援機器の開発・普及につながる内容を具体的に記載すること。 （3）「④成果の公表計画の進捗状況」について、各開発機関の成果やシーズ・ニーズマッチング強化事業に得られた情報等について、本事業実施後も広く国民に向けてわかりやすく公表することを念頭に記載すること。	＊作成上の留意事項（提出の際は、以下の留意事項は削除すること） １）報告に当たっては、障害当事者のニーズや開発側のシーズの現状、開発から実用的製品化までの助言体制、支援機器の普及の成果などを、できる限り具体的かつ簡潔に記載すること。 ２）「２）国庫補助精算所要額」については、障害者自立支援機器等開発促進事業およびシーズ・ニーズマッチング強化事業の実施にあたり、実施団体が必要とする費用については定額（補助率 10／10）、開発機関へ対する補助費用については補助率 2／3（または 1／2）の費用を内訳で示した上で、総和を記載すること。ただし、千円未満の額の場合は切り捨てとする。 ３）「３）事業実施期間」については、年度末日を最長として報告書作成等を含む期間について記載すること。 ４）「４）実績報告」について （1）障害者の自立支援や社会参加に資する支援機器の普及や開発促進に関する現状の課題などを踏まえて記載し、必要に応じて図表を用いても構わない。 （2）より多くの当事者・支援者の参画、開発機関の応募促進、倫理面への配慮、障害当事者および医療福祉専門家等による助言体制など、支援機器の開発・普及につながる内容を具体的に記載すること。 （3）「④成果の公表計画の進捗状況」について、各開発機関の成果やシーズ・ニーズマッチング強化事業に得られた情報等について、本事業実施後も広く国民に向けてわかりやすく公表することを念頭に記載すること。

国庫補助金精算所要額内訳書

1　国庫補助金精算所要額

	総支出額 (A)	寄付金その他の収入等 (B)	差引精算所要額 (C=A-B)	国庫精算所要額 (D=C×補助率)
事業費（1）	円	円	円	千円
開発機関が要する事業費（2）	円	円	円	千円
合計（1）＋（2）				千円

（注）　「国庫補助所要額（D）」欄は、Cに補助率を乗じて得た金額から千円未満切り捨てた金額を記入すること。

2　事業費（１）の支出額の内訳

経費区分	(1) 障害者自立支援機器開発促進事業	(2) シーズ・ニーズマッチング強化事業	(3)障害者自立支援機器導入好事例普及事業
賃　金	円	円	円
謝　金	円	円	円
備品購入費	円	円	円
消耗品費	円	円	円
雑役務費	円	円	円
借料及び損料	円	円	円
旅　費	円	円	円
会議費	円	円	円
通信運搬費	円	円	円
印刷製本費	円	円	円
光熱水費	円	円	円
委託費	円	円	円
合　計(A)	円	円	円

（注）　「(1)障害者自立支援機器開発促進事業」欄には、開発機関が要する事業費を除いた支出額を計上。

3　寄付金その他の収入等の内訳

区分	事業費（1）	開発機関が要する事業費（2）
寄付金	円	円
その他	円	円
合　計(B)	円	円

国庫補助金精算所要額内訳書

1　国庫補助金精算所要額

	総支出額 (A)	寄付金その他の収入等 (B)	差引精算所要額 (C=A-B)	国庫精算所要額 (D=C×補助率)
事業費（1）	円	円	円	千円
開発機関への補助費（2）	円	円	円	千円
合計（1）＋（2）				千円

（注）　「国庫補助所要額（D）」欄は、Cに補助率を乗じて得た金額から千円未満切り捨てた金額を記入すること。

2　事業費（１）の支出額の内訳

経費区分	(1) 障害者自立支援機器開発促進事業	(2) シーズ・ニーズマッチング強化事業
賃　金	円	円
謝　金	円	円
備品購入費	円	円
消耗品費	円	円
雑役務費	円	円
借料及び損料	円	円
旅　費	円	円
会議費	円	円
通信運搬費	円	円
印刷製本費	円	円
光熱水費	円	円
委託費	円	円
合　計(A)	円	円

（注）　「(1)障害者自立支援機器開発促進事業」欄には、開発機関に対する補助費を除いた支出額を計上。

3　寄付金その他の収入等の内訳

区分	事業費（1）	開発機関への補助費（2）
寄付金	円	円
その他	円	円
合　計(B)	円	円

4　事業費（１）の支出額の積算内訳

（１）障害者自立支援機器開発促進事業分

区分	支出額	内　　訳
	円	
合　　計	円	

（注）　寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

（２）シーズ・ニーズマッチング強化事業分

支出項目	支出額	内　　訳
	円	
合　　計	円	

（注）　寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

（３）障害者自立支援機器導入好事例普及事業分

支出項目	支出額	内　　訳
	円	
合　　計	円	

（注）　寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

4　事業費（１）の支出額の積算内訳

（１）障害者自立支援機器開発促進事業分

区分	支出額	内　　訳
	円	
合　　計	円	

（注）　寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

（２）シーズ・ニーズマッチング強化事業分

支出項目	支出額	内　　訳
	円	
合　　計	円	

（注）　寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

（３）開発機関に対する補助実績

支出項目	支出額	内　　訳
	円	
合　　計	円	

（注）　寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

（４）開発機関が要する事業費実績

支出項目	支出額	内　　訳
	円	
合　　計	円	

（注）　寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

○障害者自立支援給付支払等システム事業　（同右）

○　障害福祉サービス等支援体制整備事業

（都道府県・指定都市・中核市名）

１．事業概要

①福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進に係る事業所への助言・指導

事業内容	備考

②障害福祉サービス等情報公表制度の施行に係る審査体制の確保

事業内容	備考

２．実支出額内訳

（円）

①福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進に係る事業所への助言・指導

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳
①小計		

②障害福祉サービス等情報公表制度の施行に係る審査体制の確保

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳
②小計		

合　計	

○障害者自立支援給付支払等システム事業　（略）

○　福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業

（都道府県・指定都市・中核市名）

１．事業概要

①制度の周知・広報

ａ．リーフレットやポスター等の印刷・配布

事業内容	備考

ｂ．連絡会議等の開催

事業内容	備考

ｃ．処遇改善計画書等の印刷

事業内容	備考

ｄ．その他

事業内容	備考

②事業所への助言・指導

ａ．コールセンターの設置

事業内容	備考

ｂ．専門的な相談員による助言

事業内容	備考

ｃ．その他

事業内容	備考

③審査業務体制の確保

ａ．審査に必要な非常勤職員等の人員等の確保

事業内容	備考

ｂ．その他

事業内容	備考

④報酬改定に伴うシステムの改修

平成29年度報酬改定に伴うシステムの改修

事業内容	備考

２．実支出額内訳

（円）

①制度の周知・広報

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳
①小計		

②事業所への助言・指導

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳
②小計		

③審査業務体制の確保

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳
③小計		

④報酬改定に伴うシステムの改修

経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳
④小計		
合　　計		

○　福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業

（市町村名）

1．事業概要

④報酬改定に伴うシステムの改修		
平成29年度報酬改定に伴うシステムの改修		
	事業内容	備考

2．実支出額内訳

（円）

④報酬改定に伴うシステムの改修		
経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳
合　　計		

別紙様式１１　（同右）

別紙１

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

１－（１）市町村総表（直接補助）　　（市町村名　：　　）

区分	種目		対象経費実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助基準額 E	（補助率）	国庫補助所要額 (E×補助率) F	国庫補助金交付決定額 G	国庫補助金受入済額 H	差引過不足額 超過額 (H-F)	差引過不足額 不足額 (F-H)	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域 生活支援事業 ①							50/100						
	地域 生活支援促進事業	発達障害 児者地域生活支援モデル事業						1/2						
		障害者虐 待防止対策支援事業						1/2						
		成年後見 制度普及啓発事業						1/2						
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		特別促進 事業						1/2						
		発達障害 児者及び家族等支援事業						1/2						
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進 事業						1/2						
		重度訪問介護利用者の大学修学支援事 業						1/2						
		小計 ②												
障害者総合支援事業費補助金	障害 者自立支援給付支払等システム事業 ③							1/2						
合計（①＋②＋③）														

（注１）市町村（指定都市及び中核市を除く。）については、本表に実施した事業の種 別額を記入すること。
（注２）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
（注３）E欄には、C欄とD欄の額を比 較して、少ない方の額を記入すること。
（注４）経費の配分変更を行った場合には、H欄に変更後の額を記入し、備考で、その増減額を明らかにすること。

別紙様式１１　（略）

別紙１

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

１－（１）市町村総表（直接補助）　　（市町村名　：　　）

区分	種目		対象経費実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助基準額 E	（補助率）	国庫補助所要額 (E×補助率) F	国庫補助金交付決定額 G	国庫補助金受入済額 H	差引過不足額 超過額 (H-F)	差引過不足額 不足額 (F-H)	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100						
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2						
		障害者虐待防止対策支援事業						1/2						
		成年後見制度普及啓発事業						1/2						
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		特別促進事業						1/2						
		小計 ②												
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業							1/2						
	福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業							10/10						
	小計 ③													
合計（①＋②＋③）														

（注１）市町村（指定都市及び中核市を除く。）については、本表に実施した事業の種 別額を記入すること。
（注２）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
（注３）E欄には、C欄とD欄の額を比 較して、少ない方の額を記入すること。
（注４）経費の配分変更を行った 場合には、H欄に変更後の額を記入し、備考で、その増減額を明らかにすること。

別紙１　１－（２）　（同右）

別紙２　（同右）

別紙１　１－（２）　（略）

別紙２　（略）

別紙様式１２　（同右）

別紙

平成　　年度地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付確定額

○○市町村

区分	種目		事業に要する経費	補助金の額
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業　①			
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業		
		障害者虐待防止対策支援事業		
		成年後見制度普及啓発事業		
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業		
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業		
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業		
		特別促進事業		
		発達障害児者及び家族等支援事業		
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業		
		重度訪問介護利用者の大学修学支援事業		
		小計　②		
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業　③			
合計（①＋②＋③）				

別紙様式１２　（略）

別紙

平成　　年度地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付確定額

○○市町村

区分	種目		事業に要する経費	補助金の額
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業　①			
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業		
		障害者虐待防止対策支援事業		
		成年後見制度普及啓発事業		
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業		
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業		
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業		
		特別促進事業		
		小計　②		
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業			
	福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業			
	小計　③			
合計（①＋②＋③）				

地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況（平成29年度）

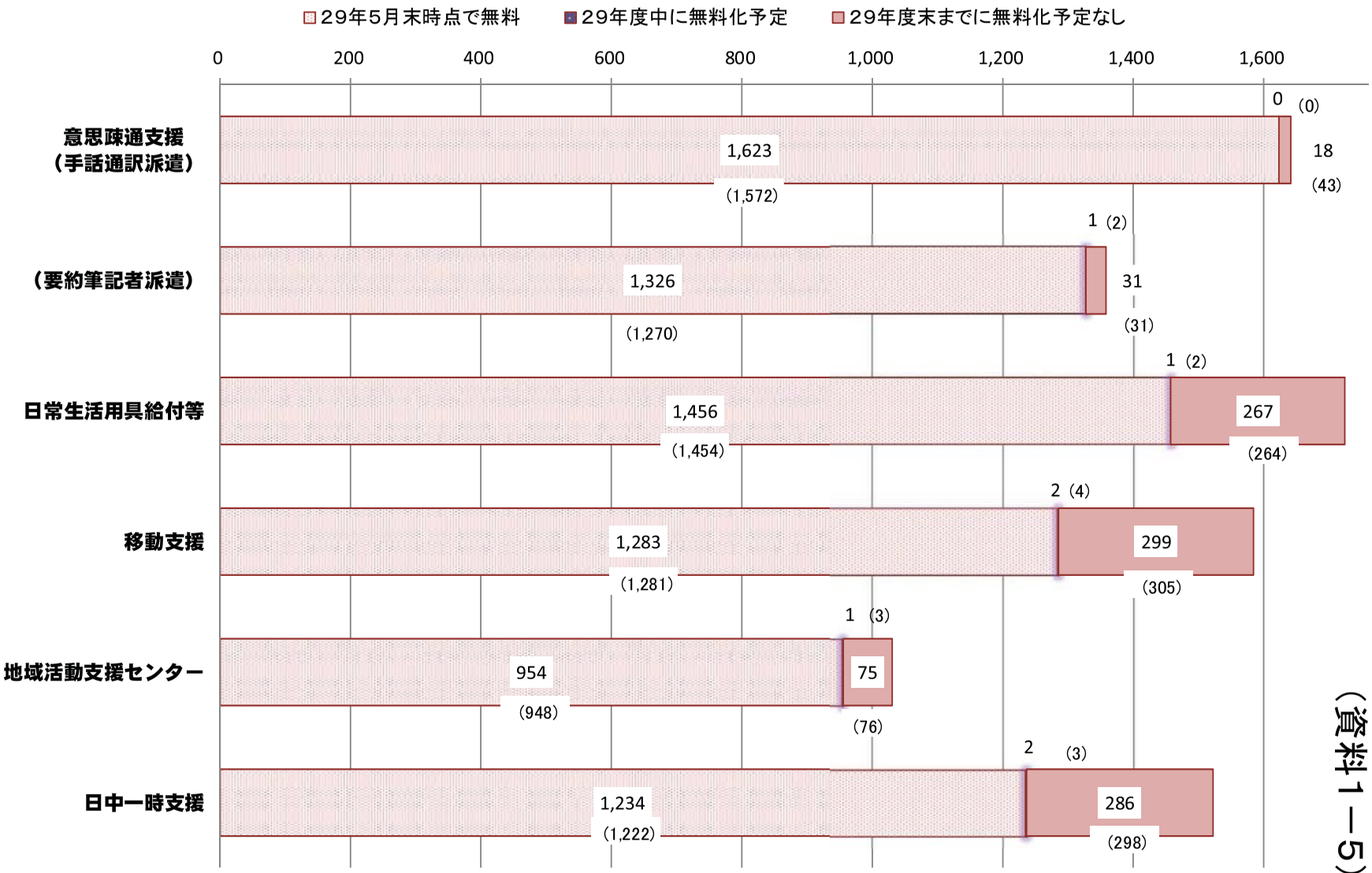

※各自治体への実態調査に基づき自立支援振興室において集計したもの。
※事業名の下の数値は市町村数。（意思疎通支援については実施体制が整備されている市町村数、それ以外は事業を実施した市町村数）
※（ ）内は前年度の実績。（前年度実績における凡例は「28年5月末時点で無料」、「28年度中に無料化予定」、「28年度末まで無料化予定なし」）

（資料1－5）

移動支援事業の実施状況（平成28年度）

全国
91.0％
（前年度 91.3％）

○ 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
○ 全体では1584市町村／1741市町村（平成29年3月31現在）で、実施割合は91.0%である。

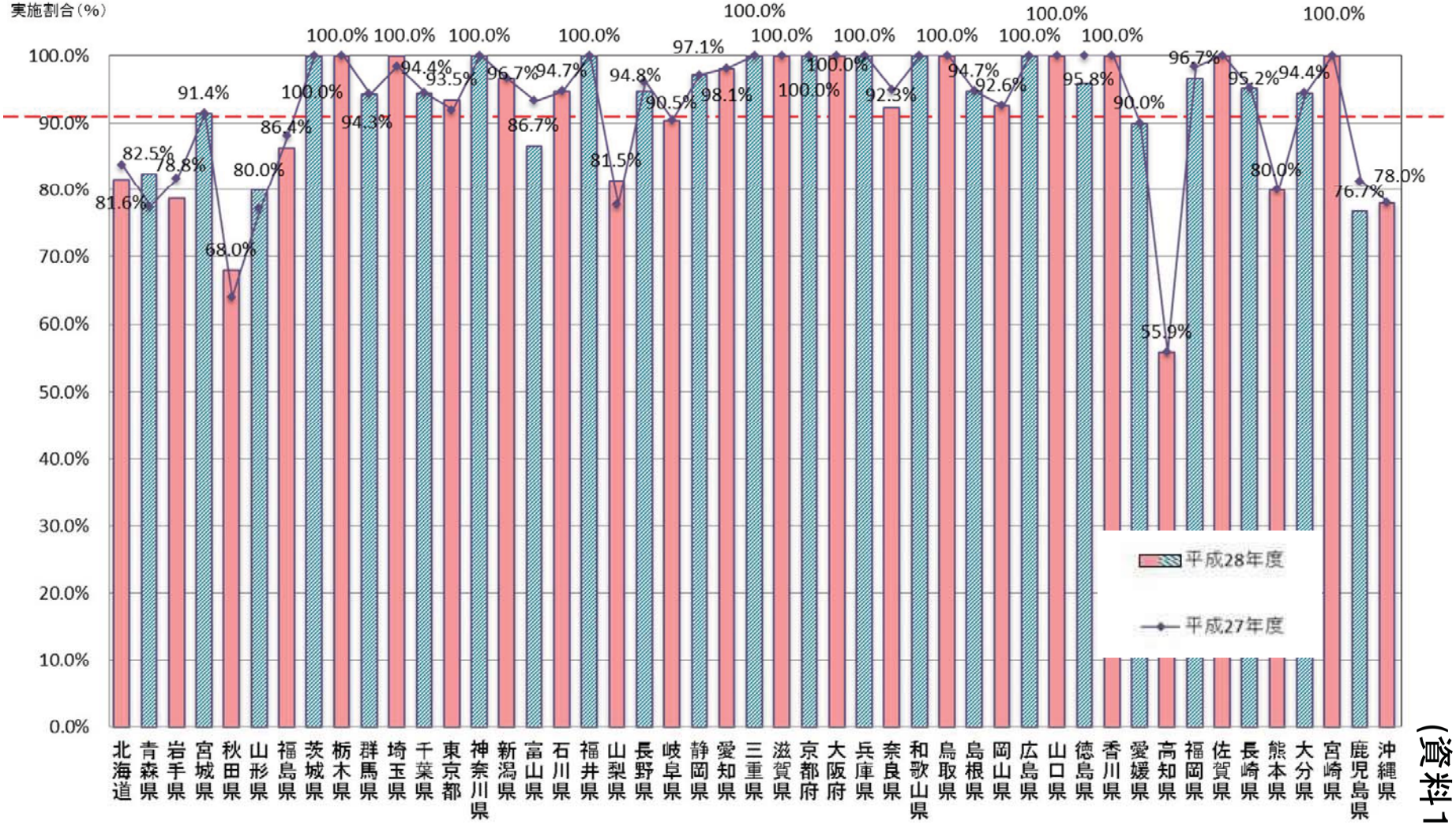

※数値は平成28年度値。
※各自治体からの実績報告（平成29年9月末日時点）に基づき自立支援振興室において集計したもの。

（資料1－6）

地域活動支援センター基礎的事業の実施状況（平成28年度）

○ 各都道府県内の市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
○ 全体では1,369市町村／1,741市町村（H29.3.31現在）で実施割合は78.6%である。

全国
78.6%
（前年度 78.3%）

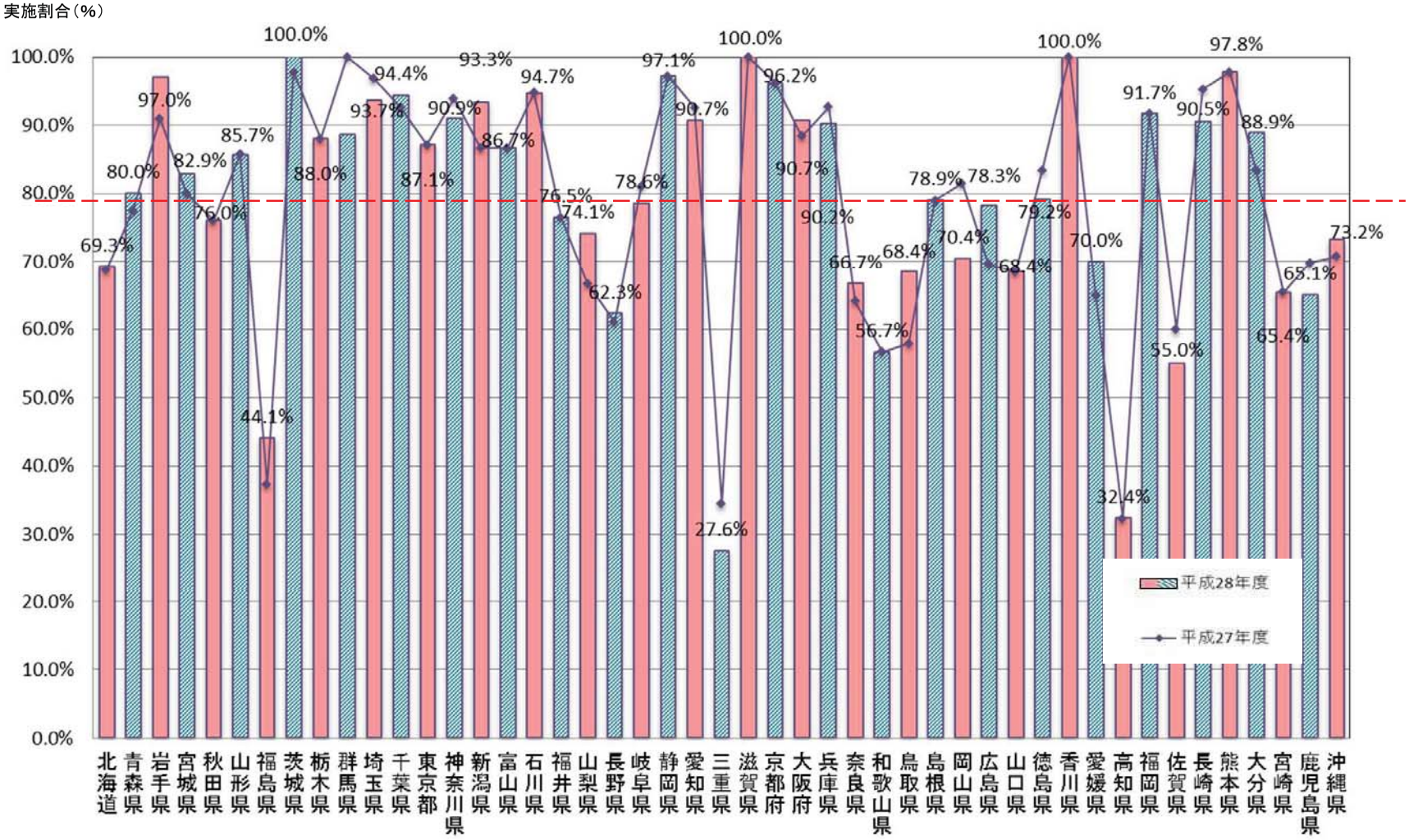

※数値は平成28年度値。
※各自治体からの実態調査報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

（資料1－7）

理解促進研修・啓発事業の取組事例

※ 平成28年度地域生活支援事業費等補助金実績報告書より

実施形式		実施事例
① 教室等開催	障害特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児、難病など）を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催する。	聴覚障害者協会及び手話サークルが講師となり、学校や自治会単位の地域のグループを対象に、市民手話講習会を実施。聴覚障害者のコミュ乳ケーション方法や生活上の困りごとを学んだ上で、簡単な手話を学ぶ。聴覚障害者の実体験を知ることで、障害があるということを考える機会を提供すると共に、手話に対する理解、啓発を図る。
		学区や地区単位で、地域住民に対し、同地域に在住している障害当事者や障害者の家族が講師となり、当事者の生活の紹介や障害者の地域生活また生活課題を具体的に紹介する研修会を開催。
		小学校及び市民グループ等に対して、訪問啓発型講座（出前講座）として、障害当事者による講話、障害体験（車椅子、点字、アイマスク等）、手話等の講座を実施した。
		小学校における授業の一環として、様々な伝達方法を児童とともに考えることでコミュニケーションを取ろうとする意欲、伝え合うことを大切にする姿勢を育み、手話学習を通して、障害者理解を促進する。
② 事業所訪問	地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。	近隣の2市2町合同開催し、地域の障害福祉事業所を西ルートと東ルートに分け、施設の見学を行うとともに施設の方からの説明を聞きながら、障害者の施設での様子を見学するバスツアーを開催した。開催の募集に当たっては、各町内科医への回覧チラシの配布やケーブルテレビでの開催告知、参加者募集を行った。
		小学生が就労サービス事業所を訪問し、職員から事業所の説明を受けた後に、施設内の見学や作業体験、障害に関するクイズを行った。本件について、報道機関に情報提供した結果、テレビのニュースや新聞に掲載されるなど、広く市民への周知にもつながった。
③ イベント開催	有識者による講演会や障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような 形態により、障害者等に対する理解を深める。	パラリンピック種目として話題になったボッチャの体験会や、誰もが弾ける楽器として有名なヘルマンハープの体験会などを開催し、障害がある人もない人も楽しめるような交流会を複数回開催した。
		ポニー、ウサギ、インコなどの動物とのふれあいを介して、障害のある人と障害のない児童の交流会を開催した。市広報やホームページに開催案内を掲載し広く周知を図ったほか、規模の大きいイベントと同時に開催し、回遊できるよう工夫した。
		障害のある人と障害のない人が共に楽しむためのイベントを開催し、障害のある人の生活を体験できるようなコーナーではスポーツやゲーム形式にしたり、多くのブースを回ってもらえるようスタンプラリーを実施するなど工夫した。
		地域交流事業として、学校や校区福祉委員会と協力し、月に1度地域住民と障害者が集うイベントを開催した。内容は、地域小学校の吹奏楽演奏会や、地域の公民館等で活動するサークルのマジック発表会、また障害当事者によるピアノコンサートなど、地域住民と障害者が集える機会を実施した。チラシ配布や、ケーブルテレビにより、参加呼びかけを実施した。
④ 広 報 活 動	障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。	市と障害者団体が連携し、啓発事業として、市内のバリアフリーマップを作成し、市ホームページ、広報誌、またFMラジオを活用し周知を図る。
		市内の大型商業施設等多くの住民が集まる場所において、授産製品や障害者理解を深めるチラシを障害福祉サービス事業所の利用者等で配布した。
		視覚障害者が白杖を垂直に頭上に掲げてSOSを示す合図（白杖SOSシグナル）について、見かけた際に積極的に声を掛けてサポートする白杖SOSシグナル運動として、リーフレット等の作成配布、また駅掲出用パネルの作成を行う。市広報やホームページにおいて普及を図るとともに、情報誌や新聞、テレビ、ラジオを通じて啓発を行う。
⑤ その他の形式	上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。	障害者等が必要な支援を求めるために携帯するカード（ヘルプカード）を作成し交付する。障害のある方がそれを携帯することで、本人や家族の不安軽減を図り、また地域住民へ普及啓発を行うことにより、障害者理解の促進を図る。
		多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障害のある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする「アイサポーター」を育成するため、講座、説明会の開催や講話などを行う。 市民総合文化祭が開催されている会場の一角にブースを設け、食料品や小物雑貨を製造、販売している複数の障害者施設が出店を設けた。その際、施設の活動状況等をパネルで紹介し、障害者理解を促進した。会場の入り口付近にスペースを確保し、多くの市民へアピールできるよう工夫した。
		特別支援学校高等部の卒後の進路決定等にあたり、その児童及び保護者等向けの福祉事業所合同説明会を実施することで、障害福祉サービス制度や市内の福祉事業所を知る場を提供するとともに、より障害のある方に適したサービスや事業所を選択できるよう支援する。

自発的活動支援事業の取組事例

※ 平成28年度地域生活支援事業費等補助金実績報告書より

実施形式		実施事例
① ピアサポート	障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動へ支援する。	・ピアカウンセリング講座として語らいの場を設定し、テーマをもとに参加者が語り合う等の活動を行う。
		・障害当事者が生活スキルの向上や社会活動等の計画を作るなどのグループ活動を行う。また地域を越えての交流も実施しており、情報交換や、新しい人間関係を作る機会となっている。
		・障害当事者やその家族、地域住民が集い交流できる場を設置し、相互に情報交換や悩みの共有、また交流を促進する活動を行う。
② 災害対策	障害者等を含めた地域における災害対策活動へ支援する。	・避難体験会や防災講演会を開催する他、防災の手引き、福祉避難所が開設された際に運営が円滑に行われるためのマニュアル作成を行う。
		・災害事例をもとに、障害者の避難や避難後の生活等をテーマとしたグループワークを行う等の活動を支援する。
		・障害者等に対して災害時の支援に必要な情報を聴き取り、災害時要援護者台帳を作成する。併せて、地域の機関・団体に理解を得ながら、見守りネットワークの構築を図る。
③ 孤立防止活動支援	地域で障害者等が孤立することがないよう見守り活動に支援する。	・障害当事者が地域で孤立することがないよう見守り活動等を行い、またその活動により地域住民の障害福祉に対する意識高揚を図る団体に対して補助する。
		・日中支援を受けることが出来ない日程等において、障害当事者（日中支援を受けていない方も含む。）同士が交流する機会を設ける。
		・在宅で生活している障害者宅を訪問し、日頃の状況を把握するほか、地域や関係機関との関わりを持てるような支援を行う。
④ 社会活動支援	障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障害者等に対する社会復帰活動を支援する。	・お祭りなど、地域のイベントに参加する機会や、祝日に近隣住民と交流する機会を設けることにより、障害当事者の社会参加や交流活動を促進する。
		・障害児者が日常生活・社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障害児者の家族や地域住民が取り組む交流活動を支援する。
		・障害当事者が自ら地域住民に対して行う、障害に対する理解を求めるための啓発活動等を支援する。
		・障害当事者がその家族等と協力しながら、公共施設や公園の清掃活動を行う。
⑤ ボランティア活動支援	障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援する。	・障害者本人やその家族、またはそれを支えるボランティアが病気を正しく理解し、制度や社会資源を使えるようになることを目的とした家族・患者教室、ボランティア育成講座を開催する。
		・ボランティア入門講座を開催し、視覚障害者との交流や視覚障害者を支えるボランティア活動としての点訳、音訳、ガイドヘルプ、パソコン点訳を通じ、視覚障害者への理解を深める。
		・音訳のボランティア活動を実施する団体が、音訳CD等を作成し配布する。また、ボランティア養成講座を開催するなどして、担い手の獲得・育成を図る。
⑥ その他形式による支援	上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援する。	・障害当事者による物品販売や、その他自発的に実施する活動を地域住民に報告する機会を設けることで、社会参加や交流、外出意欲の向上を促す。
		・障害当事者が過疎地域等に出向き、当該地域における高齢者や生活困窮者の方へ、困りごとの手伝いや安否確認等を行うことで、地域でのコミュニティ構築や、働く機会を設ける。
		・障害当事者、その家族と地域住民が、物づくり体験、社会見学等を実施する。相互にコミュニケーションをとり、理解・親睦を深める。

「心のバリアフリー」推進事業の取組事例

※ 平成29年度地域生活支援事業費等補助金「心のバリアフリー」推進事業協議書より

実施事例
ヘルプマーク、ヘルプカードを作成し、管内市町村等公共機関で住民から市町村へ申請することにより、配布する。また、ヘルプマーク、ヘルプカードの普及啓発用ポスターやリーフレットを作成し、それを交通機関等に対し掲示、配布依頼を行う。併せて合理的配慮の呼びかけとして、合理的配慮啓発リーフレットの配布、また県広報紙の作成配布等を行う。更に、普及の取組について、報道機関へ取り上げてもらうよう働きかけている。
東京都が開発したヘルプマークを作成・配布し、援助を得やすくなるよう、東京都と連携して交通事業者に働きかける等、普及啓発に取り組む。
東京都が作成したヘルプマーク等についてのリーフレット等を作成し道民あて配布（配布は市町村に一任）、関係機関と連携した普及啓発を実施する。道内全市町村においてヘルプマーク等の配布制度が導入されるよう支援し、道内のどこであってもヘルプマーク等が活用される環境整備を図る。ヘルプマーク導入初年度に各市町村に対してヘルプマークを配布し、次年度以降各市町村が主体的に配布するよう環境整備する。ヘルプカードについて、必要とする方が自身で作成できるよう、その様式を道のホームページに公開する。
「外見からは障害のあることが分からない人で配慮等を必要としている人」が身に着けることで配慮等を必要としていることを示すヘルプマークを作成配布する。
障害のある人に対してちょっとした手助けや配慮などを実践する「あいサポーター」を養成する。「あいサポーター」養成のために研修を行うため、研修DVDを作成する。 また、 配慮を必要としている障害者の方にはヘルプマークを交付し、支えられる双方向の関係がスムーズに展開されるような仕組みを構築する。
あいサポーター研修、地域実践塾、公開講座、あいサポートメッセンジャー養成研修を開催する。市町村等とも協力して、県民への施策啓発の広報及び他県との連携を図る。また、あいサポート企業・団体認定や障害者週間におけるあいサポート運動の啓発を行う。障がい者理解パンフレット、リーフレットの改訂版を作成する。
あいサポート運動を実践する県民（あいサポーター）を増やすため、県民向け研修を実施する。それぞれの地域であいサポーター研修を実施できる者（あいサポートメッセンジャー）を養成する研修を実施する。あいサポート運動の考え方を普及するための教材・広報資材等を作成する。
県民オール「あいサポーター」として目標を掲げ、「あいサポート企業・団体」の取組支援を実施し、地域や職場でのあいサポート運動のリーダーとなる「あいサポートリーダー（講師）養成研修」及び「就労支援リーダー研修」を実施する。
精神障がい者への偏見や差別解消を図り、精神障がい者が生活しやすい地域づくりを推進するため、ピアサポーターを養成し、専門職及び一般住民に対し精神障がい者の理解促進を図る。修了後のピアサポーターは、各々の就労先等にて、研修の内容をフィードバックする。雇用養成や派遣等の実績があるNPO法人に委託して実施する。
地域における精神障害者や家族等の援助者として「メンタルヘルスサポーター」を確保するため、養成講座を開催。養成された「メンタルヘルスサポーター」は、当事者等から相談を受ける他、精神障害について地域住民への普及啓発を行うことが期待される。
障害者差別解消のための考え方・対応について、県民に浸透を図る小冊子を作成、公的機関や鉄道会社に設置し配布。地域住民の理解を深める。
障害者差別解消法の啓発動画の車両広告枠での放映を行う。
主な障害の説明や支援事例、また県の取組み等を紹介する障害者理解促進のための専用サイトを運営し、広報啓発に活用する。
県内障害者を対象としたアンケートを実施し、実際にあった困りごとや希望する配慮等をまとめた普及啓発用冊子を作成し、関係団体、民間事業者に配布する。
障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発として、リーフレット及びグッズを作成し広く配布する。
ハートフル専用パーキング利用証制度について、ステッカー掲示等により適正利用推進、それをきっかけとしてお互いの心を思いやる「心のバリアフリー」が県民に醸成される。また、施設のバリアフリー状況を絵記号で示すバリアフリー表示証により、整備状況の情報発信を行う。誰もが利用しやすい整備・配慮を意識するきっかけとなり、「心のバリアフリー」推進に寄与される。
共生フォーラムを開催し、当事者又はその家族等を講師に招いての基調講演等を行うことで障害者理解促進を図る。また、パラリンピック出場者のトークイベントや、ワークショップ等予定している。
小中学生が視覚障害者支援センターを訪問し、職員の講話、点字体験および障害者への接し方などを学習する。また、視覚障害者支援センター職員、視覚障害者協会役員、ボランティアなどが小中学校に赴き、講話、点字体験、障がい者への接し方などを指導する。その他、夏休み期間中に小学生とその保護者を対象にした盲導犬体験教室を開設し、盲導犬の理解促進を図る。
知的障害者が自らの意志で生活のあり方を選択し、自立した生活を送れるよう、知的障害者の本人活動を支援するための事業（大会開催）を実施。本人大会、役員会、交流会、勉強会等にて、防災の知識を学ぶ・就労の好事例等を情報共有する等行い、地域でともに生活できる力を身につける。
商業施設等において障害の疑似体験や障害者施設製品、作品展示のイベントを行う。
県とNPOとの協働事業（NPOへ委託）として、心のバリアフリーを広めるための取組（特に、障害を理由とする差別の解消を推進するための取組）として、委託先NPOが地域住民と障害のある人が共に参加できる事業（シンポジウムや作品展等）を行いながら、障害についての知識及び理解を深め、差別の解消を図る事業を行う。

平成 29 年度障害者白書
226 頁～228 頁抜粋

障害者に関するマークについて

○順 不 同

名　　称	概　要　等	連　絡　先
障害者のための国際シンボルマーク 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 http://www.jsrpd.jp/ TEL：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523
身体障害者標識 （身体障害者マーク） 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警察庁 TEL：03-3581-0141（代）
聴覚障害者標識 （聴覚障害者マーク） 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警察庁 TEL：03-3581-0141（代）
盲人のための国際シンボルマーク 	世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。 視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。 信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 http://ncwbj.or.jp TEL：03-5291-7885

名　　称	概　要　等	連　絡　先
耳マーク 	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。 聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを掲示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いいたします。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 http://www.zennancho.or.jp/ TEL：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046
ほじょ犬マーク 	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL：03-5253-1111（代） FAX：03-3503-1237
オストメイトマーク 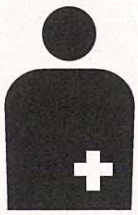	人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 http://www.ecomo.or.jp/index.html TEL：03-3221-6673 FAX：03-3221-6674
ハート・プラスマーク 	「身体内部に障害がある人」を表しています。 身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いいたします。	特定非営利活動法人ハート・プラスの会 http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/ TEL：080-4824-9928

名　　称	概　要　等	連　絡　先
障害者雇用支援マーク 	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。 そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。 障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、よろしくお願いします。	公益財団法人ソーシャルサービス協会ITセンター http://www.social.or.jp/itcenter/ TEL：052-218-2154 FAX：052-218-2155
「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク （社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク）	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。	岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 http://www.city.gifu.lg.jp/21102.htm TEL：058-214-2138 FAX：058-265-7613

（資料１－１２）

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ヘルプマークのJIS（案内用図記号）への追加について

ヘルプマークのJIS（案内用図記号）への追加について

ヘルプマークは、東京都が「義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマーク」です。

平成29年7月20日に、経済産業省において、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本人だけでなく外国人観光客にもより分かりやすい案内用図記号とすることを目的に、案内用図記号（JIS Z8210）の規格が見直され、その中に「ヘルプマーク」が追加されました。

配慮や支援を必要とする方々を示す記号として、今後ヘルプマークが今以上に活用されていくこととなります。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

トピックス

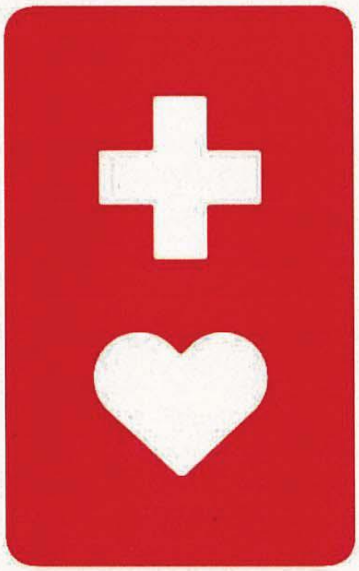

（ヘルプマーク）

- 東京都の関連ホームページ
- 経済産業省の関連ホームページ

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話：03-5253-1111（代表）
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

学校における交流及び共同学習の推進について

～「心のバリアフリー」の実現に向けて～

平成３０年２月２日

心のバリアフリー学習推進会議

はじめに

平成 16 年 6 月に障害者基本法が改正され、国及び地方公共団体は、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習を積極的に進め、相互理解を促進することが規定された。

当該改正等を踏まえ、平成 20 年 3 月に公示された幼稚園教育要領、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領、平成 21 年 3 月に公示された特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部、高等部の特別支援学校学習指導要領等において、障害のある幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）と障害のない児童生徒等の交流及び共同学習の実施が位置付けられた。

また、平成 24 年 7 月に中央教育審議会初等中等教育分科会において取りまとめられた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、交流及び共同学習を一層推進していくことが重要であると指摘された。

文部科学省においては、平成 27 年度から「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業」等により、交流及び共同学習の全国的な推進と普及に取り組んでいる。また、平成 29 年 3 月に公示された幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領及び同年 4 月に公示された特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部の特別支援学校学習指導要領において、引き続き、交流及び共同学習の充実を図るよう規定したところであり、今後改訂予定の高等学校及び特別支援学校高等部の学習指導要領においても、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申に基づき、同様に規定する予定となっている。

平成 29 年 2 月には、ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議において、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を実現するために、政府が行うべき施策が「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」として取りまとめられた。

本計画では、学校における「心のバリアフリー」の教育を展開するための具体的施策として、各学校において、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議」を設置し、平成 30 年度以降実施する具体的な取組について結論を得ることとされた。

これを踏まえ、本会議が設置され、学校における「心のバリアフリー」の教育を推進するため、交流及び共同学習の推進や関係者によるネットワーク形成に関する方策について、平成 29 年 7 月から 5 回（予定）にわたり検討を行い、本報告を取りまとめた。今後、国、地方公共団体（教育委員会及び福祉部局等）や学校等において、本報告を踏まえ、一層の取組の充実が図られることを期待する。

１．交流及び共同学習の推進

（１）交流及び共同学習に関する基本的な考え方

○　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校（以下「小・中学校等」という。）並びに特別支援学校が行う、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等の交流及び共同学習は、障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。

○　このような交流及び共同学習は、学校卒業後においても、障害のある児童生徒等にとっては、様々な人々と共に助け合い支え合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるとともに、障害のない児童生徒等にとっては、障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、障害のある人に対する支援を行う場に積極的に参加したりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながり、さらに、児童生徒等の成長を通じてその保護者の意識の向上も促すなど、社会における「心のバリアフリー」の実現に資するものである。

（関係者の共通理解）

○　交流及び共同学習を行うに当たっては、学校、児童生徒等、保護者、教育委員会や福祉部局等の関係者が、取組の意義・目的等について、十分に理解することが重要である。

○　交流及び共同学習については、各学校において様々な取組が進められているが、取組に対する教職員の意識の差も見られる。児童生徒等の意識を変えるためには、まずは教職員の意識が変わることが必要と考える。また、教職員の中には、取組の重要性は理解していても、どのように取り組めばよいのか分からないという者もいる。個々の教職員の取組に任せるのではなく、学校全体で取組の意義・目的や内容を理解し、また、教職員が適切に役割を分担し、相互に連携する必要性等を共有した上で組織的に取り組むことが重要であり、継続的に取り組むために、学校評価と関連付けて行うことで、教職員全体の意識の向上につながると考えられる。

○　また、児童生徒等に対しては、十分な事前学習と事後学習により、取組のねらいと成果や課題等を明確にするとともに、保護者に対しても丁寧な説明や情報提供を行っていくことが重要である。

（各学校段階における考え方）

○　「心のバリアフリー」を実現するためには、幼児期からの経験の積み重ねが重要であると考える。幼稚園や保育所等の段階から障害のある幼児と障害のない児童生徒等が交流や協働する機会を設けるとともに、小学校教育の段階においては、全ての児童が継続した交流及び共同学習を経験することで、障害や障害のある人への理解、いわゆる障害者理解の基礎が培われると考える。

○　なお、中学校・高等学校、特別支援学校の中学部・高等部と学校段階が進むにつれて、部活動や進路指導等による学校の多忙化に加え、参加する生徒においても初対面の相手に対する気恥ずかしさなどの心身の成長に伴う意識の変化が見られることなどにより、意欲的に取り組む生徒が減少する状況も見られる。中学校・高等学校段階においても、生徒の発達の段階に考慮しつつ、継続して取り組むことが重要である。

（２）現状と取組の方向性

○　文部科学省の交流及び共同学習に関する調査[1]によると、平成 28 年度に特別支援学校と学校間交流を行った小学校は 16%、中学校は 18%、高等学校は 26%となっている。また、居住地校交流[2]を行った小学校は 37%、中学校は 23%、高等学校は 4%となっている。

実施していない理由は、小・中学校では「近隣に交流できる特別支援学校がない／地域に居住する特別支援学校に在籍する児童生徒がいない」との回答が多いが、学校段階が進むにつれて「教科等の時数を確保することを優先している」との回答が増加している。

○　また、同調査結果では、特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習を行った小学校は 81%、中学校は 80%[3]となっており、特別支援学級を設置している小・中学校が８割強であることを踏まえると、特別支援学級を設置している学校のほとんどにおいて交流及び共同学習を実施している状況が見られる。

（取組に当たっての充実方策）

○　現在各学校で行われている交流及び共同学習においては、教育課程の連続性や学校生活との関連性に欠け、単発の交流機会にとどまってしまっている場合や、障害について形式的に理解させる程度にとどまっている場合も多く見られる。

---

1 「障害のある児童生徒との交流及び共同学習等実施状況調査結果」（平 28 年度実績）（文部科学省）

2 小学校、中学校、高等学校等において、当該学校が所在する地域に居住する特別支援学校の児童生徒を受け入れて行う交流及び共同学習。

3 本調査結果の母数には、特別支援学級が設置されていない小学校（17%）、中学校（17%）が含まれている。

○　交流及び共同学習を、いわゆる通常の授業ではなく、スポーツや文化芸術活動を通じたイベントのような形で行うことは、これまで交流及び共同学習に積極的に関わっていなかった児童生徒等や保護者などに対して、交流及び共同学習への関心を高める効果があると考えられる。一方で、準備や実施に多くの時間や費用がかかることから、このような活動のみで継続して取り組んでいくことは難しい面がある。

○　交流及び共同学習を継続して取り組んでいくためには、各学校が、交流及び共同学習によって児童生徒等のどのような資質・能力を育成するのかを明確にした上で、年間を通じて計画的に取組を進めていくことが重要であり、教育課程を編成する際に、各教科等において効果的に交流及び共同学習の機会を設ける必要がある。交流及び共同学習は、スポーツや文化芸術活動などのイベントのような形でなくとも、道徳、総合的な学習の時間、特別活動や各教科など、様々な授業を活用して行うことができる。

○　障害について形式的に理解させる程度にとどまっていたり、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等が単に一緒に過ごしたりする程度にとどめることなく、児童生徒等が主体的に取り組む活動に発展させ、児童生徒等がお互いの正しい理解と認識を深め、その後の日常の生活における行動の変容を促すものにする必要がある。

○　交流及び共同学習を、その場限りの活動だけで終わらせないためには、児童生徒等に対する十分な事前学習と事後学習を行うことが重要である。

　事前に、児童生徒等がお互いについて学び、知るとともに、取組のねらいを明確にしておくことで、児童生徒等が主体的に取り組む充実した交流及び共同学習にすることができると考えられる。

　活動を実施した後には、事後学習も重要になる。単に参加できたかどうか、楽しかったかどうか等にとどまらず、児童生徒等の意識や態度にどのような変化があったのか、ねらいは達成できたのかなど、交流及び共同学習によってどのような成果が得られたのかを多面的に評価することが重要である。取組の成果や課題を把握し、次回の交流及び共同学習に生かすことで、より充実した活動になっていくと考える。また、活動が終われば指導も終わりではなく、日常の学校生活においても、児童生徒等が交流及び共同学習を通じて学んだことを生かすことができるよう、障害者理解に係る丁寧な指導を継続していくことが重要である。

○　交流及び共同学習の活動の内容については、児童生徒等の心身の発達の段階及び障害の状態や特性等に応じて考えることが必要である。障害のある児童生

徒等と障害のない児童生徒等が同じ場で共に活動できない場合であっても、文通や作品の交換をしたり、コンピュータや情報通信ネットワークなどＩＣＴを活用してコミュニケーションを深めたりするなどにより、交流及び共同学習を進めることができる。

○　交流及び共同学習には、学校間交流、居住地校交流のように異なる学校の児童生徒等が行う場合と、小・中学校の通常の学級と特別支援学級のように学校内の児童生徒等が行う場合があり、それぞれの学校や地域の状況に応じて、継続的に実施できる方法を選択し、又は組み合わせて行うことになる。

○　小・中学校等と特別支援学校が学校間で連携し、交流及び共同学習を行う場合、両校の教育課程等の調整に時間を要し、取組が予定どおり進まないとの声もある。取組を開始する際には、このような状況も起こり得るが、両校が十分に相談の上、柔軟に教育課程を設定し、あらかじめ年間指導計画の中に位置付けて、毎年計画的に取り組んでいくことで、そのような調整の時間は次第に減少し、継続的な取組として根付いていくと考えられる。

○　居住地校交流は、特別支援学校に在籍する児童生徒等やその保護者の意向も踏まえて行われるものであり、また、実施に当たっては保護者の協力も必要になる場合もある。実施に当たっては、児童生徒等や保護者、児童生徒等が在籍する特別支援学校と児童生徒等が居住する地域の小･中学校等などの関係者が、居住地校交流の意義・目的、実施の方法や役割分担等について十分に理解していることが必要である。教育委員会においては、これらの関係者に丁寧に説明を行うとともに、保護者と学校間や交流を行う学校間の連絡調整が円滑に行われる仕組みを構築することが必要と考えられる。

○　一部の地域においては、居住地域の小・中学校等に副次的な籍を置き、居住地域との結びつきを強める仕組みを設けており、このような取組は、居住地校交流を推進する上で重要な意義がある。教育委員会においては、このような仕組みも活用し、交流及び共同学習をさらに推進していくことも考えられる。

○　学校内で実施される通常の学級と特別支援学級の間の交流及び共同学習は、特別支援学級が設置されているほとんどの学校で行われているが、学校間交流に比べて、教育課程の位置付けや時間割などの調整が容易であり、交流及び共同学習の時間を確保しやすいことから、内容・時間の両面から一層の充実を図ることが期待される。また、交流及び共同学習の時間だけではなく、学校教育全体において通常の学級と特別支援学級の児童生徒等が共に活動する時間を積極的に設けることで、交流及び共同学習の効果を高め、教科等横断的な視点か

ら、児童生徒等の意識や行動の変容につなげていくことができると考えられる。

（推進体制の構築）

○　前述のとおり、教職員の間では、交流及び共同学習に対する意識や取組状況に差があることから、個々の教職員の取組に任せるのではなく、校長のリーダーシップの下、学校全体で計画的かつ組織的に取り組んでいくことが必要である。

○　そのため、校内において研修会や実施報告会を行い、交流及び共同学習に直接携わっていない教職員も含めて、取組を共有することが重要である。また、交流及び共同学習を進めていくための手続等をまとめて各教職員に共有することで、活動を計画・実施する教職員の負担の軽減が図られるとともに、人事異動等があっても組織として引き継いでいくことができる。

○　また、学校間の連携を円滑に行うため、学校間のやりとりを補助する外部人材を活用することも考えられる。例えば、退職した教職員や社会教育関係者が学校間の調整を担っている事例がある。また、居住地校交流について、地域の民生委員・児童委員が学校と保護者の間の連絡を調整した事例もあり、このように福祉部局と連携することで円滑に取組が進む場合がある。

○　前述の文部科学省の調査によると、小・中学校等において、学校間交流や居住地校交流の調整を行うのは、「学級担任」又は「特別支援教育コーディネーター」との回答が多く、「教育委員会の担当者」と回答した学校は１～２％程度に過ぎない。

　学校によって交流及び共同学習の取組状況は異なるとともに、新たに取組を進める場合は特に、開始するまでの調整等の負担が大きい。また、両校の設置者が異なる場合もある。これらのような場合などには、学校間の調整に当たり、教育委員会が積極的に指導や助言等を行い、必要に応じ、学校と協力しつつ直接調整を行うことが望ましい。

　また、学校においても、教育委員会が交流及び共同学習について指導や助言を行う役割を担っていることを意識することで、各学校が交流及び共同学習を実施するに当たり、「まず誰に相談することで状況を動かすことができるのか」が明確になると考えられる。このことは、後述する「３．ネットワーク形成の促進」に当たっても必要な視点である。

○　さらに、教育委員会においては、モデル事業を行っている学校など先進的な学校の取組を、域内の学校に普及するなどにより、各学校において、充実した取組が行われるよう、継続的に指導や情報共有を行っていくことが重要である。

○　その際、学校が多様な業務を担い多忙化しており、現在、中央教育審議会において行われている学校における働き方改革に関する検討の状況も踏まえ、学校のマネジメントの観点からも支援を行うことが考えられる。例えば、交流及び共同学習に関する学校間の調整等について教育委員会と学校の役割分担を明確にし、域内で統一的に実施できるものについては、できる限り教育委員会が担うこととしたり、各学校において蓄積された交流及び共同学習の実施に当たってのノウハウをまとめて共有したりすることなどが考えられる。

２．障害のある人との交流の推進

（１）障害のある人との交流に関する基本的な考え方

○　小・中学校等が福祉施設等と連携して行う障害のある人との交流は、交流及び共同学習と同様の意義を有するほか、地域社会の中で、障害のある人と助け合い支え合うことを学ぶ機会になる。

○　特に、近隣に特別支援学校がないなどにより、特別支援学校等との交流及び共同学習を行うことが難しい場合は、このような障害のある人との交流が、児童生徒等にとって「心のバリアフリー」を育む機会として大きな意味を持つ。

○　また、学校卒業後における障害のある人の学びの一環として、地域の小・中学校等における児童生徒等との交流を促すことは、児童生徒等にとって「心のバリアフリー」を学ぶ機会となるのみならず、障害のある人にとっても、地域とつながりを持ち、社会参加する絶好の機会となる。障害のある人が個人として学校と交流することは困難なので、こうした取組を進めるためには、教育委員会において、学校教育と障害のある人の生涯学習や文化、スポーツ活動を推進する部局との連携を図ることが重要である。

（２）現状と取組の方向性

○　文部科学省の交流及び共同学習に関する調査によると、平成 28 年度に障害のある人との交流活動を行った小学校は 40%、中学校は 29%、高等学校は 21%となっている。

　実施していない理由は、「近隣に交流できる障害のある人がいるという情報がない」との回答が多く、学校段階が進むにつれて「教科等の時数を確保することを優先している」との回答も増加している。

○　取組としては、地域の障害者支援施設等に訪問し、施設の役割や事業の内容を学び、施設利用者との交流や介護体験等を行う事例や、障害のあるアスリー

トや芸術家等との交流会を学校で開催し、講演や体験活動などを行う事例、公民館等の障害のある人向けの学級等と地域の学校との交流会を開催する事例などがある。このような経験が将来の進学や就労の選択につながった児童生徒等もいるなど、児童生徒等に与える影響は大きい。

○　学校においてこのような取組を行いたいと考えていても、地域のどの施設等に連絡をすればいいのか分からない場合もあり、教育委員会において、福祉部局や教育委員会内の関係部局（学校教育、生涯学習、文化、スポーツ等）などと連携し、このような取組を行うことができる地域の団体・施設の連絡先を整理して各学校に共有することが有効であると考えられる。

○　また、厚生労働省では、共生社会の実現に向け、学校や地域住民に対する障害者理解を深めるための研修・啓発等、「心のバリアフリー」を普及するための市町村等の取組を促進している。それらの取組と学校や教育委員会の取組をつないでいくことで、「心のバリアフリー」を社会全体の認識へ広げていくことが期待される。

３．ネットワーク形成の促進

○　学校において、交流及び共同学習や障害のある人との交流を行うにあたり、教育委員会の関係部局（学校教育、生涯学習、文化、スポーツ等）、福祉部局、障害のある人やその支援等に関わる社会福祉事業を実践している社会福祉法人や社会福祉協議会、障害者スポーツや文化芸術等の関係団体など関係者が「心のバリアフリー」の理解を深め、市町村レベルで教育と福祉の連携を具体的に進めるためのネットワークを形成することが重要である。

○　このようなネットワークの形成に当たって、教育委員会が果たす役割は大きい。既存の連携の枠組みも活用しつつ、教育委員会が中心となって、関係者の一層の連携を図り、学校だけでなく、地域全体で取り組んでいく体制を構築することが望まれる。

○　このようなネットワークは、在学中の交流及び共同学習や障害のある人との交流にとどまらず、障害のある子供の卒業後も見据えた一貫した支援の観点からも重要である。

○　関係者による会議等を設置すれば十分なのではなく、定期的に「心のバリアフリー」に関する取組状況や実施体制などの成果と課題について協議するなど、

その機能の充実を図ることが重要である。また、地域に「心のバリアフリー」の意識を啓発し根付かせるため、関係者が協力して情報発信等に努めることが期待される。

４．今後の推進方策

○　文部科学省においては、平成 27 年度から「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業」を実施し、教育委員会が主体となり、学校において、交流及び共同学習の機会を設け、各教科等のほか、スポーツ、文化芸術活動等を教育課程に位置付け、障害者理解の一層の推進を図っている。教育委員会においては、国による予算面での支援がある期間だけの取組にならないよう留意しつつ、事業を行っている学校だけでなく域内の全ての学校が、交流及び共同学習が学習指導要領等において教育課程に位置付けられている趣旨を理解し、単発的でなく継続的に実施できるように取組を推進していくことが必要である。また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を「心のバリアフリー」を普及する大きな契機の一つと捉え、国においては、2020 年に向けて本事業の取組の充実を図り、全国にその成果を普及していくべきである。

○　また、交流及び共同学習を推進するに当たり、これまであまり実施したことがない教職員も取り組みやすいようなガイドラインが必要である。文部科学省が作成し、ホームページ等で公開している「交流及び共同学習ガイド」については、作成から時間も経っており、学校現場への普及状況も改善が必要と考えられることから、平成 30 年度中に、掲載事例を更新するなど、学校が活用しやすいものに改訂し、再度考え方や進め方の周知を図るべきである。

○　教育委員会において域内に取組を普及する際には、学校が多様な業務を担い多忙化している状況も踏まえ、実施に当たっての教育委員会と学校の役割分担の見直しや明確化、各学校において蓄積された取組のノウハウの共有など、学校のマネジメントの観点からも支援を行うことが必要である。

○　さらに、交流及び共同学習に関する情報提供を進めるため、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所がホームページ等で公開している実践事例等を充実させ、教職員等が活用しやすいものとしていくことも有効と考える。

○　国や教育委員会においては、交流及び共同学習は学習指導要領等において教育課程に位置付けられていることを踏まえ、教職員の交流及び共同学習に対す

る意識をより一層向上させるため、様々な研修の機会において、交流及び共同学習を計画的に取り上げることが望ましい。また、研修の場などを活用して、特別支援学校と小・中学校等の教職員が交流し、相互に理解を深めるようにすることが重要である。

○　障害のある人との交流に当たっては、教育委員会において、福祉部局や教育委員会内の関係部局（学校教育、生涯学習、文化、スポーツ等）などとの連携により、各学校が連携をとることができる団体・施設の連絡先を整理して共有するなど、各学校と関係団体・施設をつなぐ方策を推進すべきである。

○　また、このような取組を進めていくためには、教育委員会や福祉部局、学校、社会福祉法人や社会福祉協議会、障害者スポーツや文化芸術等の関係団体等において、市町村レベルで教育と福祉の連携を具体的に進めるためのネットワークを形成することが重要である。そのため、教育委員会が中心となって、関係者の連携を図り、地域全体で「心のバリアフリー」を実現する体制の構築に取り組むことが重要である。

おわりに

学校において、交流及び共同学習や障害のある人との交流を行うことは、近い将来に社会を担う子供たちの「心のバリアフリー」を育むだけでなく、子供たちを通してその保護者や活動に関わる関係者の障害者に対する理解を促進し、ひいては社会全体の意識を変えることにつながる。

本報告は、各学校の取組が、真にその目的を達成するものとなるよう、国、地方公共団体の教育委員会や福祉部局等、学校等の全ての関係者に共有してほしい基本的な考え方や今後の推進方策について取りまとめたものである。

本報告を踏まえた取組が確実に行われるよう、文部科学省においては、今後も定期的な実態調査の実施等により継続して各教育委員会や学校等の取組状況等を把握するとともに、継続して課題解決のための検討を行い、よりよい取組となるよう不断に取り組んでいくべきである。

（附属資料）

心のバリアフリー学習推進会議の開催について

平成２９年７月４日
初等中等教育局長決定

１． 趣旨

平成２９年２月 20 日、ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議において「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が取りまとめられ、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を実現するために、政府が行うべき施策がまとめられた。

その中で、学校教育において「心のバリアフリー」の教育を展開するための具体的施策として、各学校において、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」を設置し、全国において、自治体単位で福祉部局、教育委員会、障害のある人やその支援等にかかわる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成を促進する方策を検討することが明記された。

このことを踏まえ、標記会議を設置し、平成３０年度以降に実施する具体的な取組について検討する。

２． 検討事項

学校教育の中で、①障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習並びに②障害のある人と子供の交流を促進するために、各自治体における関係者のネットワークづくりの促進をはじめ、国、自治体、学校関係者が実施することが必要な取組について検討する。

３． 実施方法

（１）別紙の構成員において、「２．検討事項」に掲げる事項について検討を行う。
（２）必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めることができる。

４． 期間

平成２９年７月４日から平成３０年３月３１日までとする。

５． 公開等の取扱い

この会議の議事及び資料は、原則として公開とする。ただし、個人情報を含む事項等について、会議に諮った上で非公開とすることができる。

６． その他

（１）この会議に関する庶務は、特別支援教育課において行う。
（２）その他会議の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

心のバリアフリー学習推進会議　委員名簿

青木　英	大田区立御園中学校主幹教諭（特別支援教育推進担当） 情緒障害等通級指導学級担任
伊藤　数子	NPO 法人 STAND 代表理事 株式会社パステルラボ代表取締役社長
伊藤ゆかり	福井県立嶺南東特別支援学校教諭
岩崎　俊雄	全国社会福祉法人経営者協議会相談役 社会福祉法人すぎのこ会理事長
内田美紗子	全国特別支援教育推進連盟（全国特別支援学校知的障害教育校 PTA 連合会副会長）
小野村　浩	東京都立千歳丘高等学校校長
桑山　一也	東京都立文京盲学校校長
佐藤　友信	江戸川区立東葛西小学校長
外崎　毅	青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室指導主事
浜口　雄二	京都市教育委員会総合育成支援課首席指導主事
笛木　啓介	大田区大森第三中学校校長
本郷　寛	東京藝術大学美術学部教授
増子　恵美	公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会職員
村山　孝	東京都立府中けやきの森学園校長
淵上　孝	文部科学省初等中等教育局教育課程課長
中村　信一	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
田仲　教泰	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長

（オブザーバー）

星　祐子	国立特別支援教育総合研究所上席総括研究員

開催状況

第１回　平成２９年７月２５日
・交流及び共同学習・障害のある人との交流の促進に関する検討事項について
・事例発表（外崎委員、伊藤数子委員、伊藤ゆかり委員）

第２回　平成２９年８月１８日
・事例発表（青木委員、岩崎委員、浜口委員）
・意見交換

第３回　平成２９年９月２８日
・事例発表（村山委員、星オブザーバー）
・交流及び共同学習等実施状況調査の結果
・意見交換

第４回　平成２９年１２月８日
・「学校における交流及び共同学習の推進について（素案）」について

第５回　平成３０年２月２日
・「学校における交流及び共同学習の推進について（案）」について

意思疎通支援事業の実施体制整備状況【都道府県別】

○　各都道府県内の全市町村に対する事業実施体制を整備している市町村の割合である。
○　全体では1,644市町村／1,741市町村（H29.3.31現在）で実施割合は94.4%である。

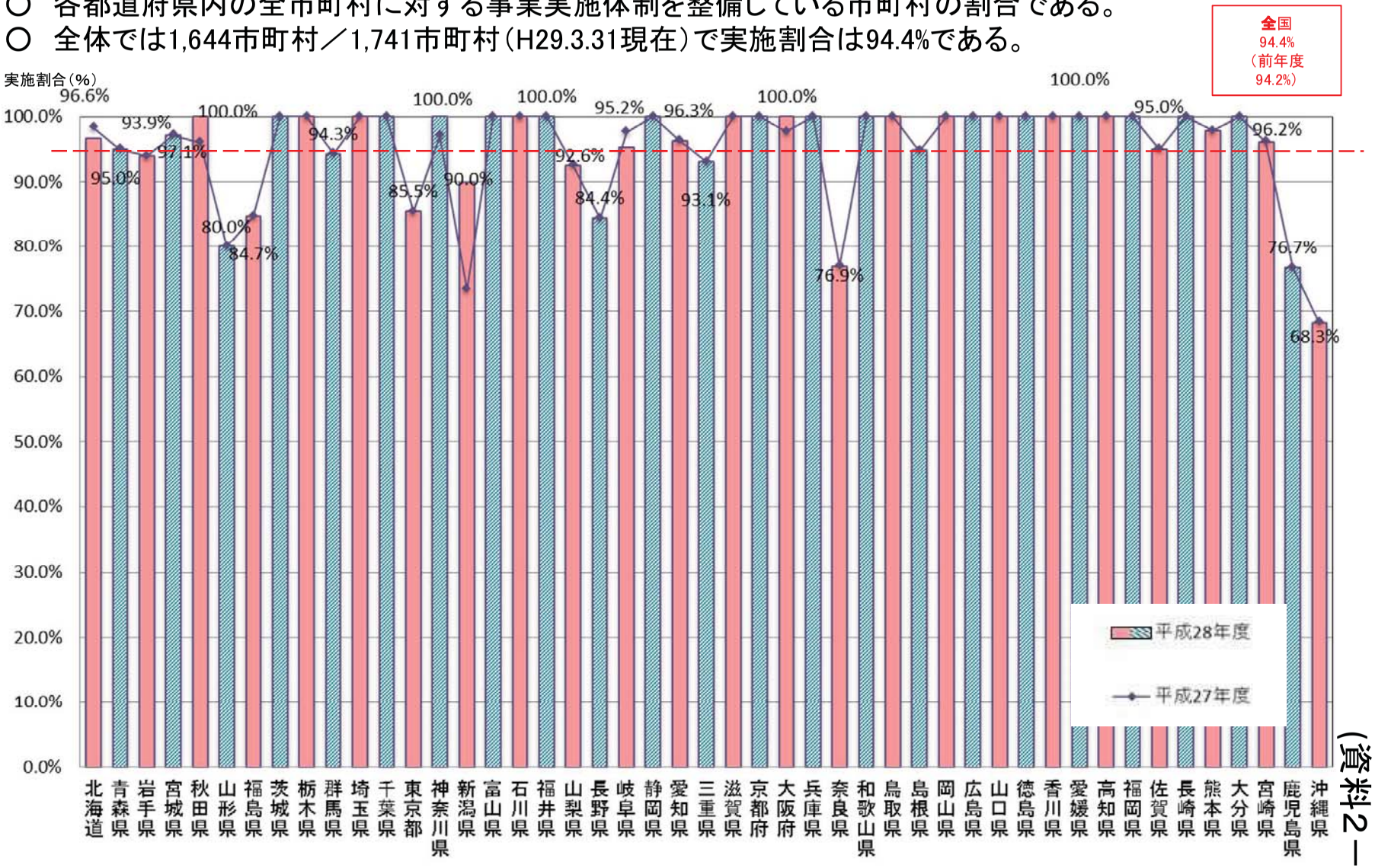

※数値は平成28年度値。
※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

（資料2－1）

意思疎通支援事業

（内訳１） 手話通訳者派遣事業の実施体制整備状況【都道府県別】

○ 各都道府県内の全市町村に対する事業実施体制を整備している市町村の割合である。

○ 全体では1,641市町村／1,741市町村（H29.3.31現在）で実施割合は94.3%である。

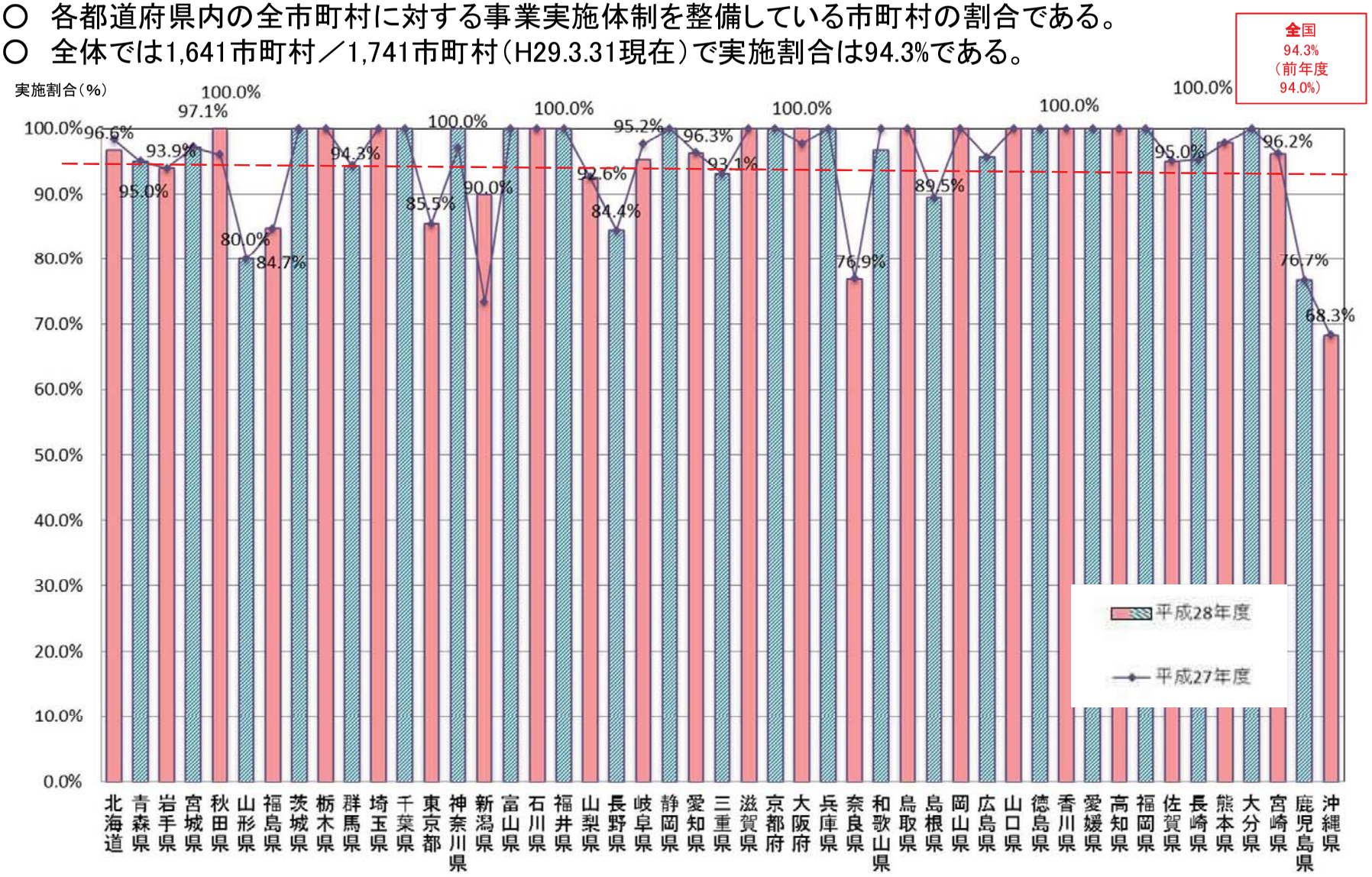

※数値は平成２８年度値。

※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

意思疎通支援事業
（内訳2） 手話通訳者設置事業の実施体制整備状況【都道府県別】

○ 各都道府県内の全市町村に対する事業実施体制を整備している市町村の割合である。
○ 全体では696市町村／1,741市町村（H29.3.31現在）で実施割合は40.0%である。

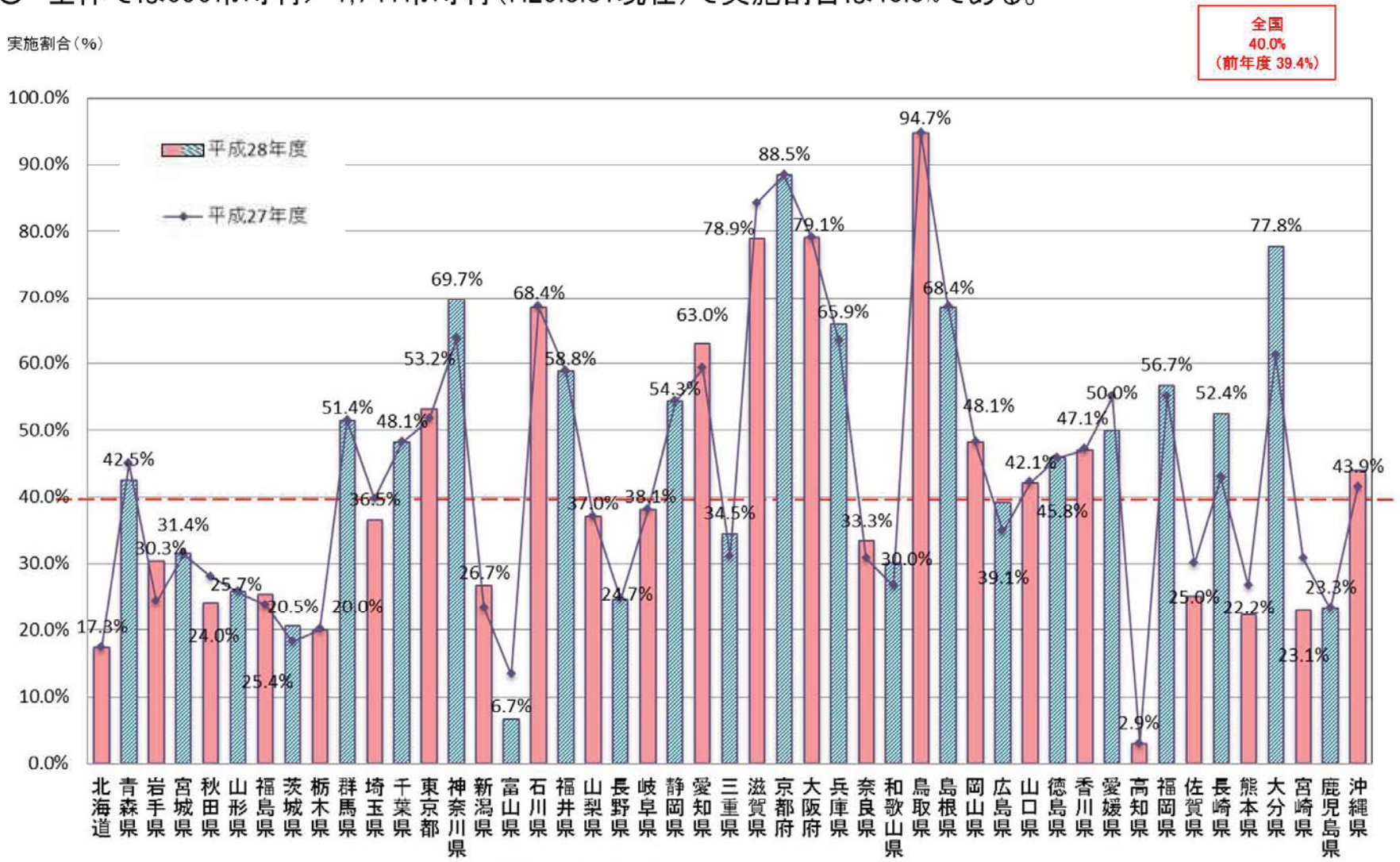

※数値は平成28年度値。
※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

意思疎通支援事業
（内訳3） 要約筆記者派遣事業の実施体制整備状況【都道府県別】

○ 各都道府県内の全市町村に対する事業実施体制を整備している市町村の割合である。
○ 全体では1,358市町村／1,741市町村（H29.3.31現在）で実施割合は78.0%である。

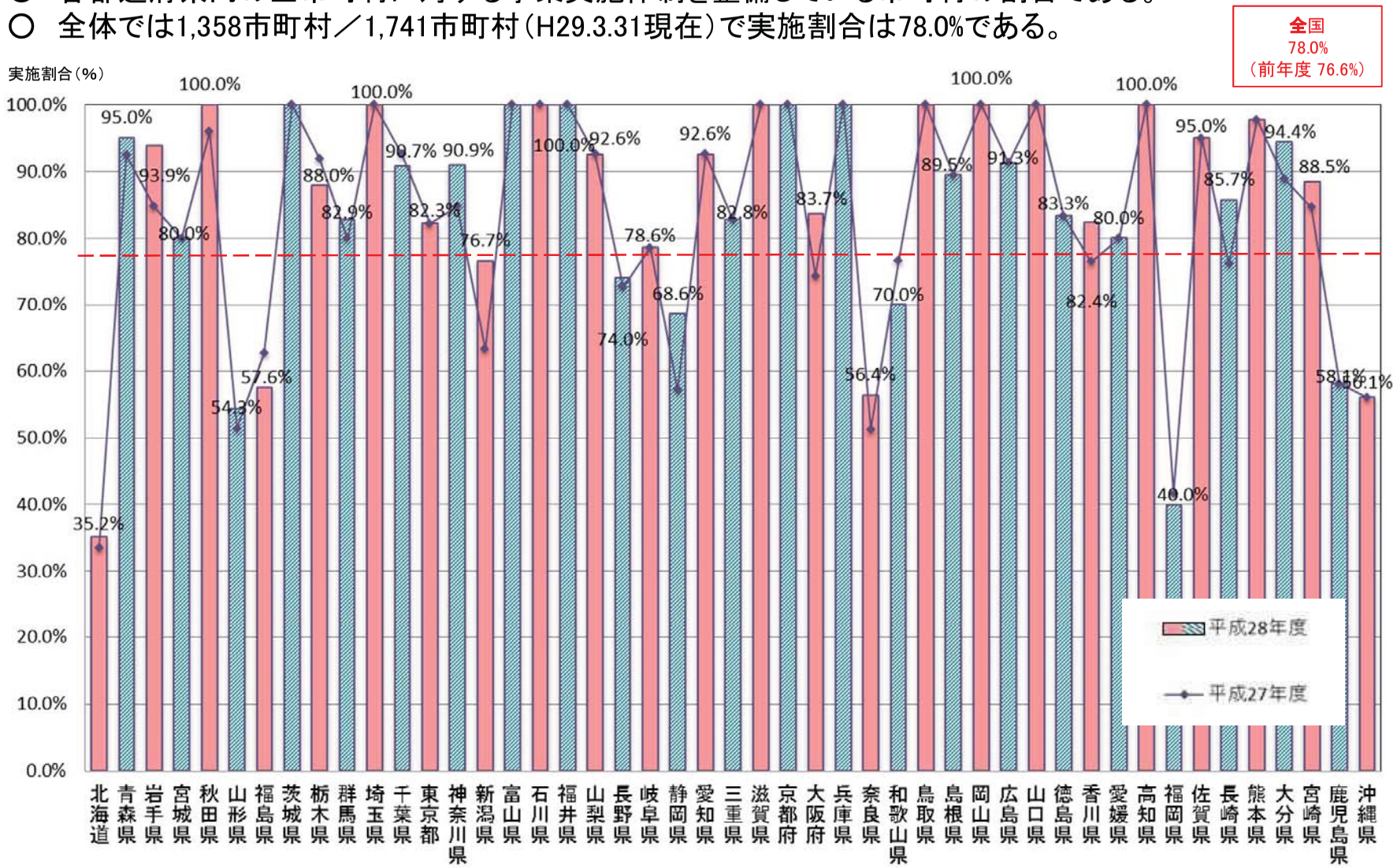

※数値は平成28年度値。
※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

資料２－２

要約筆記者指導者養成研修

年度別受講・修了者数の推移

（社福）聴力障害者情報文化センター

		平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度				平成29年度				修了者
		受講		修了		受講		修了		受講		修了		受講		修了		受講		修了		受講		修了		受講		修了		
		東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	累計
01	北海道	2		1		5	1	4	1	5		5		12		11		5		5		5	1	5	1	4		4		37
02	青森県	3		3		1		1		2		2		1	2	1	2					1		1		1		1		11
03	岩手県	5		5		2		2		2		1		3		2		2		2		2		2		2		2		16
04	宮城県	1		0		1		1						2		2		2		2		2		2		2		2		9
05	秋田県	1		1		3		1						2		2		2		2		1		1						7
06	山形県	1		1		6		6		1		1		3		3		1		1		1		1		2		2		15
07	福島県	2		2		2		2		1		1		2		2		1		1		1		1		1		1		10
08	茨城県	3		3		4		4		1		1						2		1						2		2		11
09	栃木県	6		6		11		11		4		3		3		3		1	1	1	1	1		1						26
10	群馬県	4		4						1		1		1		1		2		2		1		1		2		2		11
11	埼玉県	9		9		6		6		6		6		9		9		7		7		2		2		5		4		43
12	千葉県	5		5		6		4		2		2										1		1		4		4		16
13	東京都	5		5		2		2		5		5		2		2		7		7		4		4		5		5		30
14	神奈川県	16		16		8		7		13		11		13		10		12		11		14		13		10		10		78
15	新潟県	2		2		5		4		4		4		2		2		3		3		3		3		3		3		21
16	富山県	1		1		3		3			2		1		1		1	2		2		1		1						9
17	石川県		4		4		2		2		2		2		2		2		2		1		2		2	1	1	1	1	15
18	福井県		3		3		2		2		2		2		2		2	2		2			2		2		2		2	15
19	山梨県	1		1		1		1		1		1		1		1						1		1		1		1		6
20	長野県	6		6		2	1	2	1	4	1	4	1	2		2		2		2		3		3		3		3		24
21	岐阜県	5		5		6		6		4	2	4	2	1	4	1	4		4		4	3	1	3	1	1	2	1	2	33
22	静岡県	3		3		3		3		4		3		1	1	1	1	2		2		1	1	1	1	1	1	1	1	17
23	愛知県		5		5		6		6	3	4	2	4	1	6		5	1	3	1	3		3		3	1	5	1	5	35
24	三重県		4		3		6		6		3		3		3		3		2		2		1		1		1		1	19
25	滋賀県		4		4		4		3		3		3		3		3		2		2		3		3					18
26	京都府		5		5		4		4		5		5	1	6	1	6		6		6	2	4	2	4	1	5	1	5	39
27	大阪府		5		5		10		10		9		9		8		6		12		12		9		9		6		6	57
28	兵庫県		5		4		5		5		9		9		9		9		11		11		6		6		3		3	47
29	奈良県		4		3		3		2		3		3		3		2		3		3		3		2					15
30	和歌山県		4		4		4		4		3		1		4		4					1	3	1	3		5		5	22
31	鳥取県		4		4		2		2		2		1	1	1	1	1		2		2		2		2		2		2	15
32	島根県		4		4		3		3		2		1		3		3		2		2		4		4					17
33	岡山県		4		4		4		4	1	3	1	3	2	3	2	3	1	1	1	1		2		2		2		2	23
34	広島県		5		5		5		4		4		4		5		4		5		5	1	4	1	4	2	3	2	3	32
35	山口県	8		8			6		6	2	4	2	4	2	4	2	4	2	5	2	5	1	2	1	2	2	1	2	1	39
36	徳島県		3		3		2		2		2		2		2		2										2		2	11
37	香川県																						1		1	3		3		4
38	愛媛県		2		2		1		1		2		2		2		2		2		2		2		2	1	2	1	2	14
39	高知県		1		1	2		2			2		2		2		2	1		1			2		2	1	1	1	1	12
40	福岡県		5		5		3		3		4		4		4		4	1	3	1	3	1	2	1	2	1	2	1	2	26
41	佐賀県		1		1						1		1		1		1		2		2		2		2		1		1	8
42	長崎県		4		4	1	2	1	2	4	1	4	1	3	2	3	2	2		2		5		5			1		1	25
43	熊本県		4		3						3		3		2		2		2		2		2		2		2		2	14
44	大分県		2		2						3		3		2		2		2		2					1		1		10
45	宮崎県		4		4		5		5	1	3	1	3		3		3	1	1	1	1		1		1		1		1	20
46	鹿児島県		3		3										1		1		2		2									6
47	沖縄県		1		1	1		1		1		1		1		1			2		2	1	1	1	1	1	1	1	1	10
		89	90	87	86	81	81	74	78	72	84	66	79	71	91	65	86	64	77	62	76	60	66	59	65	64	52	63	52	998

※平成25年度以降の各都道府県の数字には政令市、中核市も含まれます。

失語症者向け意思疎通支援事業イメージについて

事業概要

（１）失語症者向け意思疎通支援者の養成【都道府県事業】
- 失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム（平成28年度策定）の必須科目（講義12時間、実習28時間）を基本として、支援者の養成を実施する。

（２）失語症者向け意思疎通支援者の派遣【市町村事業】
- 失語症者が参加する会議、失語症者のために行われる催し物、団体活動及び失語症者の外出時に支援が必要な場面について派遣を実施する。

（３）留意事項
- 養成カリキュラムについては、各地域の状況や利用者ニーズに応じて、各自治体において一部構成を変更することも可能。
- 各地域における言語聴覚士協会や失語症関係団体と連携を図り事業の円滑な実施に努めること。
- 失語症者の集まるサロンを開催し、実地研修及び失語症者の個別ニーズの聞き出しの場として活用するよう努めること。

事業イメージ

それぞれの役割

自治体
①失語症者向け意思疎通支援者の養成講座の実施
②失語症サロンの開催
③意思疎通支援者の派遣をコーディネート及び派遣の実施

言語聴覚士協会等
④失語症者向け意思疎通支援者養成講座への講師派遣
⑤失語症サロンの開催への協力（人的支援）

失語症友の会等
⑥失語症サロンの開催への協力（場所の提供、会員への周知等）
⑦地域の失語症者への呼びかけ

連携

事業実施における相関図

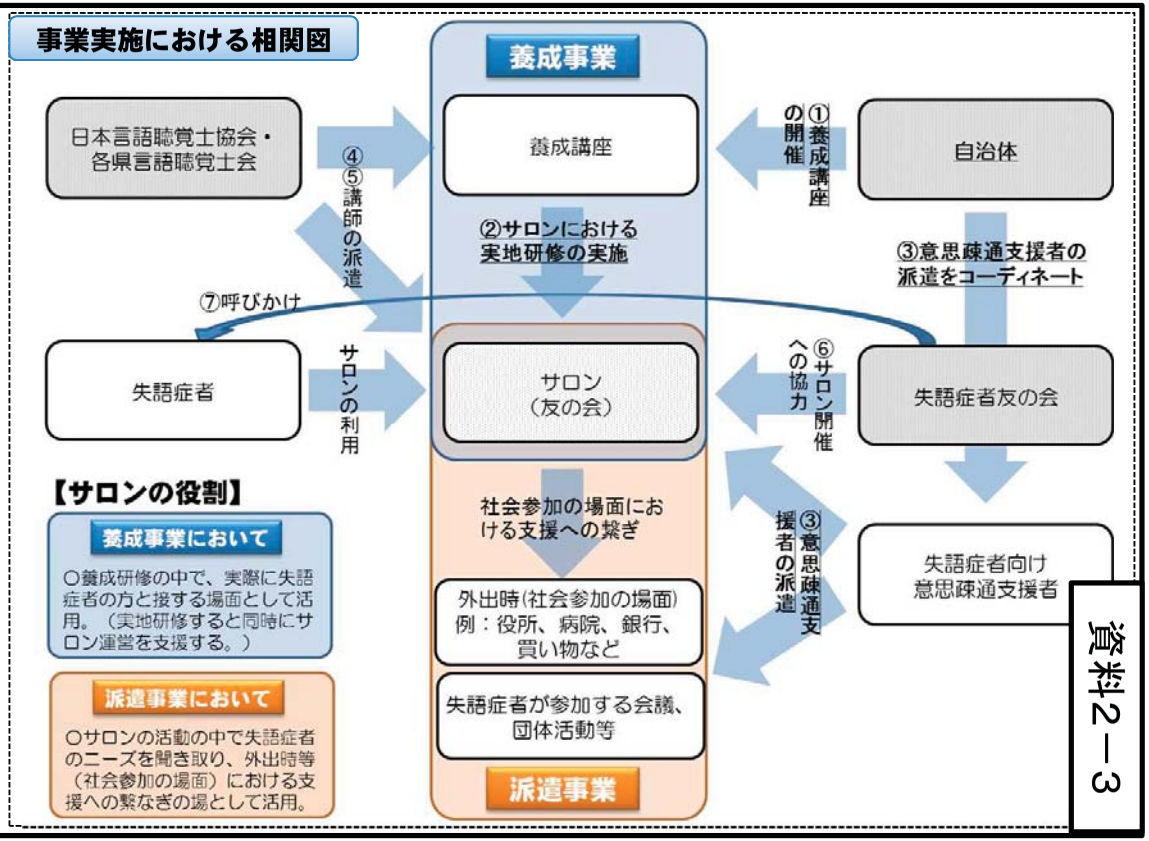

資料２－３

資料2－4

聴覚障害者情報提供施設　設置状況

（平成２９年１２月末現在）

都道府県（市）	設置	設置予定等	都道府県（市）	設置	設置予定等
北海道	△（単独事業）	平成29年度	広島県	○	
青森県	○		山口県	○	
岩手県	○		徳島県	○	
宮城県	○		香川県	○	
秋田県	○		愛媛県	○	
山形県	○		高知県	○	
福島県	○		福岡県	○	
茨城県	○		佐賀県	○	
栃木県	○		長崎県	○	
群馬県	○		熊本県	○	
埼玉県	○		大分県	○	
千葉県	○		宮崎県	○	
東京都	○		鹿児島県	○	
神奈川県	○		沖縄県	○	
新潟県	○		札幌市	○	
富山県	○		仙台市		
石川県	○		さいたま市	（○）	埼玉県と共同設置
福井県	○		千葉市		
山梨県	○		横浜市	○	
長野県	○		川崎市	○	
岐阜県	○		相模原市		
静岡県	○		新潟市		
愛知県	○		静岡市		
三重県	○		浜松市		
滋賀県	○		名古屋市	○	
京都府	○		京都市	○	
大阪府	○		大阪市		
兵庫県	○		堺市	○	
奈良県	○		神戸市		
和歌山県	○		岡山市		
鳥取県	△（単独事業）		広島市		
島根県	○（２）		北九州市	○	
岡山県	○		福岡市		
			熊本市		
			計	53	

※「設置」の内容は、身体障害者保護費負担金の交付状況等に基づくものである。

資料２－５

視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

「サピエ」は、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デイジーデータ（音声、テキストを利用したデータ）の情報を提供するネットワークです。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っています。

全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース（約９１万件）として広く活用されています。

また、１４万タイトルの点字データを保有し、６万タイトルのデイジーデータのダウンロードやストリーミングができ、個人会員はこの点字・デイジーデータを全国どこからでも、あるいは海外にいてもダウンロードが可能です。読みたい本を自由に選べ、直接入手できますので視覚障害者等の読書の自由が広がりました。

「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」（Sapientia　サピエンティア ＝ ラテン語）の広場です。

視覚障害者情報総合システム「サピエ」と点字図書館等の関係図

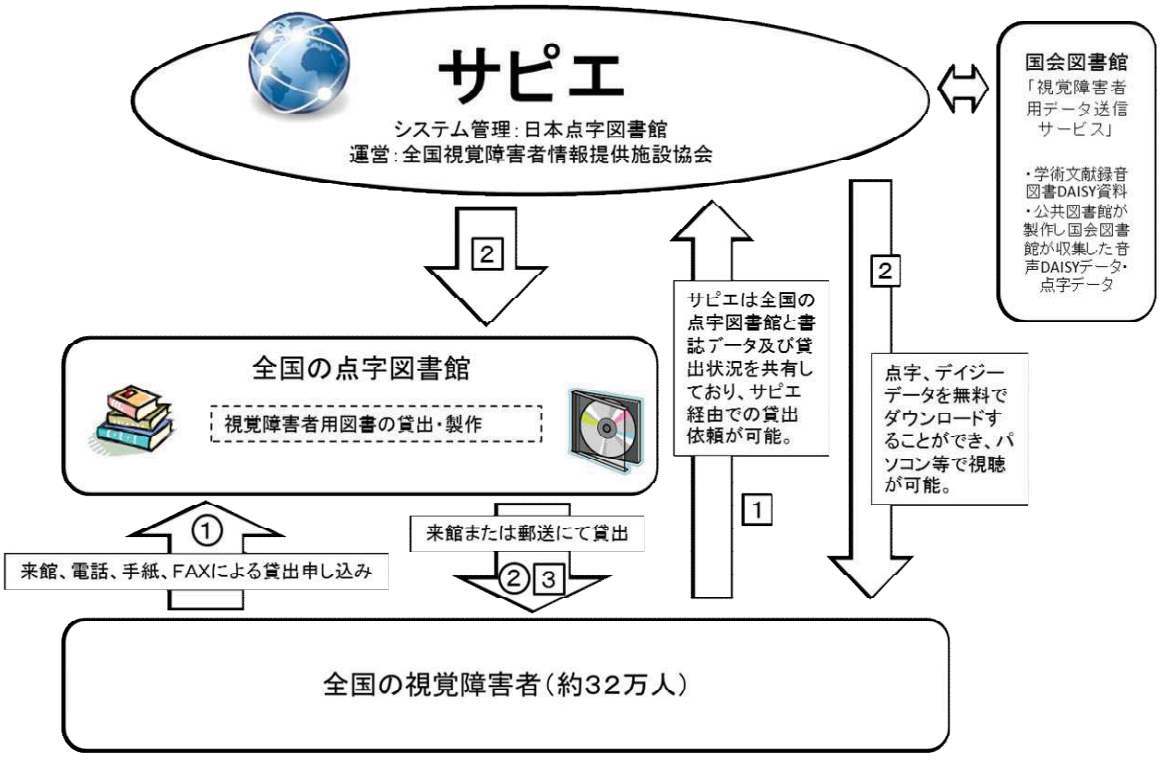

ＩＴサポートセンターの事業取組状況

資料２－６

	都道府県名	実施主体	実施機関	住所	HPｱﾄﾞﾚｽ
1	北海道	ー			
2	青森県	一般財団法人　青森県身体障害者福祉協会	青森県身体障害者福祉センターねむのき会館	青森県青森市野尻字今田52-4	http://www.nemunoki.jp
3	岩手県	－			
4	宮城県	株式会社テクノプラザみやぎ	宮城障害者ＩＴサポートセンター	仙台市泉区高森2-1-40 21世紀 プラザ研究センター内１階	http://www.tpminc.co.jp/it/INDEX/index1.html
5	秋田県	－			
6	山形県	－			
7	福島県	－			
8	茨城県	茨城県（委託先：社会福祉法人自立奉仕会）	茨城県障害者ＩＴサポートセンター　茨城福祉工場内	茨城県笠間市鯉渕6550	http://www.ifc-net.or.jp/itsupport/
9	栃木県	－			
10	群馬県	群馬県（委託先：パソボラ・サポート群馬）	群馬県障害者情報化支援センター	群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター２階	http://www8.wind.ne.jp/gunma-johocenta/
11	埼玉県	特定非営利活動法人　埼玉県障害者協議会	埼玉県障害者ＩＴサポートセンター	さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内	http://www.normanet.ne.jp/~ww100089/it.html
12	千葉県	千視協・あかね・トライアングル西千葉共同事業団	社会福祉法人 千葉県視覚障害者福祉協会 視覚障害者総合支援センターちば 社会福祉法人　あかね 特定非営利活動法人　トライアングル西千葉	千視協：千葉県四街道市四街道１－９－３ あかね：千葉県船橋市本中山３－２１－５ トライアングル西千葉：千葉県千葉市稲毛区小仲台２－６－１　京成稲毛ビル２０５号	千視協： http://www.tisikyo.jp/it/81-it/77-2012-01-08-03-51-30 あかね： http://akane-net.or.jp/business.html トライアングル西千葉： http://www9.plala.or.jp/triangle_nishi/
13	東京都	（委託）社会福祉法人東京コロニー	東京都障害者ＩＴ地域支援センター （東京都社会福祉保健医療研修センター１階）	東京都文京区小日向四丁目１番６号	http://www.tokyo-itcenter.com/index.html
14	神奈川県	神奈川県（委託先:公益社団法人かながわ福祉サービス振興会）			http://shien-network.kanafuku.jp/
15	新潟県	－			
16	富山県	－			
17	石川県	石川県（委託先：石川県身体障害者団体連合会）	石川県障害者ＩＴサポートセンター（石川県社会福祉会館１階）	石川県金沢市本多町3丁目1番１０号	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/oshirase/it_support.html
18	福井県	福井県（委託先：一般社団法人福井県身体障害者福祉連合会）	福井県障害者ＩＴサポートセンター　福井県社会福祉センター内１階	福井市光陽2丁目３－２２	http://www.normanet.ne.jp/~fukui/itsapo/index.html
19	山梨県	山梨県（委託先：社会福祉法人山梨県障害者福祉協会）	山梨県障害者ＩＴサポートセンター　山梨県福祉プラザ1階	甲府市北新１－２－１２	http://www.sanshoukyou.net/services/itsupport.html
20	長野県	長野県(委託先：特定非営利活動法人SOHO未来塾)	長野県障がい者ITサポートセンター (特定非営利活動法人　SOHO未来塾)	長野県松本市本庄1-4-10	http://www.sohomiraijuku.jp/it_support/
21	岐阜県	（一財）岐阜県身体障害者福祉協会	福祉メディアステーション（ソフトピアジャパンセンタービル1階）	大垣市加賀野４－１－７	http://www.f-media.jp
22	静岡県	－			
23	愛知県	愛知県（委託先：一般社団法人愛知県聴覚障害者協会）	あいち聴覚障害者センター	名古屋市中区三の丸1-7-2桜華会館	http://www.normanet.ne.jp/~ww100046/
		愛知県（委託先：社会福祉法人ＡＪＵ自立の家）	わだちコンピュータハウス	名古屋市昭和区下構町１－３－３	http://www.aju-cil.com
		愛知県（委託先：社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会）	名身連聴覚言語障害者情報文化センター	愛知県名古屋市中村区中村町７丁目８４番地の１	http://www.meishinren.or.jp
		愛知県（委託先：社会福祉法人名古屋ライトハウス）	名古屋盲人情報文化センター	名古屋市港区港陽１－１－６５	http://www.e-nakama.jp/niccb
		愛知県（委託先：社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団）	なごや福祉用具プラザ	名古屋市昭和区御器所通３－１２－１ 御器所ステーションビル3階	http://www.nagoya-rehab.or.jp/plaza/
24	三重県	三重県（三重県視覚障害者支援センター）	三重県視覚障害者支援センター	三重県津市桜橋2丁目	www.zc.ztv.ne.jp/mieten/p/
25	滋賀県	滋賀県（委託先：NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター）	NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター	滋賀県草津市大路2丁目11-15	―
26	京都府	特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター	京都障害者ＩＴサポートセンター　京都テルサ西館3階	京都府京都市南区東九条下殿田町７０番地	http://kyoto-itsupport.myeki.net/
27	大阪府	大阪府（委託先:社会福祉法人大阪障害者自立支援協会）	大阪府ＩＴステーション	大阪市天王寺区六万体町３－２１	http://www.itsapoot.jp/
28	兵庫県	－			
29	奈良県	奈良県視覚障害者福祉協会	奈良県社会福祉総合センター内5階	橿原市大久保町３２０－１１	http://www.nasuishin.jp/02.html
30	和歌山県	－			
31	鳥取県	－			
32	島根県	－			
33	岡山県	公益財団法人　岡山県身体障害者福祉連合会	障害者ＩＴサポートセンターおかやま　きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・ＮＰＯ会館）内１階	岡山市北区南方２丁目１３－１	http://www.pref.okayama.jp/page/490972.html
34	広島県	広島県（委託先：（株）広島情報シンフォニー）	広島県障害者ＩＴサポートセンター（株）広島情報シンフォニー内）	広島市東区牛田新町２丁目２番１号	http://www.symphony.co.jp/it-support/
35	山口県	－			
36	徳島県	－			
37	香川県	－			
38	愛媛県	－			
39	高知県	－			
40	福岡県	－			
41	佐賀県	佐賀県（委託先：特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家）	佐賀県障害者ＩＣＴサポートセンター ”ゆめくれよん＋”	佐賀県佐賀市鍋島３丁目３－２０	http://www.ykureyon.com/
42	長崎県	－			
43	熊本県	－			
44	大分県	－			
45	宮崎県	宮崎県（委託先：公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会）	県立視覚障害者センター	宮崎市江平西２丁目１番２０号	http://www.miyashishou.jp/
46	鹿児島県	鹿児島県（委託先：社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会）	鹿児島県障害者ＩＴサポートセンター（ハートピアかごしま３階）	鹿児島市小野一丁目１－１ ハートピアかごしま３階	http://shogaisha-kagoshima.jp/etc/pc-soudan/
47	沖縄県	－			

避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について（例）

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。
・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

	視覚障害	聴覚障害
安否の確認 被災地域の要援護者を確認	・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。	・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。（「聞こえない人はいませんか？」など） ・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。（「手話できます」「『耳マーク』の活用」など）
ニーズの把握 障害特性に応じた支援内容	・障害の程度（全盲・弱視など）や情報取得方法（点字・音声・拡大文字など）等を確認し、必要な支援を把握する。	・障害の程度（聞こえの状態など）や情報取得方法（手話・文字・補聴器など）等を確認し、必要な支援を把握する。
関係者との連携 避難所等における活動	・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。	・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。
避難所の説明 トイレや風呂、配給場所など	・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。	・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。
情報の共有 食料・救援物資の配給など	・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。（悪い例：「張り紙を見て下さい。」など）	・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。（悪い例：「１時の放送を聞いて下さい。」など）
機材・物品 共用品・消耗品の手配など	・ラジオ ・テレビ（解説放送） ・乾電池（ラジオなど）　等	・テレビ（字幕・手話放送）、聴覚障害者用情報受信装置（IPTV受信機） ・ホワイトボード（設置型、携帯型） ・補聴器用電池　　等

資料２－７

資料２－８

平成29年12月

平成３０年度内閣府防災部門　予算案

平成３０年度予算案　６，２３２百万円
（前年度予算額　6,238百万円）

（内 訳）
- ○災害予防　８１５百万円　（　８５０百万円）
- ○災害応急対応　１，８３５百万円　（１，８０１百万円）
- ○災害復旧・復興　２，８４４百万円　（２，８３８百万円）
- ○その他　７３９百万円　（　７４９百万円）

（単位：百万円）

区　分（主要事項名）	前年度予算額	30年度予算案	対前年増△減額
○ 災害予防	**850**	**815**	**△ 35**
実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進	121	115	△ 6
防災を担う人材の育成、訓練の充実	234	217	△ 17
社会全体としての事業継続体制の構築推進	42	41	0
防災ボランティア連携促進	16	15	△ 1
地震対策の推進	188	186	△ 2
火山災害対策の推進	193	183	△ 9
土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進	49	47	△ 1
防災計画の充実のための取組推進	9	10	1
○ 災害応急対応	**1,801**	**1,835**	**34**
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功に向けた首都直下地震対策等に係る取組推進	61	82	21
災害対応業務標準化の推進	22	23	0
防災情報の収集・伝達機能の強化	233	674	441
中央防災無線網の整備・維持管理等	1,175	905	△ 271
立川・有明の丘・東扇島施設の維持管理等	164	153	△ 11
○ 災害復旧・復興	**2,838**	**2,844**	**6**
被災者支援・復興対策の推進	49	59	9
被災者支援に関する総合的対策の推進	16	13	△ 3
被災者生活再建支援金補助金	600	600	0
災害救助費等負担金	1,883	1,882	0
災害弔慰金等負担金	140	140	0
災害援護貸付金	150	150	0
○ その他	**749**	**739**	**△ 10**
国際関係経費	272	267	△ 5
特定地震防災対策施設運営費補助金	251	251	0
その他一般事務処理経費等	225	221	△ 5
合　計	**6,238**	**6,232**	**△ 6**

（注）1. 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。
2. 前年度予算額の計には、前年度限りの経費を含む。

※復興庁一括計上（東日本大震災分）として、被災者生活再建支援金補助金１０８億円及び災害救助費等負担金等１６７億円

※※東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例については、今後関係政令を改正し、平成31年3月31日まで延長予定

実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進

平成３０年度予算案１１５百万円（１２１百万円）

事業概要・目的

○　国民の実践的な防災行動定着のためには、様々なチャネルやツールを活用して幅広い層の国民に対して啓発を行っていくことが重要。

○　内閣府では、防災に関する情報を網羅的・一元的に集約したポータルサイト「TEAM防災ジャパン」を通じた発信を行うとともに、防災意識向上の国民運動を推進する仕組みとして、各界各層の団体からなる「防災推進国民会議」や、主に防災に関係する業界団体からなる「防災推進協議会」のネットワークを活用し、幅広く普及啓発を展開。

○　また、津波防災について、実践的な避難行動がとれるよう意識向上を図る他、企業、ボランティアなど多様な主体が一堂に会し、その取組や知見を発信する場として「防災推進国民大会」を実施する。

○　これらを通じて、国民全体に対する実践的な防災行動の啓発を図る。

事業イメージ・具体例

【普及啓発の仕組み】

ポータルサイト
- 防災に関する情報を網羅的・一元的に集約・発信

防災推進国民会議
防災推進協議会
- 各界各層、業界団体等のネットワーク活用

【啓発ツールや機会の提供】

普及啓発コンテンツ
- 共有デジタルコンテンツ
- 防災啓発アイディア表彰
- 各種啓発ツール
- CSR・企業の防災取組事例

津波防災の意識向上
- 実践的避難行動の意識定着
- 津波避難訓練の参加促進
- 「世界津波の日」の普及

防災推進国民大会

●様々なチャネルを通じた啓発
●普及啓発ツールの提供

国民全体に対する実践的な防災行動の啓発

期待される効果

○　国民に対するきめ細かな防災知識の普及、防災意識の啓発により、国民の防災活動への自律的・積極的な参加が促されることで地域の防災力が高まり、災害の未然予防及び災害被害の軽減が可能となる。

防災を担う人材の育成、訓練の充実①

平成３０年度予算案１２５百万円（１３１百万円）

事業概要・目的

「危機事態に迅速・的確に対応できる人」、「国・地方のネットワークを形成できる人」を育成するために、国や地方公共団体等の職員に対する研修を行う。
また、人材を育成する研修内容の充実についての検討を行う検討会を開催するなど、体系的な人材の育成を実施する。

事業イメージ・具体例

○　地方公共団体等の職員に対して、内閣府防災でＯＪＴ研修や防災に関する研修を行う。

○　国・地方公共団体の職員に対して、「有明の丘基幹的広域防災拠点」を活用した研修や各地域へ出向いた研修を行う。

○　災害対応に関する人材を育成する研修内容の充実についての検討会を開催するとともに、研修内容及び運営方法の見直し、研修指導要領の整備やインターネットを通じた研修など、防災に係る人材の育成について総合的に検討、実施する。

（H29年度「有明の丘基幹的広域防災拠点」における研修の状況）

（H29年度岩手県における研修の状況）

期待される効果

○　国及び地方において、危機事態に迅速・的確に対応できる人材が育成され、災害対応能力が向上するとともに、組織の取り組みにより、組織としての災害対応能力の向上が図られる。

○　研修等を通じて職員間のネットワークが構築され、国・地方公共団体及び地方公共団体相互が緊密に連携した広域的な災害対応が可能となる。

防災ボランティア連携促進

平成３０年度予算案　１５百万円（１６百万円）

事業概要・目的

○　後に「ボランティア元年」と呼ばれる平成7年の阪神淡路大震災では、ボランティア（約140万人）が復旧復興の大きな原動力として認識され、その後災害対策基本法に、行政が「ボランティアの環境整備に努める」（平成7年）、「連携に努める」（平成25年）旨規定された。

○　東日本大震災や平成28年熊本地震の支援活動においても、ボランティアが大きな役割を果たしており、今後発生が懸念される南海トラフ等の大規模災害の対応において、その重要性はますます高まっている。

○　こうした現状に鑑み、行政とボランティアの連携の強化、専門性やノウハウを有するNPO等の活動に対する一層のエンパワーメント、発災時だけでなく平時のボランティア活動の促進、さらなる裾野の拡大など様々な課題に対する方策を検討する。

事業イメージ・具体例

（１）ボランティアの環境整備に関する検討会等

ボランティアと行政など各セクター間の連携や、支援策の在り方等、ボランティアの環境整備に関する課題やその方策について、有識者による検討を行う。また、課題解決のヒントとなる事例調査や、優良事例の情宣など普及啓発活動を行う。

（２）連携訓練の実施

発災時に行政がボランティアと連携の取れた対応を行うには、平時からの連携のための場作りが必要であり、発災後を想定した連携訓練を、いくつかの自治体と協働で実施し、対応力を高める。

（３）ボランティアの交流促進

全国で女性や学生などがボランティアに積極的に参加している事例を発掘、発信を行う他、専門ボランティアから一般ボランティアまで幅広く参加を募り、意見交換や取組発表の場を設け、ボランティアの交流を促進する。

期待される効果

○　首都直下、南海トラフ地震など大規模災害に備え、行政とボランティアの連携、ボランティアの裾野拡大など環境整備を進めることで、平時から、応急・復旧、復興まで各フェーズにおけるボランティア活動を推進するとともに、防災力の向上を図ることができる。

資料２－９

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について
（平成28年度末現在）

	都道府県	派遣対象 盲ろう者数	通訳･介助員数	介助員に対する 手当額	利用時間の上限
1	北海道	4	97	1,500円/時	有（240時間/年）
2	青森県	2	17	2,500円/時	無
3	岩手県	14	148	1,050円/時	有（　8時間/日）
4	宮城県	5	109	1,200円/時	有（240時間/年）
5	秋田県	9	22	1,000円/時	有（240時間/年）
6	山形県	12	60	1,500円/時	無
7	福島県	12	64	1,200円/時	有（ 10時間/回）
8	茨城県	14	55	1,670円/時	有（180時間/年）
9	栃木県	15	202	1,500円/時	有（240時間/年）
10	群馬県	7	62	1,660円/時 1,830円/時(早朝等)	有（240時間/年）
11	埼玉県	37	121	1,470円/時	有（400時間/年）
12	千葉県	31	187	1,660円/時	無
13	東京都	131	490	1,700円/時	有（登録者全体で48,412時間/
14	神奈川県	58	316	1,550円/時 1,930円/時(22時～5時)	有（80時間/月）
15	新潟県	24	127	1,300円/時	有（240時間/年）
16	富山県	3	54	1,320円/時	無
17	石川県	5	99	1,890円/時	無
18	福井県	18	27	1,670円/時	有（240時間/年）
19	山梨県	7	78	1,500円/時	無
20	長野県	5	48	1,530円/時	有　※予算の範囲内で
21	岐阜県	15	86	1,600円/時	無
22	静岡県	33	173	1,530円/時	無
23	愛知県	26	120	1,350円/時	無
24	三重県	16	39	1,500円/時	有（240時間/年）
25	滋賀県	22	121	1,500円/時	有（ 20時間/月）
26	京都府	23	356	1,500円/時	無
27	大阪府	117	472	1,450円/時	有（1,080時間/年）
28	兵庫県	51	170	1,300円/時	無
29	奈良県	9	54	1,000円/時	無
30	和歌山県	15	132	2,100円/時	有（240時間/年）
31	鳥取県	20	137	3,000円/時	無
32	島根県	21	127	1,670円/時	無
33	岡山県	13	80	1,500円/時	有　※予算の範囲内で
34	広島県	26	248	2,000円/時	有（240時間/年）
35	山口県	13	145	1,500円/時	有（240時間/年）
36	徳島県	11	71	1,500円/時	有（240時間/年）
37	香川県	11	114	800円/時	有（144時間/年）
38	愛媛県	11	124	1,400円/時	有（240時間/年）
39	高知県	11	74	1,670円/時	無
40	福岡県	23	87	1,500円/時	無
41	佐賀県	5	36	4,000円/日	有（8時間程度/日）
42	長崎県	30	170	4,000円/回（通訳介助員） 1,000円/回（移動介助員）	無
43	熊本県	18	45	1,530円/時	無
44	大分県	2	68	1,530円/時	有（240時間/年）
45	宮崎県	6	13	1,600円/時	有（　8時間/日）
46	鹿児島県	8	50	1,510円/時	有（200時間/年）
47	沖縄県	18	109	1,540円/時	無
		987	5804		

※千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県は特別支援事業の「盲ろう者社会参加等促進事業」により実施。

（出典）平成28 年度地域生活支援事業費補助金実績報告

資料２－１０

手話通訳技能認定試験　都道府県別合格者数

（単位：人）

都道府県名	第 29 回試験		都道府県名	第 29 回試験	
	受験者数	合格者数		受験者数	合格者数
北 海 道	２５	6	滋 賀 県	１２	0
青 森 県	8	0	京 都 府	２７	1
岩 手 県	2	1	大 阪 府	６１	5
宮 城 県	9	1	兵 庫 県	５２	2
秋 田 県	7	0	奈 良 県	１４	3
山 形 県	0	0	和歌山県	１８	1
福 島 県	１８	2	鳥 取 県	5	2
茨 城 県	8	0	島 根 県	１０	0
栃 木 県	8	0	岡 山 県	１０	1
群 馬 県	１２	3	広 島 県	２７	1
埼 玉 県	８２	6	山 口 県	１５	1
千 葉 県	２４	0	徳 島 県	１１	0
東 京 都	２３１	１９	香 川 県	１１	3
神奈川県	７６	4	愛 媛 県	１０	0
新 潟 県	１１	0	高 知 県	2	0
富 山 県	1	0	福 岡 県	３３	4
石 川 県	１４	0	佐 賀 県	7	2
福 井 県	6	0	長 崎 県	１８	1
山 梨 県	7	0	熊 本 県	１８	0
長 野 県	6	2	大 分 県	１１	0
岐 阜 県	5	0	宮 崎 県	9	2
静 岡 県	３２	5	鹿児島県	１４	2
愛 知 県	２７	3	沖 縄 県	１１	0
三 重 県	１２	2	合　計	1,０３７	８５

・上記の合格者数は、合格発表日現在の住所による数である。
・上記には政令指定都市在住者の数を含む。

〔再掲〕政令指定都市別受験者数・合格者数

（単位：人）

政令市名	第29回試験		政令市名	第29回試験	
	受験者数	合格者数		受験者数	合格者数
札 幌 市	8	2	名古屋市	9	0
仙 台 市	3	1	京 都 市	１５	1
さいたま市	6	1	大 阪 市	１７	0
千 葉 市	6	0	堺　　市	8	1
横 浜 市	４２	3	神 戸 市	１８	0
川 崎 市	7	0	岡 山 市	5	1
相模原市	2	0	広 島 市	9	0
新 潟 市	5	0	北九州市	5	1
静 岡 市	3	1	福 岡 市	7	2
浜 松 市	2	0	熊 本 市	8	0
			合　計	１８５	１４

Net119緊急通報システムの全国導入

会話に不自由な聴覚・言語機能障害者がスマートフォンなどの画面上のボタン操作や文字入力で119番通報を行えるシステム（Net119緊急通報システム）について、全国の消防本部での導入を促進

＜取組概要＞

・一般財団法人全日本ろうあ連盟から消防庁への要望（平成24年12月）等も踏まえながら、消防庁の「119番通報の多様化に関する検討会」において今後全国の消防本部で導入すべきシステムについて検討を行い、平成29年3月にシステムの標準仕様等をとりまとめたもの。

・総務省の「情報難民ゼロプロジェクト」の関連施策として位置づけ、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年度までを目標として、全国の消防本部における導入※を促進している。

※障害者基本計画（第4次）案においても同様の目標を設定している
（H29.6.1時点で、732本部中134本部（約18%）が導入済）

・平成30年度からは、導入・運用に関する経費について地方交付税措置を講じることとしている。

通報の流れ

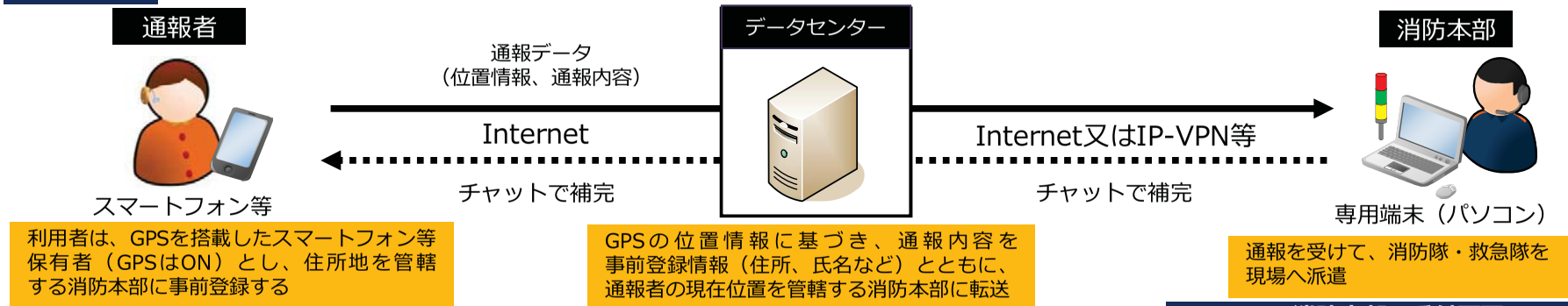

利用者は、GPSを搭載したスマートフォン等保有者（GPSはON）とし、住所地を管轄する消防本部に事前登録する

GPSの位置情報に基づき、通報内容を事前登録情報（住所、氏名など）とともに、通報者の現在位置を管轄する消防本部に転送

通報を受けて、消防隊・救急隊を現場へ派遣

通報内容（スマートフォン画面）

チャット画面

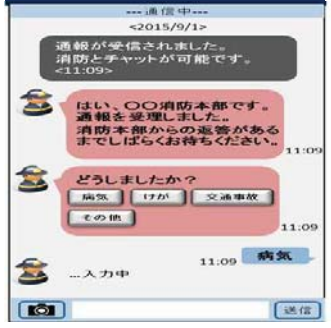

消防本部の受付画面

資料2－11
（消防庁ご提供資料）

Net119緊急通報システムでの通報手順

1.「火事」か「救急」を選択　2. 場所を指定　3. 通報

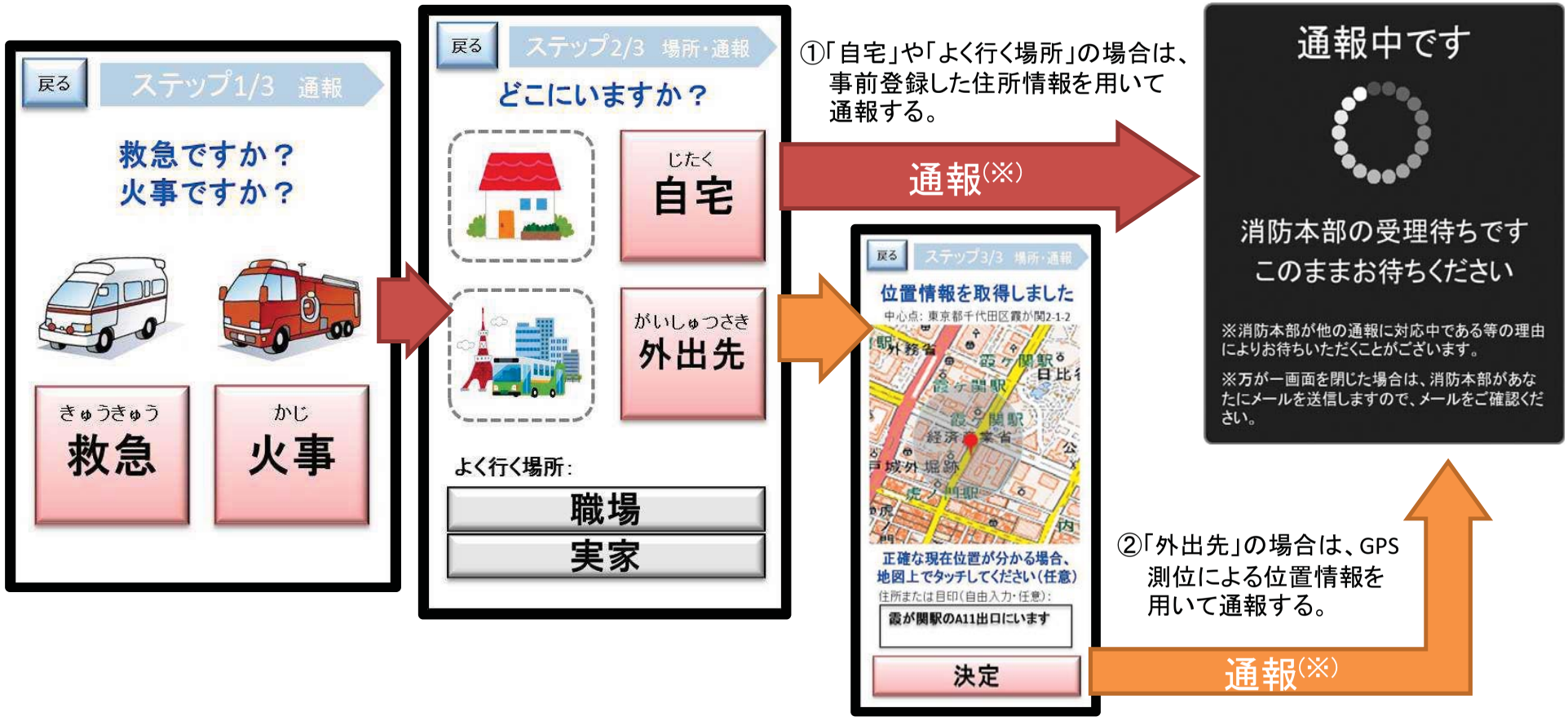

(※)症状等の詳細は、消防本部への通報接続後にテキストチャットで聴取

障害者芸術の支援をめぐる動き

資料３－１

H13
第１回 「全国障害者芸術・文化祭」を大阪府で開催

H19
「総理官邸における障害者自立支援の会」を開催
官邸南庭で、障害者施設で働く障害者が日頃の活動を披露し、安倍総理、塩崎官房長官等と直接交流する会を開催。

H20
「障害者アート推進のための懇談会」 を開催
文部科学省と共同で開催し、障害者の芸術活動が施設の余暇的活動を中心とした生きがいづくりや、リハビリ向上のためのものから、障害者の個性や才能に目を向けた美術作品の展示会等の芸術活動を推進するため、広く関係者が意見交換を行い、必要な社会的取組について提言を行った。

H25
「安倍総理と障害者との集い～共生社会の実現を目指して～」を開催
官邸南庭で、地域において就労や芸術活動に取り組む障害者等と、安倍総理、菅官房長官、田村厚生労働大臣等と直接交流する会を開催

「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」 を開催
文化庁と共同して、有識者による懇談会を行い、①障害者芸術活動の「裾野を広げる」「優れた才能を伸ばす」という視点を踏まえ、②具体的な支援の在り方として、障害者の芸術作品の「相談支援の充実」「権利保護」「支援者の人材育成」「鑑賞の支援」「優れた作品の評価・発掘、保存、展示機会の確保等」「販売や商品化」「評価・発掘、発信等を行う人材育成」「鑑賞のための環境づくり」「関係者のネットワークの構築等」の必要性が報告された。

H26
「障害者の芸術活動支援モデル事業」 の実施（平成26年度～平成28年度）
「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」の報告を受けて、モデル事業を実施

H27
「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」 の設置
（文化庁と共同開催） 平成27年６月30日、12月９日、平成28年11月９日に開催

H28
「総理と障害者の集い～「能力を生かして、生きがいを感じられる社会」の実現に向けて～」を開催
官邸南庭で、障害者の作品展示、瑞宝太鼓、石見神楽、車椅子ダンスのパフォーマンスを披露し、安倍総理、塩崎大臣等と直接交流する会を開催。

H29 H30
「障害者芸術文化活動普及支援事業」 の実施
「障害者の芸術活動支援モデル事業」で培った支援ノウハウを全国に展開することにより、障害者の芸術文化活動の更なる振興を図る。

障害者の芸術文化活動に関する予算（平成30年度予算案） 【厚生労働省】

1. 障害者芸術文化活動普及支援事業 〔平成30年度予算案〕212,500千円（平成29年度予算額 202,670千円）

〔事業内容等〕
「障害者の芸術活動支援モデル事業」（平成26～28年度実施）で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図る。
平成29年度以降は、美術作品のみならず、演劇、音楽等の舞台作品に対する支援体制の充実を図る。

（1）都道府県レベルにおける活動支援（都道府県内の相談支援、人材育成等）
（2）ブロックレベルにおける広域支援（実施都道府県・未実施都道府県の支援、ブロック研修等）
（3）全国レベルにおける支援（全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等）

〔実施主体〕都道府県、社会福祉法人、NPO法人等
〔補助率〕 都道府県レベル １／２ ブロックレベル・全国レベル 定額（10／10相当）

2. 障害者芸術・文化祭の開催 〔平成30年度予算案〕70,500千円（平成29年度予算額 45,000千円）

〔事業内容等〕
① 障害者芸術・文化祭開催事業
文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。
※ 平成30年10月６日～11月25日 大分県で開催予定

② 開催県におけるコーディネーターの配置
開催県が主体となって、各地域で開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするため、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図る。

3. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 〔平成30年度予算案〕地域生活支援促進事業（42億円）の内数

〔事業内容等〕
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図るため、平成30年度大分県で開催する全国障害者芸術・文化祭と連動して、地方都市においてサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体〕都道府県（障害者芸術・文化祭の開催県を除く。）
〔補助率〕 １／２

障害者芸術文化活動普及支援事業

（平成29年度予算額　202,670千円　→　平成30年度予算案　212,500千円）

概要

○「障害者の芸術活動支援モデル事業」（平成26～28年度実施）で培った支援ノウハウ及び平成29年度実施の当該事業の成果を全国展開することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図る。
（1）都道府県レベルにおける活動支援（都道府県内の相談支援、人材育成等）
（2）ブロックレベルにおける広域支援（実施都道府県・未実施都道府県の支援、ブロック研修等）
（3）全国レベルにおける支援（全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等）

○　平成29年度以降は、美術作品のみならず、演劇、音楽等の舞台作品に対する支援体制の充実を図っている。

実施主体

○　社会福祉法人、NPO法人、美術館等

補助率

○　都道府県レベル　国：１／２　都道府県：１／２
ブロックレベル、全国レベル　国：１０／１０
※平成30年度は、実施主体を都道府県にすることを予定。

＜事業展開イメージ＞

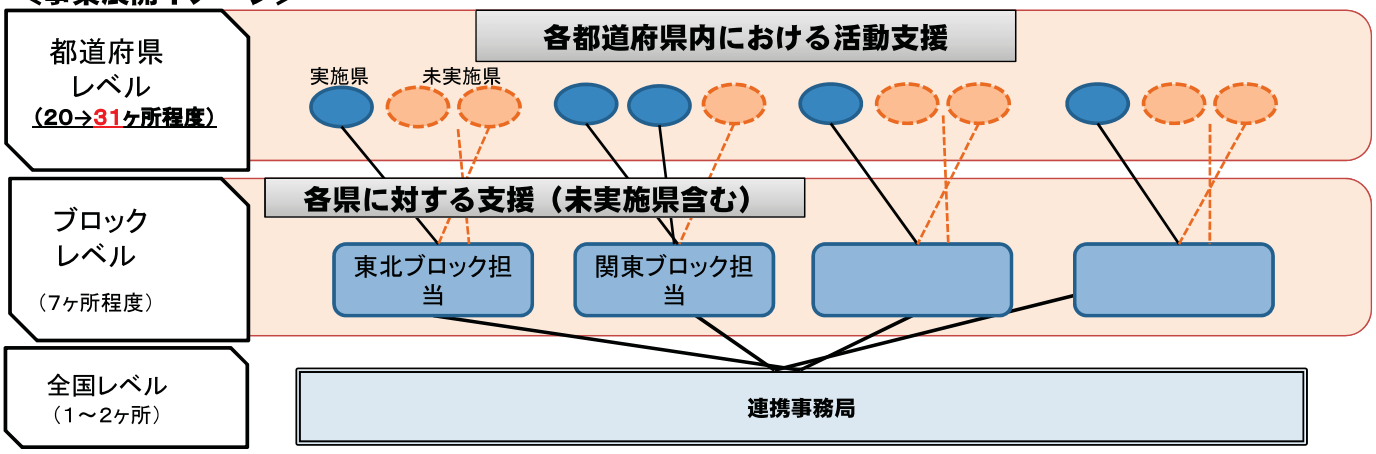

障害者芸術文化活動普及支援事業の概要

○「障害者の芸術活動支援モデル事業」（平成26～28年度実施）で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図る。

○　平成29年度以降は、美術作品のみならず、演劇、音楽等の舞台作品に対する支援体制の充実を図る。

1．対象事業等

事業内容

（1）都道府県レベル

障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を行う事業所を支援する「支援拠点」を設置し、次の事業を行う。

ア　都道府県内における事業所等に対する相談支援（支援方法、著作権保護、鑑賞支援等）、支援者の人材育成、ネットワークづくり、展示会の開催等

イ　事業実施計画や進捗状況の確認、事業実施の協力を行う協力委員会の設置

ウ　芸術作品等を制作する障害者や作品の調査・発掘、専門家による評価や企画展による発信等の実施

（2）ブロックレベル

各支援拠点をブロック単位で支援する「広域支援拠点」を設置し、次の事業を行う。

ア　実施都道府県の支援拠点に対する相談支援、情報提供等

イ　未実施都道府県の事業所等に対する相談支援等

ウ　事業所育成、人材育成のためのブロック研修

エ　ブロック内の状況把握、ネットワーク体制の構築

（3）全国レベル

各広域支援拠点を横断的に支援する「連携事務局」を設置し、次の事業を行う。

ア　広域支援拠点に対する支援

イ　広域支援拠点間の連絡調整、情報共有、意見交換等の実施

ウ　全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築

エ　全国の成果報告とりまとめ、発信等

オ　障害者団体等との連携

2．実施団体の選定の流れ

外部有識者から構成される『評価委員会』において総合的な評価を行い、予算の範囲内で実施団体を決定

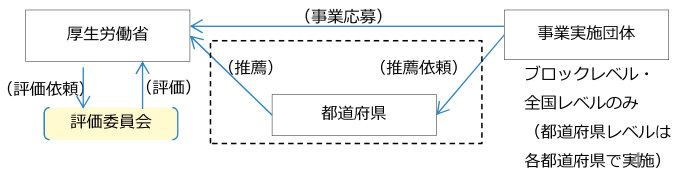

障害者芸術・文化祭開催事業　［平成30年度予算案　70,500千円］（平成29年度予算額 45,000千円）

目　的

障害者芸術・文化祭は、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加者の促進に寄与することを目的とする。

主　催

厚生労働省、開催地都道府県、開催地市町村等

開催地等

（１）毎年１回、秋季（概ね10月～12月の間）に開催
（２）開催地は、都道府県持ち回りで、毎年１回開催
※ 平成27年度から、国民文化祭と同一都道府県で開催

事業内容

１　文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。
＜実施内容の例＞
（１）文芸（短歌、俳句、川柳等）
（２）美術（絵画、彫刻、工芸、書道、写真、タイプアート等）
（３）音楽（合唱、音楽会、演奏会、ジョイントコンサート等）
（４）演劇祭
（５）伝統芸能（神楽等）
（６）舞踊（日本舞踊、バレエ、社交ダンス等）
（７）演芸（手話落語等）
（８）障害者の福祉に関するシンポジウム
（９）映画（バリアフリー映画上映）　等

２　開催県におけるコーディネーターの配置
開催県が主体となって、各地域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするため、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図る。

（参考）開催状況等

第１回(H13)大阪府	第６回(H18)沖縄県	第11回(H23)埼玉県	第16回(H28)愛知県（平成28年12月９日～11日）	第21回(H33)和歌山県
第２回(H14)岐阜県	第７回(H19)長崎県	第12回(H24)佐賀県	第17回(H29)奈良県（平成29年９月１日～11月30日）	
第３回(H15)東京都	第８回(H20)滋賀県	第13回(H25)山梨県	第18回(H30)大分県（平成30年10月６日～11月25日）	
第４回(H16)兵庫県	第９回(H21)静岡県	第14回(H26)鳥取県	第19回(H31)新潟県	
第５回(H17)山形県	第10回(H22)徳島県	第15回(H27)鹿児島県	第20回(H32)宮崎県	

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会の開催

◆ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、関係者相互の情報共有やネットワークの構築を図るとともに、障害者の芸術文化の振興に資する取組について、広く関係者による意見交換を行う。

◆ 平成27年6月30日、12月9日、平成28年11月9日、平成30年3月7日に開催。

構成員

◆	今　中　博　之	社会福祉法人素王会理事長 アトリエインカーブクリエイティブディレクター
◆	上　野　　密	一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会常務理事
◆	岡　部　太　郎	一般財団法人たんぽぽの家常務理事
◆	小　林　真　司	鳥取県福祉保健部障がい福祉課長
◆	重　光　　豊	特定非営利法人障碍者芸術推進研究機構天才アートミュージアム副理事長 京都市教育委員会指導部総合育成支援課参与
◆	柴　田　英　杞	公益社団法人全国公立文化施設協会事務局参与 出雲市芸術文化振興アドバイザー
◆	鈴　木　京　子	国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）事業プロデューサー
◆	田　中　正　博	全国手をつなぐ育成会連合会統括
◆	田　端　一　恵	社会福祉法人グロー （ＧＬＯＷ）～生きることが光になる～ 法人本部企画事業部総括
◆	野　沢　和　弘	毎日新聞論説委員
◆	日比野　克　彦	東京芸術大学美術学部教授
◆	保　坂　健二朗	独立行政法人国立美術館・東京国立近代美術館主任研究員
◎	本　郷　　寛	東京芸術大学美術学部教授

「◎」は座長　　（敬称略・50音順）

オブザーバー

◆ 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

◆ 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

◆ 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

◆ 外務省（大臣官房文化交流・海外広報課）

◆ 独立行政法人国際交流基金

◆ 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

◆ 関係自治体　等

（資料３－２）

BIG-i とは？

「国際障害者交流センター（愛称ビッグ・アイ）」は、「国際・障害者の十年」を記念して、全国の障がい者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボル的な施設として、建設されました。

ビッグ・アイ は、三つの基本理念に基づき、四つの機能を活用して、四つの事業を展開します。

三つの基本理念

１．障がい者が主役
２．芸術・文化活動や国際交流を通して障がい者の社会参加の促進
３．多くの人に親しまれる施設

四つの機能

◎多目的ホール

◎研修室

◎宿泊室

◎レストラン

四つの事業

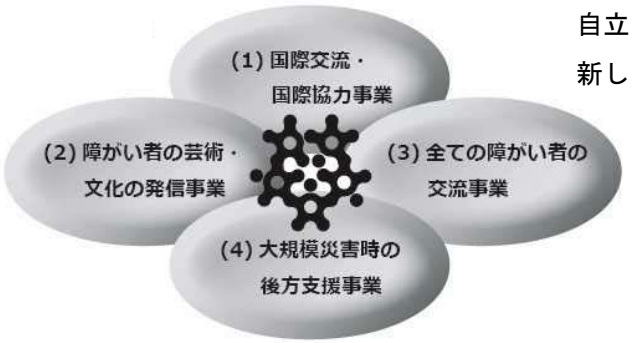

自立、参加、そして交流
新しい時代のノーマライゼーションのために

Independence：自立
Information：情報
Intercommunication：交流
International：国際的

BIG-i 完全バリアフリー対応であらゆる人々にとって利用しやすく、また障がいのある人もない人も、誰もが参加・交流できる施設です。

１）共生社会のモデル施設としての役割	・鑑賞サポート　・アウトリーチ　・啓発　など
２）自己実現と自立につなげる	・アートプロジェクト　・シアタープロジェクト ・劇場体験プログラム　など
３）異文化の交流	・アートフェスティバル　・アートキャンプ ・国際会議、海外展覧会への出品と作家間の交流　など
４）災害時の後方支援	・災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成講座 ・災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成講座　など
５）情報発信	・WEB への情報発信、提供　など
６）地域、他機関との交流および連携事業	・ボランティア養成と協働　・産官学との連携事業の実施 ・職場体験　など

ビッグ・アイ 国際障害者交流センター
〒590-0115　大阪府堺市南区茶山台１－８－１
TEL：072-290-0962　　FAX：072-290-0972
e-mail：info@big-i.jp　http://www.big-i.jp

平成２９年度国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）の実施事業

平成 29 年度に実施した事業の一覧です。30 年度の事業は随時、ホームページで公開します。
視察としてご鑑賞・ご見学をご希望の方は、ビッグ・アイまでご連絡をお願いします。

https://www.big-i.jp/

No.	事業名	開催日	開催場所	事業内容
1	ビッグ・アイ アートプロジェクト 巡回展「共振×響心」	2017 年 4 月 29 日 ～5 月 7 日 2017 年 5 月 10 日～15 日	東京・渋谷 東急文化村 神奈川・横浜 横浜ラポール	国内外の障がいのある人を対象にしたアート作品を公募し、美術専門家などによって選ばれた 50 作品を 3 ヵ所で巡回展を実施。
2	ビッグ・アイ アートプロジェクト アートキャンプ	2017 年 8 月 12 日・13 日	ビッグ・アイ 研修室他	障がいの有無や種別、年齢に関らず、多様な人が集まり一つのアート作品を 2 日間で創作するワークショップ。ワークショップ期間中には、アート創作以外に交流会やリクレーションなどいろんなプログラムを通じて交流を深めていく宿泊型ワークショップ。
3	災害時の要援護者支援人材育成事業 ①②災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成講座 ③災害時要配慮者支援ボランティアリーダー養成講座	① 2018 年 2 月 1 日 ② 2018 年 2 月 6 日 ③ 2018 年 2 月 19 日・20 日	② 大阪：ビッグ・アイ ②横浜：横浜ラポール ③大阪：ビッグ・アイ	①②視覚障がい者・聴覚障がい者の特性に特化した災害時支援リーダー養成及び平時の防災・減災活動のあり方を学ぶ講座を開催した。 ③平時の防災活動や支援体制づくりを目的として、障がい当事者・支援者の講義とワークショップによる防災・減災講座を開催した。
4	知的・発達障がい児者のための 劇場体験プログラム	2017 年 9 月 9 日・10 月 21 日 ・11 月 11 日	ビッグ・アイ 多目的ホール	様々な理由で近隣の劇場で鑑賞のできない知的・発達障がい児（者）が劇場の「しくみ」や公演中のおこる「出来事」について鑑賞体験を通じて鑑賞マナーやルールを学べる体験型の公演。映画・音楽・演劇とジャンルの違う内容で 3 回実施した。
5	ビッグ・アイ アート フェスティバル	2017 年 11 月 26 日	ビッグ・アイ 多目的ホール他 （全館）	障がいのある人、ない人が共に表現者として、参加者として多様な芸術文化に触れ、感動を分かち合える総合芸術祭。 多様な障がいに対応した鑑賞サポートや舞台サポートを実施した。

国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）事業企画課
〒590-0115　大阪府堺市南区茶山台１－８－１
ＴＥＬ　０７２－２９０－０９６２
ＦＡＸ　０７２－２９０－０９７２
E-Mail　info@big-i.jp

普及啓発の推進

厚生労働省では、ステッカー、リーフレット（一般用、医療機関向け用）
ポスターを作成し、自治体等を通じて配布している。

リーフレット
（一般向け）

リーフレット
（医療機関向け）

ステッカー

ポスター

政府インターネットテレビで、補助犬の理解促進のための番組を掲載（平成28年8月18日）

政府インターネットテレビ「徳光・木佐の知りたいニッポン！
～障害のある方のパートナー　もっと理解しよう！　ほじょ犬のこと」

http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg14097.html

「障害者週間」身体障害者補助犬普及啓発イベント(概要)

○目的　日頃、障害者問題に関心のない一般市民に対し、『身体障害者補助犬法』の周知を図り、正しい理解を促すことで、補助犬を同伴する身体障害者の更なる自立と社会参加に寄与する事を目的とする。また、実際の障害者の話を聞くことで、障害者問題を考えるきっかけ作りとする。

○内容　身体障害者補助犬法、及び身体障害者補助犬について理解を深めるテーマを設定。盲導犬、介助犬、聴導犬それぞれのデモンストレーション、補助犬使用者によるトークショー等を実施。

	日時	場所
平成18年度	12月4日	有楽町マリオン11F有楽町朝日スクエア
平成19年度	12月4日	
平成20年度	12月3日	ららぽーと横浜（横浜市）
平成21年度	12月4日	
平成22年度	12月4日	
平成23年度	12月4日	
平成24年度	9月30日	ららぽーと甲子園（尼崎市）
	12月2日	ららぽーと横浜（横浜市）
平成25年度	9月29日	ららぽーと甲子園（尼崎市）
	12月7日	ららぽーと横浜（横浜市）
平成26年度	9月28日	ららぽーと甲子園（尼崎市）
	12月6日	ららぽーと横浜（横浜市）
平成27年度	10月3日	阪急うめだ本店（大阪市）
	10月4日	ららぽーと甲子園（尼崎市））
	12月5日	ららぽーと横浜（横浜市）
平成28年度	10月1日	阪急うめだ本店（大阪市）
	12月3日	ららぽーと横浜（横浜市）
	3月29日	ららぽーとEXPOCITY（吹田市）
平成29年度	12月3日	ららぽーと立川立飛（立川市）
	12月9日	阪急うめだ本店（大阪市）
	3月3日	エミフルMASAKI（松山市）

イベントの様子

資料3－4

公益財団法人テクノエイド協会
作成資料

認定補聴器専門店と認定補聴器技能者

■　認定補聴器専門店

公益財団法人テクノエイド協会が補聴器販売店からの認定申請に基づき、その店舗の補聴器販売事業が補聴器の適正な販売を行うために遵守すべきものとして定めている「認定補聴器専門店業務運営基準」に適合している補聴器販売店を認定し、当協会の認定補聴器専門店登録簿へ登録、認定証書を交付している。

[認定補聴器専門店]　750店（平成30年2月現在）
https://www5.techno-aids.or.jp/shop/search.php

■　認定補聴器技能者

補聴器を購入される方の使用目的、使用環境、希望価格等についての相談に応じ、補聴器の適合調整、補聴効果の確認及び使用指導を適切に行うことのできる専門的な知識及び技能を習得した者を、公益財団法人テクノエイド協会が「認定補聴器技能者」として認定している。

[認定補聴器技能者試験合格者数（累計）]　4,011名（平成30年2月末現在）
[認定補聴器技能者登録者数]　3,479名（平成30年2月末現在）
http://www.techno-aids.or.jp/senmon/hocho.shtml

障害者自立支援機器等開発促進事業

資料3－5

（平成29年度予算額　161,933千円　→　平成30年度予算案　150,143千円）

事業目的

障害者の自立や社会参加を支援する機器や技術の開発は、マーケットが小さい、経費的な問題からモニター評価が行えないといった理由から、実用的製品化が進んでいない状況にある。そこで、開発企業が障害当事者と連携して開発する取組に対して助成を行うことで、障害者にとって使いやすく適切な価格の機器の実用的製品化を促進する。

事業内容

（1）障害者の自立支援機器の開発（実用的製品化）に対する助成
（2）シーズ・ニーズマッチング強化事業
（3）障害者自立支援機器導入好事例普及事業【新規】

実施主体

民間団体　（（1）は、民間団体が開発企業等を公募して開発費を助成）

補助率

（1）は2／3（大企業は1／2）、（2）・（3）は定額（10／10相当）

ニーズ把握から製品販売までのイメージ図

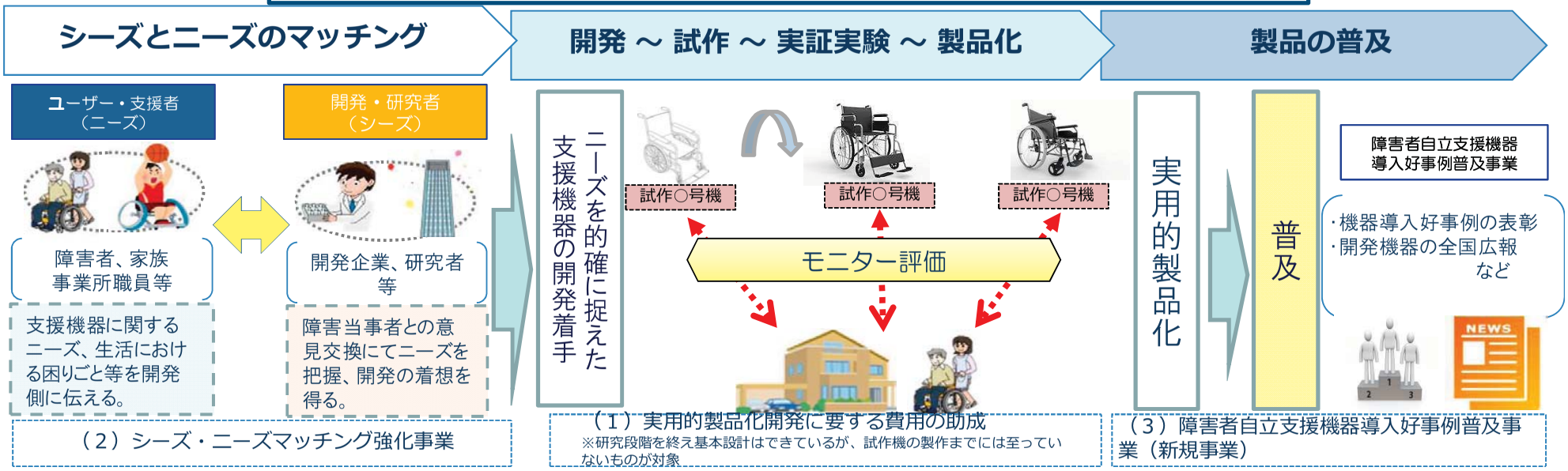

シーズ・ニーズマッチング交流会２０１７」の開催

【大阪開催】
開催期間：平成29年12月19日（火）・20日（水）10:00～16:00
開催場所：OMM（大阪マーチャンダイズマート）2階Aホール
出展参加：64企業・団体
特別企画：「就労場面における自立支援機器を考えるシンポジウム」
来場者数：307人

（交流の様子）

（シンポジウムの様子）

【福岡開催】
開催期間：平成30年1月16日（火）・17日（水）10:00～16:00
開催場所：福岡ファッションビル8階Aホール
出展参加： 52企業・団体
特別企画：「就労場面における自立支援機器を考えるシンポジウム」
来場者数：134人

（交流の様子）

（シンポジウムの様子）

【東京開催】
開催期間：平成30年2月20日（火）・21日（水）10:00～16:00
開催場所：TOC有明コンベンションホール
出展参加：92企業・団体
特別企画：「採択企業　成果報告会」
来場者数：385人

（交流の様子）

（成果報告会の様子）

シーズ・ニーズマッチング交流会２０１７」参加者の感想

【一般来場者の声】

導入できるかは別として、今、不満がある点を改善してくれるものが多かった。	障害当事者
現物を見せてくれて、説明もわかりやすかった。	障害当時者
現在できる内容、今後の見通しを知ることができた。色々なものを一斉にみることができた。	当事者家族
新しい技術を活用した福祉機器についての情報が得られた。	一般企業
相談しやすい会場・環境・雰囲気でした。	研究開発機関・団体
様々なニーズに対応した機器が多数展示がされており、勉強になった。	行政

【出展者の声】

認知度の低い失語症を実感し、企業の関心も薄く失望もあったが、交流会では、どうすればお役に立てるかとの質問も頂戴し、うれしく思った。他の障害団体との交流もできてよかった。	障害団体
開発中の製品やこれから開発する要素について、他では伺えない様々なコアなニーズを聞くことができ、製品開発に活かすことができた。	開発企業
異業種の異なる切り口の改善提案があり、ヒントを得た。	開発企業
エンドユーザーのニーズの収集、自治体で行っている取組や制度についての情報収集ができた。	開発企業
脳性麻痺の方がいらして、ご本人のニーズと研究内容とが良く合致しました。	研究開発機関

来場者アンケート【来年も参加したいですか？】

No.	選択肢	回答数	割合
1	是非参加したい	102	32.6%
2	参加したい	145	46.3%
3	どちらとも言えない	62	19.8%
4	参加したくない	3	1.0%
5	全く参加したくない	1	0.3%
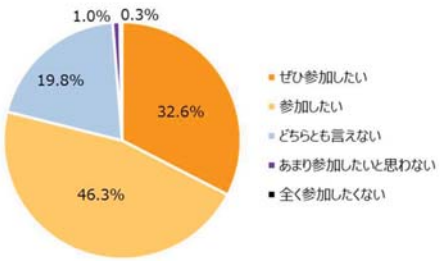
n=313
78.9%